

平成15年6月4日広陵町議会  
第2回定例会会議録（1日目）

平成15年6月4日広陵町議会第2回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

8番 中山正

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	環境整備部参与	大西利実
都市整備部参与	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成15年広陵町議会第2回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:15開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 3号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
4 報告第 4号	平成14年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告について
5 報告第 5号	平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について
6 報告第 6号	平成14年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
7 報告第 7号	平成14年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
8 報告第 8号	平成15年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
9 議案第28号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
10	広陵町農業委員会委員の推薦について
11 議案第30号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
12 議案第31号	広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
13 議案第32号	広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについて
14 議案第33号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

- 15 議案第34号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 16 議案第35号 広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 17 議案第29号 広陵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

**議 長** まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から20日までの17日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** 異議なしと認めます。よって会期は本日から20日までの17日間と決定しました。

なお、報告第3号から8号までと議案第28号及び議案第29号につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

9番 山本君

10番 青木君

に指名いたします。

**議 長** 次に日程3番、報告第3号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本件について説明願います。企画財政部長！

**企画財政部長** それでは、報告第3号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページから13ページにわたりまして改正条文を記載させていただいております。

なお、お手元に配付しております条例に関する新旧対照表の1ページから51ページまでに、現行条例に対比して改正条例を記載し、改正部分をアンダーラインで表示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

今回の改正の経緯につきましては、国におきます税制調査会が平成12年9月の諮問及び

平成14年1月の内閣総理大臣の指示のもと、抜本的な税制改革について審議を開始し、6月にはあるべき税制改革の構築に向けた基本方針をまとめ上げました。

また、3月から10月にかけては、全国12カ所で税についての対話集会を開催いたしました。7月以降あるべき税制のうち、平成15年度の税制改正で実現すべき課題について審議を行い、11月19日の総会において、その審議の結果を平成15年度における税制改革についての答申「あるべき税制の構築に向けて」として取りまとめ、内閣総理大臣に答申し、国会審議を経て地方税法等の一部を改正する法律が平成15年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなりました。

この内容につきましては、都道府県民税関係では31項目、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、自動車税、自動車取得税、入猟税、軽油引取税と、以上の項目の改正が行われたわけでありましたが、今回の条例改正につきましては、町民税等に係ります本町の条例改正の報告をさしていただいているわけでございます。

経済社会の先行きに対します不透明感が深まる中、持続的な経済社会の活性化の実現については、構造改革の断行が急務である。税制についても、構造改革の一環として少子・高齢化、グローバル化などの急速な経済社会の構造変化に的確に対応し、中・長期的な姿としてのあるべき税制を着実に実現させ、持続的な経済社会の活性化を図っていく必要があるとの考えが示されております。

地方税制改正の内容につきましては、県民税配当割課税及び株式譲渡所得割課税の創設、軽自動車税の申告に係ります様式の統一に関する改正、固定資産税の平成15年度評価替に係ります負担調整のための改正、特別土地保有税の停止に関する改正及び町たばこ税の税率改正等がなされました。

道府県民税としての配当割創設につきましては、一定の上場株式等の配当並びに公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当、いわゆる特定配当でございますが、これを課税対象とし、税率については100分の5とされました。ただし、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受けるべき特定配当等に係ります税率については、100分の3とすることとなりました。

特別徴収の方法により配当支払いをする株式会社等が道府県に納入し、配当割額に相当する額のおおむね3分の2を当該市町村に係ります個人の県民税の額に案分して交付金として交付される制度となったわけでございます。

所得に關します条例改正の該当条文につきましては、3ページの第33条第3項、4項、5項及び第6項が該当条文でございます。

控除の規定につきましては、4ページの第34条の7第1号、第2号が該当し、控除の特例につきましては、6ページの附則第7条の2が該当条文となっております。

株式等譲渡所得の創設につきましては、一定の特定口座におきます上場株式等の譲渡の対価等の支払いを受ける個人に対しまして課税されるもので、税率については100分の5とされました。ただし、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に生じた特定株式と譲渡所得金額に係ります税率につきましては100分の3とすることとなりました。

特別徴収の方法により特定口座を開設した証券会社が徴収し、道府県に納入することとなり、配当割と同様、当該市町村に係ります個人の県民税の額に案分して交付金として交付されることとなります。

所得に關する条例改正該当の条文につきましては、3ページ、第33条第3項、4項、5項及び第6項が該当いたします。

控除の規定につきましては、4ページの第34条の7第1号、第2号が該当し、控除の特例につきましては、6ページの附則第7条の2が該当条文となります。

軽自動車税の改正につきましては、賦課徴収に關し必要な事項を記載した申告書または報告書の様式が全国統一化されたわけでございます。

条例改正該当条文につきましては、4から5ページ、第87条の第1項、第2項、第3項及び第89条の2項が該当条文となります。

町たばこ税の改正につきましては、平成15年7月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこに係る税率を旧3級品以外については1,000本につき309円引き上げ、1,000本当たり「2,668円」を「2,977円」に、旧3級品については1,000本につき146円引き上げ、1,000本当たり「1,266円」を「1,412円」に改正されました。

この改正につきましては、平成15年7月1日以前に売り渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して手持ち品課税をするための措置であります。

今回のたばこ税の改正によって、平成15年7月以降の売上本数を昨年度並みと想定した場合の増収分につきましては約1,200万円程度と想定しておりますが、昨今の健康志向の傾向によりまして喫煙者の減少等、大幅な増収は期待できないと考えております。

条例改正該当条文につきましては、7ページ、附則第16条の第2項が該当いたします。

固定資産税の改正につきましては、平成15年度の固定資産税の評価替に伴い、土地に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の負担調整措置が講じられることとなりました。

宅地等に係ります固定資産税につきましては、前年度課税標準額の当該年度の評価額に対する割合、いわゆる負担水準でございますが、その区分に応じて定める負担調整率を適用することとし、税額については負担水準の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度額とすることとしたと。

住宅用地または市街化区域農地に係ります課税標準の特例措置、いわゆる200平米以下あるいは200平米以上ということで、評価額の3分の1あるいは6分の1という規定がございますが、この適用を受ける土地につきましては、適用後の額に対する負担水準の区分に対して定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額となりますということでございます。

例えば、前年度課税標準額が100万円であり、平成15年度の評価額が500万円である土地に対します税額は、負担水準については前年度課税標準額を平成15年度の評価額で割りますと0.2という数字が出てまいります。この0.2というのは、法の第12条の表により、負担調整率が1.075となっておりますので、負担調整率1.075に前年度の課税標準額100万円を乗じて平成15年度の課税標準額107万5,000円ということで課税標準額が出てまいります。この課税標準額に1.4%を乗じて税額が1万5,050円ということで、前年度100万円の課税標準額に対します税額は1万4,000円であったものが、今年度は1万5,050円になると、こういう例えばの計算でございます。

固定資産税の減収等につきましては、当初予算でご説明をしておりでございます。

なお、当初予算で減収分としては8,300万円ほどを予定しております。

それから次に、特別土地保有税につきましては、平成15年度以降は当分の間、新たな課税は行わないという改正がされました。改正適用条文につきましては、7ページの第14条の2第1項、第2項、第3項が該当いたします。

以上、簡単でございますが、条例改正の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、先ほどお願いを申し上げましたとおり、新旧対照表を参考に後ほどごらんいただくことということを再度お願い申し上げまして、報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4 番議員！

4 番議員 余りよくわからないんですけども、1つは土地保有税、広陵町で言うと真美ヶ丘の中での公団等が中心になろうと思うんですけども、過去この土地特別保有税の対象になる事業所というのは、以前はあったと思うんですけども、今のところでは議運でないということだったんですが、どういう中身として減少してきているのか、そういう点もあわせて聞いときたいと思うんです。

それと、配偶者特別控除ですが、これはいわゆる最初の部分について控除が外されるということになったわけなんですけれども、今回の条例の改正の中で、この点が表面上からは出てこないわけですが、これは4月1日から所得税等の中で配偶者特別控除が外された経緯からいうと、この広陵町条例にも影響しているはずなんですけど、その点での詳細な数字というのはどこを見ればいいのか教えていただきたいというように思うわけでありませう。

それと、当初から評価替に伴う固定資産税の減収が8,300万円という説明を先ほどもされたわけなんですけど、これは先ほど例を挙げていただいて、負担調整率の状況の中での内容をお聞きしたわけなんですけど、結局実態として当初の土地が上がってきた時期の中でと、それ以前、いわゆる以前と比べて、いまだなおこの固定資産税は高いということを感じておられるわけなんですけれども、この負担調整率をもとに戻すということであれば、一切の当初に戻した場合に評価額は広陵町で言えば幾ら下がっているのか。ということは、いわゆるこの負担調整率の発生した時期、これは固定資産税の引き上げに伴って、余りにも高い負担を調整するという理由で来たわけなんですけれども、これが現在、土地の価額の減少が続いていの中で言えば、逆にその実感を伴わない増税感を持っておられるということだと思っわけです。そういう点からいうと、広陵町の評価額というのはどれほど下がってきたのかという点も明確にした上で、この調整率がある場合とない場合というのはどういう形で住民にあらわれるのかと、負担がもっと安くなっているはずなのに、この負担調整率があるために急に下がらないというところの部分というのがあろうと思うんですけど、その点での説明をお願いをしたいというように思います。

それと、3大都市圏の中での、市の場合に農地の宅地並み課税が実行されているわけですが、合併に伴う5年間の控除というのはどういう形で実行されていくのか、その5年間というのは、町であったところの部分を免除するという形でされるのか、それとももともとの町という形でそのまま、いわゆる宅地並み課税をしないという解釈になるのか、その点ちょっと聞いておきたいというように思うんです。

あと二、三、あったと思うんですが、とにかくそれをお聞きしたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 特別土地保有税については現在ございません。なくなった経緯というのは、ちょっと調べてませんので、その辺はちょっとご容赦願いたいと思います。

それから、配偶者特別控除等につきましては、おっしゃっていただいたように、所得税の改正等に伴いまして県民税の改正の項目にもあるわけですが、所得税の特別控除のうち控除対象配偶者、合計所得金額38万円以下の配偶者ということですね、これについては配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止することとしたということで、こういう改正になってます。それに準じて町民税の課税の計算もそういう計算になるわけでございますので、よろしくお願ひします。

それから、固定資産税の中の評価額の状況をおっしゃってくれということなんですが、これについても資料は現在持っておりません。ただ、現状の価格に対します評価の基準というのが、いわゆる下落率が0.12、いわゆる12%から15%に引き上げられたということで、この15%を境に計算するわけですが、この計算は細部にわたって細かい説明になりますんで、ちょっと言葉でわかりにくいと実際思うんです。その辺についてまたお聞き願えたらなということをお願いしてます。

それから、いわゆる合併に伴います評価に対します税額等の関連でございますが、これについてはやっぱり合併協議会の中での話し合い等が必要であるということに考えております。以上です。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 1つは、配偶者特別控除、広陵町では何人が対象でどれだけの増税になるのかという点、おおよそでも結構ですけれども、教えといていただきたいというように思うんです。

それと、いわゆる固定資産税の部分ですが、私もよくわかってないわけですが、実感として土地の下落に伴う固定資産税の減少というのはあらわれていない。先ほど15%を境に計算をしていくということになるということなんですが、実感としてどれほどの土地が下がって、以前の状況であれば固定資産税が3年に1回見直しされて下がっているにかかわらず下がらないという実感としてある内容というのは、おおよそでも結構ですけれども、どんなぐあいで感じ取ればいいのか、その点だけでも教えておいていただきたいというように思うんです。

いわゆる実態に見合っていない固定資産税の課税が行われているということにつながって



るのではないかということからの質問ですので、それがわかる内容であればそれで結構ですので、教えていただきたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** いわゆる下落率の激しい土地といいますのは、商業地等の幹線沿いの土地については下落率がかなり大幅に下落しているということであって、そういう土地につきましてはかなり下がっているであろうが、普通の宅地等につきましては、それほどおっしゃっているような状況にはなっていないと、私もそういうふうには感じております。

ただし、税制の改正の中でやはり頭打ちを100%から70%を限度に引き下げとか、そういう内容で個々の対応は実態にできるだけ即した対応の仕方というもので、税制の改正は幾分改正されてきているようには思うんですが、それぞれの個々の土地をとりますと、いわゆる税金が安い方がいいというのは、当然心理的にはそういう状況であると思いますけども、全体的に見てこの税制、今の税制に対します課税は妥当な課税であろうということでは仕事もさしていただいておりますので、その辺納税者の方に十分な説明をして、やはり納税の協力をさせていただきたいというふうに考えております。（4番議員「8,300万円の減税のところのいわゆる土地の減税というか、税収減がどれぐらいかちゅうのを8,300万円の内訳で教えていただきたいと思いますが。」）

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 8,300万円程度見込んでおります当初予算からの内容でございますが、宅地で1,200万円程度、家屋で6,000万円程度ですか、それから市街化農地に係ります部分で残りの部分ということで、合計8,300万円ぐらいは減収になるというふうに見込んでおります。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 広陵町条例、いわゆる地方税の改正でございますが、先ほどの説明がありました。税制改革、このような流れの中で出てきていると、こういうことでございます。私たち地方の議員の期待するところは、税制改革により地方の財源が豊かになる、あるいは地方に財源を移譲すると、このような流れがあるということをお聞きしておりますが、今回広陵町条例、この条例、非常に内容が多くて、中には自動車の書類の様式まで、こんなもんまで入って、あるいは先物取引と、シミュレーションせん限りなかなか難しいんですけど、理解としては町にとっては、広陵町にとってはどのぐらいの増益、増収ですな、何か具体的に見られるのか、あるいは今言ういわゆる財源移譲ということで、国の財源から地方に財政移譲しようと、

こういうこと、何かかけ声はあるんですが、きょうの新聞にも載っているように、なかなかそれは難しいというところも出ております。今回この条例を改正することにより、具体的に本町にとってどのぐらいのプラス、税金がこのように見られるのか、あるいは今後もこの傾向は国から、本当はもっと早う出さないかん、大体会期ぎりぎりに出すか、今ごろ6月になってから4月のこんな選挙中のさなかのとき、こういう何か2カ月前のことを今ごろ何か審議してるような、これけったいなぐあいにはなるんですよ。一応見ててそう感じるんですが、その辺考え方としてはどうでしょうかね。広陵町にとってはどのような増収とか、増が見られるかということ、この条例の中をちょっとシミュレーションしてみえるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 今回の条例の改正の内容につきましての町税等の増収分ということでございますが、株式等の配当に係ります部分あるいは譲渡に係ります部分については、これは未確定と申しますか、取引等によります部分でございますので、この部分としては余り見込めないということでございます。

なお、たばこ税につきましては、先ほど申し上げましたように、一応昨年並みの本数が売れるであろうということで想定した金額が約1,200万円程度、7月以降の部分としてふえるであろうということが、それが一応具体的には見込めるというふうには考えております。

なお、その1,200万円の本数がそれだけいくのかどうかという現在の状況がございまして、余り大幅には見込んでいては収入減になるという状況が出てくるであろうとは思いますが、多少その辺を見込んで1,200万円という金額を出しておりますので、大体その金額ぐらいが増収となるであろうというふうに考えております。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** まず、寺前議員の質問の中でご答弁いただいていた分がありますので、再度答弁いただきたいと思うんですけれども、配偶者特別控除の件数と影響額、それからこの配偶者特別控除の上乗せ分が減額されることによりまして、非課税世帯がその分、答弁いただくわけですが、減るわけですけれども、非課税世帯への各種のいろんな支援策という部分は広陵町でも行っているわけですが、どのような医療費とかいろんな形であるわけですが、その影響する点についてどの範囲に及んでいくのか、説明をしていただきたいと思います。

それから、とりわけ介護保険料だとか、また国民健康保険税とか、大変大きな部分にも影響していくわけですが、これに対する影響額、あるいはまた件数もわかりましたら教えてお

いていただきたいと思います。

それから、負担調整率の部分での件は、土地が値上げてしているときには負担調整率がこのような形で引き続き導入されることについては、大変生きた制度だというふうに思うわけですが、今回のように年々土地が下落している状況の中では、余り有効な中身ではないというふうに認識しているわけですが、この下落する中でも、さらにやはり固定資産税が上がるというような土地はどの程度あるのかですね、その点把握されていたら教えていただきたいと思います。

それから、軽自動車等のこれは手続的な変更ということなんですけれども、この中で減免される障害者の減免ですね、何件あるのか、ちょっと確認だけしときたいと思います。

それと、広陵町の公共的な利用に関する自動車税、軽自動車税等も控除されるわけですが、どの範囲で対象にしているのか。例えばシルバー人材センターとか、そういう部分の使用している自動車等については控除の対象にしているのかどうか、その範囲も確認しておきたいと思います。

それから、株式譲渡の件なんですけれども、これについては控除が廃止されて一律に課税されていくという、手続的には簡便になっていく方向だろうと思うんですけれども、これに対する影響については広陵町内ではどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、国の方で地方税法の中にもあるのはあるんですけれども、外形標準課税については1億円以上の資本金とかということで、広陵町には対象の会社、企業はないというふうには認識しているんですけれども、その点について確認しときたいと思います。以上、お願いいたします。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** かなり細かい内容のご質問でございますので、現在のところ申しわけございませんが、資料を持っておりませんので、後ほど報告させていただくということで、まず特別配偶者控除の廃止によります影響額あるいは影響件数ということ、それから固定資産税が前年度より上がっている件数ということですね、それから障害者等の減免の件数と、それからシルバー等の車両については、これは課税しておりませんので、それは報告しときますが、それから、株式等の譲渡あるいは配当等に関する影響というのは、実態はちょっとつかみにくいというのが現実でございます。これについてもシミュレーションはしておりません。それから、先ほど申し上げていただきました外形標準課税のこの1億円のその部分については、

広陵町は該当するところはございません。残りの部分については、後ほど報告させていただくということをお願いします。

**議 長** ほかにありませんか。 5 番議員！

**5 番議員** 一番大きな重大な問題になるのが、特別控除の廃止なんですけど、配偶者の。この点につきまして詳細な件数等がまだわからないということなんですけれども、影響がただそういう所得税だとか地方税の上乗せだけではなく、先ほど指摘しましたように、かなり広範な形で影響を及ぼしてくるわけです。特に、所得が低いという方に対して、広範に影響が及ぼすということは、トータルしたらかなり大変だなというふうに思うわけですけれども、こういう点について、広陵町としてやはり救済措置というのを検討していくのは当然だと思うんですけれども、その点についてご検討いただいた経過があるのかどうか、どのようにお考えいただいているのか、確認しときたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** その影響額あるいはそのどの部分に影響するかという細部のところまで検討したことはございません。

なお、それに対する対策あるいは対応等につきましては、一応内部では検討はしてみたいとは思いますが、それについて実行するという事は確約できませんので、よろしくお願ひします。

**議 長** 3 番議員！

**3 番議員** この税収の問題で先ほど町長の方からも滞納整理に管理職の方が120名でチームを組んで頑張るんだということ言われていて、一定の成果が上がってくるというふうな見通しを持っておられるというふうにお聞きしているわけなんですけども、その中で悪質ということでされている方に対しては非常に強力な手段もとっていきたいんだというふうなことで言われているわけなんですけども、悪質ということの、前から何回もお聞きしているわけなんですけど、認定というのをどういうところに線引きというのか、基準を置かれているのか。それと、それに対しては仕事上のことに関してでも、指名のことに関してとか、いろんな形でやってくというふうなことも言われているわけですから、そこのことに対しての強行手段という中身の内容ですね、どこら辺までを考えておられるのか、両方お聞きしたいなと思います。

**議 長** 収入役！

**収入役** 収納対策の本部長という形になっておりますので、お答えさせていただきます。

現在、先ほど町長のあいさつの中で、納税推進の特別委員会の動きというんですか、報告

がございました。それで、今現在納税推進員さん約120名、5月の連休明けからスタートしていただいております。それで余りこれを長くやりますと、職員さんの意欲というんですか、そこらも考えますので、一応月間といいますか、ある程度の期間を限ってこれを執行したいと。そして、しばらくその経過を分析いたしまして、今後のまた収納対策の方向なんかを皆さんと協議したいと、こういうふうに思っております。

それで、先ほど片岡議員さんが言われましたような、いわゆる滞納の理由の中で悪質と、こういうような方についてのご質問でございますが、現在のところ詳細な分析はいたしておりませんが、ほとんどの納税者は支払い義務があると、税の支払い義務があるということは十分認識していると、こういうふうに言われております。しかしながら、なかなか現在の情勢で収入が少ないと、また事業がうまくいかないと、こういうような方がほとんどでございます。その中で悪質といいますか、行政の不満というような方も若干おられますが、それはほとんど私から判断すれば、へ理屈というんですか、行政の不満といいながら、実態は悪質というような判断ができるような方も少しはおられます。しかし、ほとんどはもう十分税のことについては認識もいただいておりますが、実態としては収入がなかなか伴わないというのが実態でございますので、今後もう少し納税推進員さんの方で交渉を続けていただきまして、その結果を分析してみたいと、各納税者ごとに分析をして、また今後の対応を考えたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 今回の地方税法の改正においては、内容的には多岐にわたりまして、本来は一つずつ審議をし、判断をしていかなければいけない重大な内容でございますが、一括しての判断というところで、私、共産党としては反対をいたします。

この中の改正の中で言えば、固定資産税の評価替に伴う税負担の調整というのは、当然引き続いて行われなければならないわけですし、そういう点について反対するものではありませんが、この中で極めて広陵町の住民にとって大きな影響をもたらすのが、先ほどから質疑さしていただきまして、具体的な数字が出てこない特別配偶者控除の問題でございます。これは国レベルで見ますと、地方税の方では増税額は2,554億円になるというふうに試算をされているところです。国の方の所得税と合わせますと、7,344億円も増税になると

ということなんです。この標準世帯の負担増は、全部合わせますと、1世帯当たり5万9,000円も増税になるというふうに見積もられているわけですから、大変広陵町民の多くの方々に重大な影響を与えることは重々よくわかっておられるはずでございます。この影響を受ける納税者の数は1,377万人と国の方でも試算されているわけですから、これは人口比にいたしましても1割ですから、勤労者比でいたしますと、相当な割合で負担増になるということでございます。

とりわけ、この中で課税最低限が引き下がるわけですから、個人の住民税所得割では325万円から270万円に下げられる、本当に大きな下げ幅なんです。それから、所得税の方では384万2,000円から325万円ということなんです。本当に新たに130万人程度が納税者となるということなんです。それも所得の低い部分で納税者がふえるということですから、今の社会的な状況の大変な不況の中で見ましたら、そういう方たちにとって本当に生活に重大にかかわる大增税の内容でございます。

さらに、先ほどから言っておりますように、国民健康保険税や介護保険料や、そしてまた各種の控除が非課税というところで、大体控除をされるのが通例でございますから、各種の控除が負担増になってくる。トータルしましたら、本当に深刻な問題です。それを今具体的な数字も把握されていないという状況では、私はやはり行政、広陵町の行政が本当に住民の皆さんの暮らしを心配していただいているのか、こういうことに大変疑問を強く持つわけでございます。ですから、このような国が言ってきたんだからしょうがない、専決でやらなきゃいけないという受けとめ方は、本当に地方自治体の姿勢としては大きな不安を覚えざるを得ません。

そういう点で、やはり今からでも議論をしていただいて、少なくとも国民健康保険税、介護保険料、そしてまた各種のいろいろな控除の手だてをできるように検討し、提案をしていただきたいと強く要望し、そしてそういう点で反対をしたいと思います。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

報告第3号を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 賛成多数であります。よって報告第3号は原案どおり承認されました。

議 長 次に日程4番、報告第4号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 報告第4号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の16ページからでございます。

今回、3月31日付で専決処分をさしていただきましたのは、歳入の確定によります補正でございます。

20ページの地方譲与税の増額、利子割交付金、地方消費税交付金、21ページの自動車取得税交付金及び特別交付税の減額等、それから県単のハス池整備事業費の確定によります減額並びに交通安全対策特別交付金の増額、22ページの道路新設改良等町道整備事業債1,052万円の増額、あるいは公園整備に係ります起債70万円及び財源対策債30万円の増額によりまして、歳入歳出のバランスをとるための基金繰入金の増額をするとともに、23ページの歳出等につきましては、事業費の確定によりまして財源振りかえを行ったものでございます。

予算総額といたしましては、97億9,936万8,000円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、広陵町一般会計補正予算の専決処分の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 利子割交付金及び地方消費税交付金が大幅な減収になっているわけなんですけれども、当初予算との関係から見てこの減収の理由及びこの減収にあらわれている状況はどのように把握されているのかというのを聞きたいと思うんです。

それから、ここにはあらわれていないわけなんですけれども、決算で出てくるのかなというように思いますが、いわゆる町民税の減収が新聞紙上では連続この影響が大きいと、金額的にも国レベルで言うと相当な大きな減収になっているわけなんですけれども、広陵町で言う町民税の減収については、当初予算での見込みもあったと、また補正予算等あったかなかったかというのはちょっと記憶がないわけなんですけれども、当初予算から見て5月31日の調定をされた後、どのような状況があらわれているのか。決算上に出てくる中身について把握してお

られる内容について教えておいていただきたいというように思います。

それから、先ほど町民税のいわゆる滞納処分について頑張っているというようにおっしゃっているわけですが、いわゆる国全体の税収の落ち込みの中で、全国的にもチームを組んで特別な体制で滞納処分をされているということが報道されている現状です。特に、そういう中で悪質者に対する強制的な手段というのは、先ほどの質問があったわけですが、この悪質者というのをどのように把握するのかというのは、これは深刻な問題になってこようというように思います。特に、大変な不況の中であって、この状況をいわゆる拡大解釈した中で税収増を図ろうということになれば、トラブルも発生しかねない問題となってくるわけですから、そういう点について明確な位置づけを持った上での処分をしていくということが欠かせないわけでありますから、そういう点でどういう形で執行するのかという点は、議会での認識も一致させることが必要です。こういうことを抜きにして、いわゆる滞納処分の一掃という大義だけで悪質者という形での強行手段をとっていくというようにおっしゃっているわけですから、その点での議会との一致点というのは欠かせない問題だと思うわけですので、その点をどういうように考えておられるのか。

また、連休明けからチームが動いているということですが、その過程における今日までの実態はどのような形であらわれているのかということもあわせて報告を願いたいというように思います。以上です。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** 利子割交付金あるいは消費税等の交付金につきましては、現状のやはり経済情勢あるいは金利等の影響をもろに受けるという状況でございます。当初の見込んでおりました部分を大幅に下回っているというような状況の中で、いわゆる基金からの繰り入れをさしただいたという状況です。

それから、町民税等の税収の状況なんですが、当初から徴収率というものを一応目標に掲げての徴収を行っておりますので、この徴収率の目標をいわゆる98%以上というような感じの目標、それぞれの税についての目標もそれぞれあります。その徴収率に向かってやっていただいたおかげで、一応当初予算の見込みに近い金額は収入できるというふうに見込んでおります。

なお、平成14年度の歳入歳出剰余金、いわゆる剰余金ですが、この剰余金については2億5,000万円程度を大体見込んでおりますので、よろしく申し上げます。

**議 長 収入役！**



**収入役** 納税推進員の今までの実態といいますか、実績でございますが、連休明けからスタートいたしてもらいまして、現在のところまだ詳細な集計はとっておりませんが、約700万円から800万円、月末集計がまだその報告がこちらの方に来ておりませんが、1,000万円近い滞納の収入があったというふうに思っております。

それから、いわゆる悪質な滞納者の方の処分の方向でございますが、悪質と言われる方はこちらの方でいろんな理由、理屈を言われて税を支払われないと、しかしこちらの方でいろんな資産の状態とか、あるいは預金などの照会も銀行にかけまして、支払う能力というんですか、支払う資力は十分にあると、こういうような方を実は悪質というふうな形に位置づけしていきたいと、こういうふうに思っております。

これからの方向でございますが、先ほど申し上げましたように、もうしばらく納税交渉を進めまして、納税推進の検討委員会班長会議の中でいろいろ議論させていただきまして、今後の方向を決めていきたいなど。これは各納税者一人一人にそれぞれ皆理由がございますので、一人一人別々に判断して検討をいたしたいと、こういうふうに思っておりますが、若干時間がかかるかなというふうには思っております。以上でございます。

**議長** 4番議員！

**4番議員** この悪質という点については、非常に広陵町内での不況の影響を受けているという点からいっても、支払い可能というだけで見るとするのは難しい問題が生じているだろうと思うんです。いわゆる資産の目減りというのは、非常に預金やその他でも大きな影響を与えているわけですから、そういう全体から見て本当に深刻な状況を町民に理解を求めながら行っていくということを全体に前提に考えていただきたいというふうに思うんです。そういう点で、この時期に当たってのいわゆる税の滞納の処分については、実態を把握するということを前提に、議会との共通した認識を持たせていただきたいというふうに思うわけですので、その点は強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、町民税の点ですけれども、結局98%の徴収率であれば、当初の税収が入るというのは当然のことだというふうに思うんですが、結局先ほどからの滞納のふえている状況から踏まえても、この点についても同様の問題があるというふうに思うんです。これが現在どういう状況なのかという点で、過年度の滞納処分が進むのか、あるいは現年度の滞納処分を中心にしていくかというふうに大きな違いがあるかと思いますが、この点での98%の予定が現時点ちゅうか、いわゆる3月31日でどういう実態となってあらわれてきたのかというんもあわせて報告しておいていただきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 現年度分の徴収率というものを一応私の方では申し上げたわけですが、おっしゃっている滞納部分についても、今現在こういう納税推進というものによって、やはり徴収率は上がってきますんで、その辺の滞納処理を今後の経緯としても見守っていきたいというふうに考えています。

議 長 12番議員！

12番議員 今回の専決でございますが、歳入交付金が各大幅に減ってきていると、こういうような数字でございます。私は全体のトータルバランスでいつも考えるんですが、なるほど確かにこれを見たら、交付金が各△、△、△と、このような数字は非常に心配だと、こういうような実感もするんですが、トータル的に考えまして、これ平成14年度ですが、当然余りがいわゆる剰余金も見込まれるだろうと、こういうことも考えられております。今どのぐらいの剰余金が、剰余金が見込まれるのか、そしてこの△ですね、これとの考えはどういうふうにとらえたらいいのかということから、この数字だけで見ると、この交付金はこれから減ってくる、これから時代の流れというのはわかるんですけどね。これとともにうちの財政も締めるところは締めると、そういうところ、だからこれは確定したということだけど、これだけを見ると非常に△が目立つんですけど、トータル的なものとしてはどのぐらいのものが見込まれるか、それでこの数字はどういうふうな考えでとらえたらいいのかということについてお聞かせ願いたい。トータルでも非常に赤字決算なのかちょっとまだ9月にならんとわからんやけど、その辺の見込みはどうであるのか。先ほどから税金の徴収状態、非常に問われているんですが、やはり払える方には払っていただかないと、なかなか大変なことと思います。それとともにトータルのこの予算も今のところどのぐらい見込まれて、このような△が回収できるのかという、出すからには、専決するからにはやっぱり安心できる数字を、これだけじゃなくて、全体の流れはこうですよということも聞かせてくれたら幸いですので、お願いいたします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 ご指摘のように、一応現在の補正をさしていただいて報告をさしていただいているわけですが、いわゆる交付金あるいは交付税等の減額に対します、やはり予算措置の中で基金というものを町で持っておりますので、その基金の取り崩しというものが出てくる状況で、全体としては基金の残高が幾らになるんだということも関連する状況だと私は考えるわけですが、その中で14年度末現在で27億4,200万円等の現在の基金の状況でございます

ます。今年度の執行の中で、いわゆる2億5,000万円程度の剰余金を見込んでおりますのは、やはり歳出等についても厳密な審査の中で執行をしていただいたということで、不用額等の出てきた部分がございますので、そういう部分を積み上げたところで一応2億5,000万円という剰余金を見込んでおります。で、この中でやはり問題は、清掃センターの建設というものは大きな財源を必要とする部分がございますので、その辺の財政状況等も踏まえた中で、今後の財政計画を立てていきたいというふうに考えて執行いたしておりますので、よろしくをお願いします。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** まず1点は、財源振りかえなんです、道路橋梁費の方なんです、一般財源が地方債に振りかえになっているわけですが、その点についてもう少し説明を加えていただきたいと思います。

それから、この平成14年度の収支の見通しがどのような状況なのか、教えていただきたいと思います。

それから、先ほどから質問されています滞納者に対する納税への取り組みなんですけれども、いろいろな税の種類があるわけなんですけれども、どうしてもやはり水道はとめるとか、そういう強硬な手段をとってもらっては困りますし、そしてまた特に国民健康保険税の滞納につきましても、今本当に滞納されている方が保険証を一人ではようらいに來れないという状態はこの前もあったわけなんですけれども、そういう状況は本当にお医者に行きたいんだけれども、保険証がなくて市販の薬を飲んで対応してるというような状況もやっぱりあるんですね。ですから、税の滞納と保険証と引きかえをというような形については、もうとんでもない話で、やはり基本的に憲法の基本的な人権を守る、こういう観点、そして地方自治体の一番大事な仕事である人の健康と命、暮らしを守るという立場に立って、国民健康保険税の滞納に対する対応については、まず保険証を渡した上での滞納の話し合いをしていただくのが当然だと思うんですが、この点についてどのようにお考えなのか、一層厳しくなっているのではないかと大変心配するわけですが、お聞きしておきたいと思います。

それから、先ほどから悪質滞納者ということが出ているんですが、当然払える能力がありながら払っていただけない方については厳しい取り立てといたしますか、督促は重要なんですけれども、この悪質という部分について、非常に個々によって解釈の違いが出てくるのではないかというふうに思うんですけれども、これについては全体で議論しながら評価をしているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、大口の滞納者についての実態がわかれば教えといていただきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 財源振りかえの方でご質問あったわけですが、いわゆる財源振りかえを、起債を認められたということでございまして、単年度の負担を次年度以降均等に負担していくという状況で、財政としては財源として取り入れて、やはり財政運営上有利な方法だというふうに認識しております。

議 長 ほかにありませんか。 収入役！

収入役 納税交渉の中で国保のいわゆる資格証明との関連の話もございました。資格証明がどの程度出ておりますのかは、後でまた担当の方から報告があるかと思いますが、今納税交渉をいたしておりますのは、この資格証明との関連はちょっと抜きにして、とりあえず払っていただけるんかどうだというふうな、そういうふうなところの交渉をいたしておりますので、これと資格証明とはかりにかけて話をするというような、そういうやり方ではいっておりませんので、ご了解お願いしたいと思います。

それから、大口の滞納者と言われておりますが、ちょっと今細かい資料を持っておりませんので、大口と言われますと、例えば100万円以上とか何千万円以上とかという、そういう解釈……。 (5番議員「町長さんの認識で。」) 認識で。はい、ちょっと資料を持っておりませんので、また委員会でも報告させていただきますが、現在交渉させていただいております相手は、滞納額が30万円以上の方を対象に行かさせていただいております。約200件ほどございますが、その中で俗に言う大口と言われる方、ちょっと資料が手持ちにございませんので、また委員会で報告させていただきます。大口もございます、確かに。はい。(5番議員「悪質なのかどうかという評価について話し合いしているかどうか。」)

今後の対応につきましては、先ほど申し上げましたように、納税の推進委員会の方で各班長さんらと協議して対応を進めていきたいと思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第4号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって報告第4号は承認されました。

議 長 次に日程5番、報告第5号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 住民生活部長!

住民生活部長 それでは、ご報告申し上げます。

報告第5号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、平成15年3月31日に専決処分したことについてご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、平成14年10月に健康保険の一部改正する法律が施行されたことに伴いまして、老人保健法における公費の負担割合等が改正されました。このことを受けまして、老人保健医療費拠出金が432万7,000円が不足したことによりまして補正をしたものでございます。

なお、財源につきましては、一般被保険者療養給付金給付費で当初見込み額より下回ることによりまして437万円を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。 5番議員!

5番議員 医療費の負担が変更になった中での影響なんですけれども、10月からの高齢者の方の医療費等の負担がかなりふえたわけなんですけれども、それに絡んで入院とか通院とか、そういう件数の動向にどのような変化があったのかなかったのかお聞きをしておきたいと思えます。今資料、お手元になかったら、委員会でも結構でございます。

議 長 住民生活部長!

住民生活部長 また、資料を別にお渡ししたいと思います、今現在持っておりませんので。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第5号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第5号は承認されました。

議 長 次に日程6番、報告第6号、平成14年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 水道局長！

水道局長 報告第6号、平成14年度広陵町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の32ページ左欄をごらんいただきたいと思います。消費税及び地方消費税550万1,000円の補正を3月31日付で専決させていただいたものです。補正させていただくに至りました主な原因につきましては、決算の結果、当初予算に比ばまして修繕費等で予想したほど経費が必要でなかったこと、また四条予算におきましては工事費の抑制や設計委託料等の支出を抑制したこと等によりまして仮払消費税が三条予算では約170万円、四条予算で約600万円程度少なくなったこと。一方、仮受消費税におきましては、給水収益で60万円程度、四条予算の工事負担金におきまして220万円程度少なくなったこと等によりまして、平成14年度の消費税額が829万9,200円となったため、その不足分を専決で補正させていただいたものです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第6号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第6号は承認されました。

議 長 次に日程7番、報告第7号、平成14年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** それでは、報告第7号、平成14年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の35ページでございます。平成14年度一般会計において繰越明許いたしましたそれぞれの事業進捗状況をご報告申し上げまして、議案説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まず最初に、セキュリティポリシー策定委託事業につきましては、平成15年3月31日、367万5,000円で奈良リコー株式会社と契約締結し、現在は電算利用状況及びデータ管理状況等実態調査を実施しております。

職員におきましては、4月1日、助役をトップに広陵町情報セキュリティ委員会を組織し、各課の課長を情報管理者に任命して情報セキュリティーに万全を期すべく体制を整えております。

5月8日には課長補佐以上を対象に第1回目の研修会を実施いたしました。

委託業務については、平成15年8月29日完了予定でございます。

次に、総合文書管理システムコンサルティング委託事業につきましては、平成15年3月31日、493万5,000円でキャノンシステム・アンド・サポート株式会社と契約締結し、現在は文書管理全般にわたります調査を実施いたしております。

5月14日から16日まで、各課における文書管理、文書数量、収納最大容量の調査及びレイアウト図の作成及び職員の意見、要望等の実態調査を実施いたしました。

委託業務につきましては、平成16年2月28日完了の予定をしております。

次に、生活影響調査委託事業につきましては、平成15年3月6日、2,363万円で環境工学コンサルタントと契約締結し、4月28日から風向風力計を設置し計測を開始しております。5月23日からは古寺地区におきます春季の大気質の計測も開始しております。引き続き百済、広瀬、中地区の計測等を準備を現在進めております。先ほど町長のあいさつにもありましたように、事業の進捗を早めていきたいというふうに考えております。

新清掃施設基本計画書作成等委託事業につきましては、平成15年3月6日、1,711万円で、同じく環境工学コンサルタントと契約締結し、補助申請等に必要な書類と業務を進めております。平成16年3月26日完了予定でございます。以上で説明を終わります。

**議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

**5番議員** まず、セキュリティポリシー策定委託事業なんですけれども、これは住民基本台帳ネットワークの接続ということを準備の内容だと思んですけども、これについてはもう

皆さんご存じのように、長野県では接続しない方がいいという結論が出たわけなんですけれども、広陵町においても個人情報条例など条例化で住民を守るといふ、そういう点も全くないままに、国の言うとおりにこのようにハード面などの整備を進めていく、またソフトも含んでいるわけなんですけれども、このことについてどのようにお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、新清掃施設基本計画策定等の委託事業なんですけれども、今回資料で出していた中で、工事の請負の報告書があるわけなんですけれども、この中で新清掃センター建設に伴う、これは基本計画じゃなくて、上の生活調査の方なんですけれども、測量調査業務委託につきましては、三和測量が落札しているんですけれども、予定価格が1,500万円が契約金額が590万円ということで、大体4割の落札になっているんですけれども、これも含めまして、それからこの基本書の作成業務の委託につきましても、非常に当初の予定価額とは低い金額で落札、契約されているという実態があるわけなんですけれども、この点について競争原理が働いたといえれば、競争原理、適切に働くのはいいんですけれども、かなりの開きがあると、金額的に、という点については不安を抱かざるを得ないわけなんですけれども、この状況についてどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。以上2点、お願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 個人情報の条例の設置もしないままでということですが、現在個人情報の保護条例の設置をするために担当職員は今研究いたしております。例えば漏えいの防止あるいはセキュリティー対策、あるいは個人情報の保護などの研究でございますが、ただ設置する期間といたしましては、約2年ぐらいが必要であるということを知っております。その間、懇話会等を設置いたしまして、できるだけ早く条例を制定できるように頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。答弁漏れですか。 助役！

**助 役** 金額について不安であると。いや、そのコンサル会社が競争の原理を働いて、これで必ずやるんだという意思を示していただいたものと判断いたしております。何ら不安は持っておりません。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** まず、セキュリティーポリシーの方の問題なんですけれども、個人情報条例は策定する方向だということなんですけれども、まずそういう言うたら周辺環境が整ってから接続す



べきですし、また住民の合意を得てやっぱり接続していくべき問題なんですけれども、この点について国のスケジュールと同じような歩調になっているのではないかと危惧するわけですが、どのようなスケジュールを組んでいただいているのか。

それから、住民の合意についてはどのように対応していただけるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、清掃センターの方の先ほどの落札価格の大幅な乖離なんですけれども、1つは競争原理というのはあろうかとも思うんですけれども、当初の予定価格の立て方がどうだったのかと、この点についてもこれだけ大きな数字的な乖離がありますと、不安を抱かざるを得ないというふうに思うわけです。そうでなかったら、本当にこの金額で責任ある仕事をしていただけるのかという不安ですね、どっちにしましても、だからこういうこれだけの金額的な乖離があるということについては、やはり今後にどのような対応していくのか、どうしてこうなったのかという部分について、慎重に議論をしていただいて、今後に生かしていただくことが大切だと思うんですけれども、その点についてどのように議論をし、今後にどういう教訓として生かしていただくのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、この言うたら契約をしまして、どんどんと環境アセスが進められているわけなんですけれども、まだ基本的には古寺地区の方の十分な基本合意は締結されているのは承知しているわけなんですけれども、十分な合意が得られている状態であるとは言いがたい。そういう点と、周辺大字につきましても、本当に大きな不安をお持ちの皆さんがたくさんおられるわけですが、そういう方の声を置き去りにしてどんどんどんどん進めていくということについては、やはり早く進めなきゃいけないのは当然理解しているわけなんですけれども、周辺大字、先ほど報告がございましたけれども、いろんな立場の方々の意見を聞くという姿勢をお持ちなのかどうかという点が大変心配なんです、そういう点ではこの言うたら疑問や不安をお持ちの皆さんの声にこたえて、要請があれば町長は話を聞きに行く姿勢があるのかどうか、確認をしておきたいと思います。

一日も早く解決をすることは、私たちも望んでいるわけなんですけれども、今その点では矛盾が一層拡大しつつあるのではないかと大変懸念するわけですが、その点について町長の答弁をお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 清掃センターの建設については、やはり期限がありますので、一日たりとも停滞は許されないでございます。私は進めることは、毎日日々進めておるわけでございまして、

今議員さんがおっしゃるように、いろいろな不安をお持ちをいただいている、役所の考えについてもう少し聞きたいといういろんな人がおられます。こういう人たちは、私は担当者を交えて一生懸命説得に努めているところでございます。説明会がありましても、一応夜8時から進めておりますが、10時まで会議はさせていただくと、冒頭申し上げて、その後は私は何時たりともこの会議場でおりますと、どうぞ遠慮なくここで皆さんの前で申し上げにくい人は、私はこの会場で残ると、12時でも1時でも残ると、私はすべての会場でそう申ししております。中には、11時過ぎてもお帰りではなく、私と話をした人もあります。最後に、よくわかったと言って握手をしてお帰りをいただくというケースもありました。そんなんで、私は皆さんとは一人でも反対があっても説明するんかということに対しては、私は皆さんのご理解を得ていただくために説明をするということを申し上げておりますので、議員さんはいろんなお方がおられましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただいて結構でございます。私ども説得班がきっちりご理解をしていただくように説明をしております。

せんだっての地権者の集会におきましても、各家庭に土地の地権者の測量のためにはお入りをいただく、これの理解を、了解を求めました。中には反対の声もありました。今、保留をするという人もありましたが、後にはわかったと、測量して結構やという連絡もいただいているところでございます。すべてが私は了解をついたとは思っておりません。すべての人が反対でございます。基本的にはすべての人が反対でありますので、私は一人でも多くの人に説得を続けていると、そういう姿勢でございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 先ほども言いましたように、個人情報条例の設定につきましては、今現在検討をいたしております。ただ、詳細な部分につきましては今検討中ですので、ここで発表できません。ただ、私個人的には住民の皆さんの意見もこの中へ反映しなくてはならないというような考え方を持っております。

済みません。一応この前の12月補正のときに説明いたしましたように、ことしの10月に接続をするわけです。ただ、接続しましても住基は住基のラインなんですわね。住基は住基なんですわ。ほんで、うちのLGWANと住基とは関係ないと言うたらおかしいですけども、余り関係ないんじゃないかと私は思うてるんですけどもね。いずれにしましても、セキュリティーにつきましては、先ほど部長が言いましたように、職員の研修とか、そういうものにつきましてやっておりますので、これからもどんどん会議あるいは研修等をやっていきますので、よろしくその点は理解願いたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 入札に関しまして、予定価格がよかったのかどうかというご質問でございます。

設計金額を設定する段階で十分精査をいたしまして、ルールにのっとって積算をいたしております。で、金額的には競争原理が働いて予定価格と乖離はできておりますが、今後事業執行に当たりましては、十分そのあたりは監督といいますか、業務の正常な進行に当たって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議 長 12番議員！

12番議員 清掃センターの建設計画書作成でございます。今、南3丁目の自治会の会館を見てもろうたらわかりますように、この本清掃センターは大きな幕を張って、ちゃんと協定期限を守れと、このようなことで地元の南3丁目は固まっております。どうか何か新しいところはどうかこうやとか、引き延ばそうとか、そういう声もあるんか知りませんが、地元についてはこの新しい清掃センターの計画が進まない限り、この3丁目の方も安心して協定期限はあるというものの、やはり安心して清掃センター、協定期限があるというても、清掃センターのごみ車がそこにあるんかないんかと、こういうまだまだ詰める話がいっぱいあるんですよ。協定期限を守るちゅうことは、あの日以降車が一台も入らないと、こういうことではないんかと、いろいろ心配もあるんですわ。そういうこともありまして、ひとつ当局の奮闘を願って、先ほど聞きました16年3月まではこの計画を貫徹したいと、このようなことでひとつ当局の奮闘を願って、私は思うのは6,600万円ちょっとお金が余ってますので、いろいろまた足らんと、いろんな調査があれば、この辺もどうぞ補正で、それこそ町の専決処分でも結構ですので、この辺については十分なる予算を見て、予定どおりの計画で進めていただきたい。ということで、これは今回繰越明許ということでもありますので、ひとつ町の専決をやったちゅうことでもありますので、まだ予算は余っております。その辺もこの清掃センターについては、十分私は予算については専決しても賛成をしたいと、このような態度でございますので、町長の奮闘をお願いしまして、よろしく願いいたします。

議 長 答弁よろしいですか。（12番議員「要らない。」） 3番議員！

3番議員 個人情報の保護条例に関してなんですけれども、今までずっと個人情報保護条例が制定している自治体の6割では、思想とか信条など慎重に取り扱うべき情報というのを収集禁止にする規定というふうな形で行われていると、そういうことが非常に問題になってきているということがあるわけなんですけれども、それと関連しまして、約7割の自治体でこの間、自衛官の適年齢者リストというのが出されたというふうな形で大分問題になってきていると、

こういう形での情報が流用されるということに対しては大変な問題だというふうに思うわけですが、広陵町ではこういうリストを出されたのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

**議 長 助役！**

**助 役** そういうリストを作成云々は一切ございませんし、奈良県内でもそういうことは聞いたことはございません。以上です。

**議 長 4番議員！**

**4番議員** この1つは、文書管理システムコンサルティングに委託している内容ですが、どのような形で上がってくるのか、いわゆるコンサルタントに委託した内容との関連を含めて教えておいていただきたいというように思うんです。

それから、新清掃センター基本計画作成の委託ですが、これは認可のために必要な基本計画ということ、当然ですが、この中身について、いわゆる認可に必要な事項ということにかかわると思うんですが、概略について教えていただきたい。

それと、ここに伴っていわゆる別のところでの今年度予算での内容になってくるわけなんですけれども、いわゆる施設整備基本計画の委託にもあらわれてくるわけなんです。この基本計画と今古寺地区に実施しようとしている建設あるいは施行の中身との関連も、この中に含まれているのか、概略としてですよ、そういう点もあわせて教えていただきたい。

また、これ委託した場合に、炉の内容やそれに伴って設計が変わってくるわけですが、そういう内容についてもどのような形でコンサルタントに委託したのか、仕様書の中身等にかかわる問題ですので、この中身について詳しく教えといていただきたいと思います。

**議 長 総務部長！**

**総務部長** 現在実施しておりますのは、現在の保存文書管理の調査でございます。実態調査でございます。それから、この間、全職員へのアンケート調査を行いました。それに伴う調査の分析等を今現在やっております。以上でございます。

**議 長 環境整備部長！**

**環境整備部長** 新清掃施設の基本計画書の作成等委託事業についてでございますが、この前からもごみ問題特別委員会でご説明を申し上げているとおりでございます。処理方式の検討委員会、いわゆる処理方式を決定する業務、それから発注仕様書作成業務、それから国に基本計画を、いわゆる補助金の申請をする資料作成業務と、すべての業務をこの新清掃施設基本計画書作成委託事業の中に含まれております。以後、本当の建設事業につきましては、また

別途いわゆる業者が決まりましてから管理業務の委託をしなければならないということで、今は国に補助金を申請するまでの業務をお願いをするということでございます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 文書管理システムの問題ですけれども、いわゆる情報公開をしたときに文書管理の問題については、当初情報公開は文書の整理等大変なので、その点についての情報公開がおくれたという経緯があるわけなんですね。その後、情報公開に踏み切った後、この文書管理総合システムというのは、それとの関連でどのようないわゆる町の管理システムに障害があるのか、あるいはまた管理システムについての認識が当初と変化があったのかということにかかわろうと思うんで、そういう内容がどういう形の完成品として上がってくるのかというのがちょっと想像つかないので、その点教えといていただきたいということなんですけど。

というのは、先進的なところでは、文書管理のルール、中身については蓄積した問題があるんですね。そういうのに変わることはない、広陵町独自の問題もあるのでしょうか、そういうことを活用した中での文書管理ができなかったのかという思いがありますので、そういう点でこのコンサルティングに委託した中身がどういう形で上がってくるのかということの問題なんです。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 中身につきましては、今資料もありませんし、まだ私自身ははっきり言ってわかりません。その内容につきましてはわかりません。今はまだ進行中ですので、もうしばらく待っていただきたいと、このように思います。

**議 長** 質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。 4番議員！

**4番議員** セキュリティポリシー策定委託料ちゅうのは、いわゆる個人情報条例ができていないという状況の中で、やっぱり全国的にも非常に不安を持っておられる方々が多い。また、広陵町でもこういう問題に関する確信の持てないような、いわゆる住民基本台帳の流出が起り得る可能性というのが非常に強い状況がやっぱりあるわけなんで、こういう過去の事例に従っても、この点については個人情報保護条例が制定された後、検討すべき課題だというように思いますので、そのときまでやはり留保しておくという、接続は留保しておくことが必要だというように考えております。そういう点で、この部分については委託をして進める作業を行うという点については賛成しかねますので、この点について反対をいたします。

**議 長** 本案についてほかに討論ありませんか。 10番議員！

10番議員 ただいま寺前議員の反対の討論がありました。私自身は住基ネットの関連で。現在、今まで広陵町でいろんな住民の方から多大の多くの非常な不安なり、またそういう反対の意見が私はなかったと聞いております。その意味では、ある程度の、それは全部はないと思いますけど、そやけどある程度のコンセンサスは私はあったと、こういう意味では一応了解をとっているということで、私は賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

報告第7号を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって報告第7号は原案どおり承認されました。

議案第28号の人権擁護委員の前野さんに来ていただいておりますので、午前中、その28号まで進めたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 次に日程8番、報告第8号、平成15年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 住民生活部長!

住民生活部長 報告第8号、平成15年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告については、平成15年5月30日に専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

今回の専決処分の内容につきましては、例年支払基金交付金、国庫負担金、県費負担金は概算で報告され、翌年度で精算されることになっております。このようなシステムの中で、このことから平成14年度の決算で409万5,000円の財源不足が生じ、専決処分したものでございます。その財源の不足額につきましては、平成15年度で支払基金から208万8,000円、国庫から333万5,000円が精算交付されます。また、県費で95万7,000円、支払基金の審査支払手数料のうち事務費分で37万1,000円の超過交付となっておりますので、償還するものでございます。以上でございます。よろしく願い

たします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第8号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第8号は承認されました。

議 長 次に日程9番、議案第28号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第28号について提案のご説明を申し上げます。

人権擁護委員推薦意見について、このたび8月31日をもって任期満了となります人権擁護委員前野陽子氏を再度推薦いたしたく存じますので、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

前野陽子氏は、地域住民の人権擁護の増進のため、人権擁護委員を1期3年務められました。また、心配事相談員としてもご活躍され、人格識見にすぐれ、種々人権思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起こらないよう監視し、人権擁護に全力を注いでいただいております。そのため、真に地域住民の人権擁護活動に献身的に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任者でありますので、ここに推薦をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第28号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第28号は原案どおり同意されました。

ただいま人権擁護委員に推薦されました前野陽子氏が来ておられますので、紹介をさせていただきます。平岡町長、紹介をお願いします。

町 長 人権擁護委員にご推薦をいただきました前野陽子氏をご紹介申し上げます。

ただいまの議会で全員のご推薦をいただきました。本当にありがとうございます。前野さんからごあいさつをいただきます。こちら向いてをお願いします。どうぞよろしくお願います。

人権擁護委員 あいさつ。

議 長 本日はご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。午後は1時15分から再開いたします。

(P.M. 0 : 00 休憩)

(P.M. 1 : 24 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程10番、広陵町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

選任による委員に欠員が生じたために、今回推薦いたしたいと思います。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、住所、北葛城郡広陵町大字百済1193番地、氏名、松井洋、生年月日、昭和18年2月9日を推薦いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって広陵町農業委員会委員の推薦については原案どおり推薦されました。

議 長 次に日程11番、議案第30号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第30号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の46ページをお願いします。



地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布されたことにより、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

条例第2条及び12条中、7万円を8万円に改めるのは、40歳から64歳までの第2号被保険者に係る介護納付金分の賦課限度額を従前の「7万円」から1万円を引き上げ「8万円」に改正するものでございます。

次に、附則の第8項中、「商品先物取引」を「先物取引」に名称の変更を行い、新たに附則第9項に先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の条文を設けるものでございます。

この改正につきましても、新旧対照表がございますので、後刻ご参考くださいませ、それで今回の改正は公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用するものでございます。

なお、附則の9項の規定は、平成16年度以降の国保税について適用するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**議 長** 次に日程12番、議案第31号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 住民生活部長！

**住民生活部長** 議案第31号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて、議案書の48ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、広陵町手数料徴収条例の第2条第19号を改正するものでございます。

内容につきましては、従来住民票の写しの作成手数料の規定内容を、住民基本台帳法の一部を改正する法律のうち、同法附則第1条第1項第3号に掲げる規定、いわゆる住民票の写しの広域交付、転入転出特例、住民基本台帳カードの交付事務が平成15年8月25日に施行されることに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

また、今回条例の規定内容を見直し、条例の整備を図ったものでございます。

第2条第19号、20号、22号、24号につきましては、従前の19号の内容を見直し、条文を整備したもので、内容等につきましては何ら変更はございません。

新規分といたしましては、21号で住民票の写しの広域交付に関する手数料は1件につき200円、23号で基本台帳カードの発行手数料及び再交付手数料は1件につき500円を

手数料としてお願いするものでございます。

なお、この条例は平成15年8月25日から施行するものでございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

**議 長** 次に日程13番、議案第32号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活  
環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについてを議題としま  
す。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 環境整備部長！

**環境整備部長** 議案第32号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査  
結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

議案書の50ページでございます。今回、改正をお願いいたしますのは、行政組織条例の  
改正に伴い条例第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中、「環境部」とありますのを  
「環境整備部」に改めるものでございます。

この条例は、新清掃施設の建設に伴い実施しております生活環境影響調査の報告書の縦覧  
の手続を定めておりますが、縦覧場所等事務取扱いの部署を「環境部政策課」を改め「環境  
整備部政策課」とするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**議 長** 次に日程14番、議案第33号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正  
することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 総務部長！

**総務部長** 議案第33号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、  
この件について説明をさせていただきます。

議案書の52ページをお願いいたします。

まず、今回の改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める  
省令の改正に伴い、本町の消防団員等に対する公務災害補償の適正化を図るため、補償基礎  
額及び介護補償の額を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、まず補償基礎額の改定でございますが、第5条第2項第1号

は非常勤消防団員の休業補償、損害補償等の算出基礎となる補償基礎基準が約2%の引き下げ率となったものでございます。別表の1のように改定をいたしました。新旧対照表の65ページを見ていただければよくわかると思います。

次に、第5条第2項第2号は消防作業従事者救急業務協力者に係る補償基礎額も、これも同じく2%の引き下げ率となっており、最高限度額を現行の「1万4,700円」から「1万4,400円」に、最低額を現行の「9,200円」から「9,000円」に改正するものでございます。

次に、第5条第3項でございますが、一般職員の給与等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者に係る扶養加算額が現行の「533円」から「467円」に引き下げとなっており、配偶者以外の扶養親族に係る扶養加算額を3人目から1人につき現行の「100円」から、これは上がっております。「167円」に増額するものでございます。

次に、第9条の2第2項の介護補償の額の改正でございますが、まず第1号については、常時介護を要する者が訪問介護等を利用する場合の最低限度額が、これも同じく2%の引き下げ率となっております。現行の「10万8,300円」から「10万6,100円」に引き下げとなったものでございます。

次に、第2号でございますが、常時介護を要する者が親族等が介護する場合の最低補償額も、これも同じく約2%の引き下げ率となっており、現行の「5万8,750円」から「5万7,580円」の引き下げとなっております。

次に、第3号ですが、常時介護を要する者が訪問介護等を利用する場合の最高限度額が、これも同じく2%の引き下げ率となっており、現行の「5万4,150円」から「5万3,050円」に引き下がっております。

最後に、第4号ですが、随時介護を要する者が親族等が介護をする場合の最低補償額も同じく約2%の引き下げとなっており、現行の「2万9,380円」から「2万8,790円」に引き下げになったものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**議 長** 次に日程15番、議案第34号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第34号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、この件につきまして説明をさせていただきます。

議案書の54ページをお願いいたします。

まず、今回の改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るべく、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正されたため、その趣旨にのっとり改正するものでございます。新旧対照表の66ページを参照願えれば結構かと思えます。

今回の改正の内容でございますが、一律3,000円の増額を図るものでございます。率にいたしまして、0.2%から1.4%の引き上げ率となっております。

なお、54ページの表の中で、勤続年数3年以上5年未満の団員に対する退職報償金につきましては、国の基準ではありませんけれども、北葛各町の申し合わせにより支給することになっております。この枠の金額の変動はありません。以上で説明を終わります。

議 長 次に日程16番、議案第35号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 議案第35号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

この件につきましては、さきの3月全員協議会におきまして、水道料金改定資料により概略を説明申し上げたものでございます。

本町の水道料金は、昭和58年に料金改定をさせていただいた以降、長らく料金を据え置いた状況のもとに事業を運営してまいりましたが、支出面におきましては、平成6年度に県営水道料金の値上げがございました。そしてまた、県営水道の受水量の増加により費用が増加したこと、また一方収入面におきましては、留保資金の運用益の激減等によりまして、平成7年度以降、毎年赤字経営に陥りました。しかしながら、平成9年度までは利益剰余金で賄うことができましたが、平成10年度決算におきまして3,400万円程度の欠損金が生じました。その後も毎年8,000万円から9,000万円近い単年度赤字が生じるに至り、

平成12年4月より平均で37%の値上げをお願いする予定でございましたが、諸般の事情により料金改定を段階的にとのことで、25.43%の値上げを願ったところでございます。当然ながら水道事業の経営に当たりましては、事務事業の効率化、省力化に努め、経費の削減に努めてまいりましたが、平成13年度決算におきましては約2億1,000万円の累積欠損金を抱えるに至りました。そのため、このたび大変厳しい経済情勢ではありますが、平均で12%の値上げをお願いするものです。

今回の料金改定での増収見込み額は、年額で約8,400万円程度と試算しております。ただし、平成15年度につきましては、平成15年10月分からの適用ということで約4,000万円程度の増収を見込んでおります。

それでは、条例改正の内容につきまして説明申し上げます。議案書の56ページをごらんいただきたいと思っております。別表の料金についての改正でございます。

まず、基本料金につきましては、13ミリが「1,200円」を「1,600円」に400円の増加を、20ミリが「1,900円」を「2,100円」に200円の増加を、25ミリが「2,800円」を「3,500円」に700円の増加を、40ミリが「7,400円」を「7,700円」に300円の増を、50ミリが「1万2,300円」を「1万3,000円」に700円の増加を、75ミリが「1万9,700円」を「2万1,000円」に1,300円のそれぞれ負担増をお願いするものです。

また、水道料金におきましては、13ミリ、20ミリ、25ミリにつきましては、10立米までは基本料金に含まれますので、11立米から20立米までが1立米当たり「160円」を「180円」に、21立米から40立米までが、従来は1立米当たり「190円」でありましたが、今回は21立米から30立米までを1立米当たり「200円」に、31立米から40立米までを1立米当たり「220円」に、そして41立米以上につきましては、1立米当たり「240円」を「260円」に、次に40ミリから75ミリにつきましては、1立米当たり「240円」を「260円」にそれぞれ改正させていただくものです。

なお、新旧条例の対照表につきましては、お手元の対照表の最後のページでございます。そして、一般家庭の13ミリ、20ミリの平均的な使用水量による新旧の料金対照につきましては、お手元に資料としてお届けさせていただいていると思っておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 しばらく休憩いたします。

(P.M. 1 : 4 4 休憩)

(P.M. 4 : 4 8 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 4 : 5 0 休憩)

(P.M. 5 : 5 2 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により午後7時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議は午後7時まで延長することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 5 : 5 4 休憩)

(P.M. 6 : 4 5 再開)

議 長 再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により7時30分まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は7時30分まで延長することに決定いたしました。

議 長 次に日程17番、議案第29号、広陵町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

出張議員を除斥いたします。

(出張議員除斥)

議 長 朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 提案理由の説明を申し上げます。

議会選出監査委員でございます、このたび出張光男氏をお願いいたしたいのでございます。

出張氏は、議員として3期目をお務めでございます、また、大字疋相区長としてのご活躍中でございます。行政経験豊富、しかも識見も豊かで町民の信望も厚いお方でございます。監査委員適任者でございます。出張光男氏の監査委員選任にご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第29号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案どおり同意されました。

出張議員の除斥を解きます。

(出張議員入場)

議 長 議会運営委員から辞職願いが出されておりますので、この際議会運営委員の辞職についてを日程に追加し、議題とします。

お諮りします。

この際、議会運営委員の辞職を許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議会運営委員の辞職は許可されました。

議 長 次に、本町議会における紳士協定により各常任委員会及び議会運営委員会の委員の所属変更及び選任についてを日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よってこの際、日程に各常任委員会及び議会運営委員会の委員の所属変更及び選任についてを追加し、直ちに議題とします。

先ほど各委員会の委員の所属について協議されましたので、その結果について事務局長より報告させます。

局 長 報告させていただきます。

順不同となっておりますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、総務文教委員会ですが、松野議員、出張議員、青木議員、松本議員、坂口議員。続きまして、厚生委員会ですが、吉岡議員、山本登議員、山田議員、中山議員、片岡議員。続きまして、産業建設委員会です。吉田議員、寺前議員、山本悦雄議員、笹井議員、小原議員。続きまして、議会運営委員会です。笹井議員、青木議員、山本登議員、山田議員、寺前議員、片岡議員。以上でございます。

議 長 ただいまの報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって各委員会の委員の所属は報告のとおり決定いたしました。

なお、各委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど所属別に協議されましたので、その結果を事務局長より報告させます。

局 長 報告させていただきます。

総務文教委員長、松野議員、副委員長、出張議員。厚生委員長、吉岡議員、副委員長、山本登議員。産業建設委員長、吉田議員、副委員長、寺前議員。続きまして、議会運営委員長、笹井議員、副委員長、青木議員。以上でございます。

議 長 以上のとおりであります。

次に、先ほどの休憩中に協議していただきました委員会の委員について事務局長から報告させます。局長！

局 長 報告させていただきます。

広報編集委員会でございます。委員長、小原議員、副委員長、片岡議員、松野議員、ほか出張議員、坂口議員、山本登議員、以上6名です。

続きまして、消防委員会の委員ですが、坂口議員、寺前議員、山田議員、山本登議員、以上です。

議 長 続いて、ごみ問題特別委員会設置に関する決議については、吉岡君から提出され、



所定の賛成者がありますので、この際日程に追加し、審議したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よってごみ問題特別委員会設置に関する決議についてを日程に追加し、直ちに議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。 15番議員！

15番議員 それでは、ごみ問題特別委員会設置に関する決議についてを説明させていただきます。

次のとおりごみ問題特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、ごみ問題特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。3、目的、ごみ処理問題解決に向けての調査研究。4、委員の定数、8名。5、活動、この委員会は平成16年4月14日まで閉会中もなお活動できるものとする。終わります。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議員提出議案第3号は原案どおり議決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第3号は原案どおり議決されました。お諮りします。

ただいま設置されましたごみ問題特別委員会の委員の選任については議長より指名いたしたいと存じますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、私より指名いたします。山田議員、寺前議員、坂口議員、山本登議員、青木議員、笹井議員、吉田議員、松野議員、以上8名であります。このように選任することにご異

議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よってただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には山田議員、副委員長には寺前議員と決定されましたので、ご報告いたします。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

議案熟読のため、6月5日から8日までの4日間を休会といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって6月5日から8日までの4日間を休会といたします。

なお、本日用れなかつた議案に対する質疑につきましては、9日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 7 : 00 散会)

平成15年6月9日広陵町議会

第2回定例会会議録（2日目）

平成15年6月9日広陵町議会第2回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、13名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
7番	吉田信弘	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、2名で次のとおりである。

3番	片岡福美	8番	中山正
----	------	----	-----

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	環境整備部参与	大西利実
都市整備部参与	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:08開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第30号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
2	議案第31号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
3	議案第32号 広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについて
4	議案第33号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
5	議案第34号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
6	議案第35号 広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて
7	一 般 質 問

議 長 まず、日程1番、議案第30号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 12番議員の坂口友良でございます。

今回のこの改正、大きく7万円を8万円に、あるいは先物取引と、このような言葉が出てまいりました。なかなかこの議案を審議するときに、条例だけの改正をするとなかなかぴんとこない、とらえにくい、このようなところがございます。

具体的なもの、まず7万円を8万円、これはどのぐらいの層、あるいはいわゆる所得でいうとどのぐらいの階層をターゲットにしてこの改正を行うのか。貧乏人を相手にやるんか、あるいは大金持ちを相手にやるんか、この辺についても非常に問題となることと思います。

商品先物取引、これ我々考えると、なかなかこの該当者は少ないと思います。少ないはずなんですわ。商品取引、これは益出らんとこんなことにならないんですが、どのぐらい、現実町内にこんな方がおられるのかどうか、わかればその辺についてお聞かせ願いたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 介護保険の納付の件でございます。条例の改正ということで、御承知のように、介護保険の納付する該当者は40歳から64歳までということでございまして、例えば、今議員お尋ねの、どのぐらいの所得層という点と、また商品取引についてということでお答えさせていただきます。

例えば、夫婦2人の家庭を想定していただきまして、この家庭では固定資産税の税額が年間10万円納めていただいている、またそこのご主人が年間の給与収入が1,180万円、給与所得といたしまして951万円と、その内容で所得割の額が6万4,260円、資産割は3,000円、均等割額が9,600円、平等割が4,200円、合計8万1,000円ということで、こういう今例を申し上げましたが、年間所得が1,180万円という所得者につきましては、一応過去の7万円から8万円に増額になるという一つの例でお答えしておきます。

もう一点の先物取引に関しましての御質問でございますが、平成14年度の課税の状況から申し上げますと、商品先物で課税いたしましたのが1件ございます。税額にいたしまして2万9,000円。この商品取引については、14年で1件で、15年につきましてはまだ課税の状態ではございませんので、14年で件数として1件あったということでお答えいたします。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** いわゆる、40から60、サラリーマン層相手、サラリーマン層ですが、私もこの保険料、介護保険料を払っております。今お聞きすると、1,180万円、このぐらいのサラリーマン層をターゲットに上げたいということでもあります。この国保ですが、これを考えると、一般的な考え方と言うと、ものすごい高給取り、かつては議員さんでも国保を滞納してる議員、これおられたんです。これは議員さんごっつい給料安いと、こういうことで滞納されてたんですが。この1,180万円、大体非常に感じからしますと、果たして広陵町、多分真美ヶ丘ニュータウンあたりに住んでる方はこのぐらい超えられる方はおられると思うんですが、このぐらいの高所得、広陵町内の平均給与を考えたら非常に高所得者と私とらえ

たいんですが、予想的にはこれ町内では果たして何十人おられるんですかね、あれば、なけりやまた後ほど資料でもらいたと思います、非常な高所得者であるので、考えからするともっと負担してもろてもええんちゃうかなと。私議員やけどもらってないですよ、この半分以下なんです。非常に平均給与が安いですからね。その辺から考えると、非常な高所得者相手を考えておられるということで理解をしたいと思うんですが。現状、これ広陵町には何十人ぐらい、何人か何十人か、果たしておられるんですか。その辺だけちょっとあとお聞きしたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 人数ではなくして、一応世帯数といたしまして、平成14年度の実績でございますが、97世帯ございました。（12番議員「はい、終わり。」）

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 今回、国の方の法律の改正の中で出てきたんだと思いますけれども、国の方で法改正をしたら、直ちに広陵町はそれに準じなければいけないという認識のもとにされたのかどうかを確認しておきたいと思います。といいますのは、この最高限度額は国保の場合も最高限度額があるわけなんですけれども、奈良県の中でも奈良市などは、今幾らになってるか最近の確認はしてませんけれども、最高限度額までにしてないんですね、52万円ですか。ですから、それは地方自治体の裁量によって限度額を設定することができるんです。ですから、そういう点で言いましたら、やはり国の法律が変わったら、直ちに4月にさかのぼって限度額変更して増税をしなければならないということにはならないんです。広陵町でどうしてこういう条例の改正が必要なのか、こここのところの根拠をはっきりとしていただかなければいけないと思うんです。ですから、今回の条例改正に対する考え方について、まず1点をお聞きしておきたいと思います。

それから、介護保険の特別会計なんですけれども、今のところ赤字で困っているという状態ではないんです。積立金の方にも回しておりますし、ですからそういう点で広陵町の介護保険会計から見ましても、今回限度額を上げて増税をする根拠が全くないというふうに認識してるんですが、この点についてどうでしょうか。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 議員もご承知のように、平成15年から17年につきましては、介護保険の事業計画における第2期の介護保険事業運営期間で、介護給付費の増加が見込まれ、第1号被保険者ととも第2号の保険料の引き上げが避けられないことや、中間・低所得者への配慮

など被保険者側の負担の公平を図る観点から、1万円の引き上げが妥当だと、このように考えるわけでございまして、国が決定したからすぐ地方自治に条例改正するというのはおかしいじゃないかという内容でございしますが、やはり先を見まして、第2期の介護保険の事業運営がスムーズにということから、低所得者、中間所得者等の配慮をしてこういう改正がなされたらと、このように理解しております。

議 長 5番議員！

5番議員 今回97世帯ということですから、この条例改正によって会計の方に増収になる分については、最大限で97万円という計算になるんですね。そういう点から見ましても、やはり97万円をさかのぼってことしから値上げをしなきゃいけないというこういう根拠は、やっぱり今の答弁をお聞きしましても全くないと思うんです。ですから、この点については、十分に議論をして、さかのぼることのないような形で議論をしていくことの方が先に大事ではないかと思うわけです。ですから、この97万円の増収についてはどのようにお考えいただいているのか、そして今回なぜさかのぼってまでしなければいけないのか、この2点について再度お聞きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 97世帯は平成14年度の一応実績でございまして、15年はまだ数字は出ておりませんが、恐らく国民健康保険税の課税につきましては所得割の算定方法の見直し等が行われるために、件数につきましては若干減るといような見込みを持ってございまして、1万円上がることによりまして97万円の増ということでございしますが、何分につきましても、先ほど申しあげましたように、やはり税の負担の公平という観点からこういう引き上げが妥当だと、このように考えております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第31号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

**12番議員** この中で新しくつくられるカードですな、いわゆるカード、この作成、具体的にはこれはどう、郵便なり郵送なのか、あるいは手渡しなのか、あるいは一番最初はただで渡すんか、その辺のちょっとこれ具体的に、これ見たら交付、再交付と両方なってるんですけどね。最初はただで、あるいは希望者だけ渡すんか、その辺は具体的にはどう考えられてます。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** もちろん無料ではございません。カード1件につきまして500円の手数料をいただくと。また、交付の手数料、あるいは1件につき500円ということで、紛失されても再交付する場合でも500円の手数料をいただくと。無料ではございません。役場へ来られても、一応強制でも何ら、郵送でもしません。あくまでも個人の意思で交付したいと、このように思っております。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** このカードがどのようなカードになるのか、ちょっと説明をしておいていただきたいのと、それからこのカードの発行見込みはどの程度想定されているのかという点と、それからこれが結局はネットワークシステムで接続していくと、全国的に、そういう中でのカードの発行になってくるわけです。これにつきましては、前にも質問しましたけれども、長野県等では、全国的には長野県だけじゃないんですけれども、いろいろと問題があるという点が指摘されているんですが、この問題点について広陵町ではどのような議論をし、住民に対してどのような説明ができるのか、その点についてお聞きしておきたいと思えます。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** カードの内容、種類でございます。例えばAバージョンと申し上げまして写真のないカード、もう一点、Bバージョンと申し上げまして写真を張っていただくカード、この2種類の、申請時にA、Bの選択をしていただくわけでございます。

それと、枚数でございますが、平成15年度の調達枚数につきましては、一応1,000枚を予定しております。これは広陵町の人口の約2.5%、約800枚でございますが、予備を含めまして1,000枚ということで調達を予定しております。

それと、問題点ということで非常にご心配をさせていただいておりますが、これにつきましても、いわゆる個人の情報の保護という、セキュリティーということでの取り組みを今職員間では研究会あるいは研修等に参加しているわけございまして、いわゆる保有情報の限定



あるいは情報提供の限定、責任体制の確立、住民票コードの利用の限度、外部からの侵入防止対策、内部の不正利用防止対策、このような現在6項目につきまして、いろんな角度から研修あるいは研究、職員間での研修会を持っておりまして、一応職員がこのような内容の専門的に取り組むのは非常に複雑多岐にわたりますいろんな想像の問題も出ておりますが、ただいま申し上げましたように、6項目につきましては、最低この6項目についてはマスターしなければならない問題であろうと、このような取り組みをやっておるわけでございます。

それと、カードの、先ほど答えましたが、あくまでもこれは強制ではございませんので、写真なし、写真入り、これにつきましては本人から申請時に選択願うということになっております。以上です。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 今お聞きしましたら、大体2.5%の利用見込みということですが、こんなに利用希望者が少ないだろうというところに、むしろ不安や疑問をお持ちの方たくさんいるだろうというような施策に対して、それもまだ今の答弁をお聞きしてましたら、研修会に参加して複雑多岐な問題について勉強中ということなんですけれども、そういう問題点解決についても確立をされていない中で実施をしていかなければならないという必要性は全くないというふうには言わざるを得ないです。ですから、この点について広陵町で職員の皆さんも十分熟練をし、そして住民の情報をきちんと保護できるという確信が職員さんも住民も持てるようになるまで、とりあえずストップをしておくことが大切ではないかと思うんですけれども、この点について再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、これの不安の根拠は、やはり全国的に専門家の方が、先ほど言いましたように、問題があるという指摘はいろいろ報道されてるんですが、またこの6月議会の初日に片岡議員が質問しましたように、自衛隊の名簿について7割の自治体が情報を提供していたというようなことも報道されております。ですから、それについては情報提供してないと言われても、本当にそうなのかしらという半信半疑になるのは住民の心情としては当たり前なんです。そういう点も踏まえまして、当初の説明よりたくさんの方がもう既に接続をされて、入手しようと思えばできる状態がつくられている、こういう実態なんです。その点についてお聞きしたいんですけれども、今幾つのどんな情報が入手しようと思えばできる状態になっているのか、確認をしておきたいと思います。

そして、そういう点について、どのように職員倫理をつくって情報を保護していくのか、具体的に検討を進められていると思うんですけれども、個人情報保護条例についてもまだ研

究中ということですが、大変に不安が大きい、今の時代にはとりわけ不安の大きい要素になってまいりますので、この点について今の実態についても確認しておきたいと思えます。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 情報提供を受ける行政機関や利用事務の法律で具体的に一応限定がなされておられるわけございまして、どの程度の事務量のあれができるかということございまして。法的に利用できる範囲でございまして、現在聞いておりますのが264事務が法的に利用できるということございまして。ご承知のように、あくまでもこの利用につきましては公的な利用のみでございまして、外部へ漏れるとかどうとかいう点を踏まえまして、先ほど申し上げましたような研修会等を十分徹底したいと。

それと、議員おっしゃってられますように、なれるまで一応ストップしておいたらいいなやないかというような内容ですが、一応こういう制度がスタートすれば、やはり職員も一日一日こういう事務というんですか、これになれるために、やはり早くスタートを切って、なればいろいろなそういう問題が解消していきだろうと、私はこのように考えております。ですから、全国的に全部の市町村がなれてからでは、私遅いと思うんです。しかし、スタートになれば、早くスタートを切って職員も早くこういう要領を把握でき、また事務になれていただくことがこういうトラブルの一つを防止する方法だと、このように私考えます。そういうことから、ストップをする必要はなかるかという考えでございまして。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 1つは、264事務が利用できるということになったということですが、この点について具体的に広陵町民が日常的に利用する事務というのはどれぐらいあるのか、例を挙げてお答え願いたいというように思うんです。

ほんで、もう一つは、例えばパソコンに職員が番号を入れる、自分の、ということいろいろ利用できる状況があるんですが、いわゆる入力経過についてはいつまでそれが保存されているのか、その点もあわせてお聞きしたいと思うんです。

それと、ここでは広域交付手数料、いわゆる広陵町外のところでの利用という形で、以前に増して広陵町外の方々が利用する機会がふえるということだろうと思うんですが、そういう場合についても従前と同じ交付手続で行っていくのか、あるいはこのシステムがなれるまで広域交付の場合についてチェック体制をとるといようなことがあるのか、そういう点もお聞きしたいと思います。

それと、住民基本台帳カードですけれども、これはどういう種類のカードなのか、いわゆるカードの種類もいろいろあるわけなんですけれども、その点はどういう形で認識を持っておられるのかだけ聞いておきたいと思うんです。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** まず1点目のカードの利用でございます。住基ネットの末端においては、住民基本台帳カードに記録された住民票のコードによって本人の確認情報を検索し、本人の確認が可能であるということでございます。それともう一点は、住民票の写しの広域交付、転入・転出手続の簡素化の際に活用ができると。もう一点といたしまして、市町村の条例で定める独自のサービスに利用できると。将来的には15項目の、市町村でございますが、条例によって将来15項目のサービスが利用できるだろうと思っております。

最後にもう一点、公的な本人確認のカードとして活用していただく、これがさきの質問していただきましたカードの利用方法でございます。

それと、番号保存期間等でございますが、例えば私はこの番号が嫌だからとか、そういうことで番号を拒否された場合は、これとこれとこういうのがまだある、残っておるということで、本人のあれによって番号を取っていただける可能性があると思います。

それから、保存する期間でございますが、本人がこのカードを紛失しなければこのカードを一生使っていただける、このように思います。

それと、カードの見本につきましては、ちょっと手元には持ってきておりませんので、また後刻、見本があればお見せしたいと思っております。以上でございます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** ちょっと住民基本カードについて、この500円についてですが、普通は千数百円を超えるのが普通ではないか。というのは、その中に入る文字数、普通は8,000字だと平均は言われてるわけですが、この500円という、ほかの自治体に比べれば安いのかなと。ですから、この中身について、平均的には8,000字とよく言われるわけですが、この500円については、じゃあ平均的にこのようなカードの中に入れるのかどうかということのひとつ心配することもあるのが1点。

それから、500円で、普通はもっとかかっているけれども、町がそれだけの負担を何がしの、1,000円かかっているけれども500円で町民に交付するときに手数料をいただく、その500円は町が負担しているということになってるのかどうかということをまずお聞きしときたい。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 住民基本台帳のカードの交付に要します経費のうち、カードの交付手数料は収入を超える部分につきましては、一応、このカードを制作するのに1,500円程度かかると、このように伺っております。しかし、所要の地方交付税の措置を講じるということで、500円の手数をいただくというようなことで、交付手数料または再交付手数料、1件につき500円というのが適当と、このように考えております。

議 長 1番議員！

1番議員 1つは、去年は議長させてもろた関係で質問をできなかった。その前に、この住基ネットワークについて、一昨年9月1日現在というところで、去年、昨年ですね、今、その当時ですよ、拒否、このカードを要らないと言うてるのが4世帯あった。そして、配達証明つきで585件がまだ受け取っていない。そして、カード番号を変更してくれというのが17件。それから、住基ネットの問い合わせというのが役所等にあったのが19件あった。メールでは3通あったと。こうしてみると、その後、そのときの答弁は、8月13日には9,739通出して、8月20日から25日は9,618通、配達証明つきでこうして出したというような答弁があるわけですが、拒否されてる4世帯についてはそのままになって、もうカード発行もしておられないのか。それから、居どころが不明というのも47件になってるが、その当時ですが、その後どうなったのか。それから、配達証明で9月1日585件がまだ受け取っていないが、この方々についてはどうされたのかということも含めてお願いしたいと思います。

それから、長野県がよく話が出るわけでありますが、やはり審議会等のメンバー、テレビ等で見ると、住基ネットに反対の方が審議員の櫻井よしこさんとか、そういう方々が入っていろいろ県の方に、今とめた方が、凍結した方がいいのではないかなというような声があるわけでありますが、この奈良県の市長会においては、そんなことをせんといってくれと、きちっと決まるとおりつないでくれというような要望もこないだニュース等、新聞等で読まさせていただいたのが現実ではないかと。やはり住基ネットに対して不安はあるけれども、それを十分に職員等もマスターし、住民もマスターして、そして立派な本来の住基ネットシステムの稼働をお願いできればなと思っておる一人であります。

議 長 答弁。 住民生活部長！

住民生活部長 第1次のカードの配付の内容でございますが、住所の不明あるいは行方不明等で、郵便の配達がなされましたが返ってきたという、ちょっと私件数は記憶、今資料ござい

ませんが、そういうものと、送ったが拒否されて返ってきたというような内容がございますが、拒否された分については、一応行方不明も含めまして、その当時のことで返ってきた状態で保管しているというような状態でございます。

それと、長野県の例をとってお話ししていただいておりますが、やはり第2次から稼働いたします住基ネットワークにつきましても、これはやはりある面では高度な知識というんですか、そういうものをマスターしなければこれに対応していけないと。職員は別といたしまして、住民の方が、年代層の若い層であれば、なればじきにこういうことはマスターしていただいて、いかにこれが東京へ行こうが北海道へ行こうが、自分の住民票等はこのカードで交付できるという便利な取り扱いと、カードを利用していただく方のマスター次第で非常にカード1枚で全国どこでもこういうことが交付できるという、非常に便利なものだと思いますが、しかしこのカードをこなすためには、非常にやはり勉強もしていかなければならないし、一度こういうことで手なれていただければ非常に便利なカードであるというような、住民の方々がやはり便利だなという、時間はかかるかと思うんですけども、こういうことで、やはり機会があればまたこういう内容の説明会、あるいは団体等が寄られましたときに、こういうことでこういうカードができましたよと、こういうことで利用できますよと、そういう説明会も開いていく必要があるかと、このように考えております。

**議 長** ほかにありませんか。 10番議員！

**10番議員** 私はこの住基ネットに賛成したという形もありまして、こないだから、いわゆる長野県の方からのいろんなニュースなり、先ほど山田議員もおっしゃられましたそれをお聞きして、このようにある意味で非常にまだ悪者扱いというのか、かなりこんな悪いもんは何やというような感じを与えて、またそういうように受ける人が多いと思いますわね。しかし、本当にこのメリットとか、すべていろんな意味でのインターネットの世の中でのメリットとかを考慮した上でやられてると、こう私は解釈しているわけでございます。ただ、いわゆる安全、情報漏れのメンテナンスの問題とか、いわゆるセキュリティーの問題ということは当然なこと、こんなもん当然あるべきであるというたら、それはそれでの信頼の基づきであり、情報の漏れるというのは、今現在銀行カードとかいろんな意味ですべてカードになっております。病院もそうです。かなりそれはペンタゴンのコンピューターも盗まれるような状態で、それはその気になれば保護をしたといっても、所詮は便利過ぎるほど外飛んでいくわけですからね。その意味では、そういうことがあり得ると。

ただ、それにも増しての、いわゆるそういう効果があるということであると私は思うわけ

でございますが、結果ちょっと不思議に思うてるのは、広陵町においては、住基ネットのことに対しても、またいろいろご理解の多い町であったと認識をしておりますのに、なぜこれカードが800とか1,000とかいうような数字、先ほど出てましたが、なぜそのように少ない見積もりでやられるんかなど。この辺で、何かもっと、これは多数が使うこと、多数が購入することでのメリットが出る、全国的に見てもですよ、そのいわゆる観点から発生してると思うんですけど、いかにも遠慮したような感じでということがあって、それの方が逆に疑問に思う、自信ないのかいなというような感じをとるわけですので、本町といたしましては、何も全国的なことは別として、本町は割とそっちの方では理解のある住民さんに恵まれてたというのか、そういう人が多かった。しかし、カードという形で出すのはなぜなんかなど、こう、それをね……。いや、あんたに聞いてませんねん、すみません。今度こっちいたら俺質問するわ。ということで、その辺の広陵町で何で1,000と。ちょっとそれを理事者の方にお答えしていただきたいと思います。後で聞くわ。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** お答えいたします。

カードの枚数の積算というんですか、調達枚数はこれ、全国的にスタートを切るということで、やはり先ほどちょっと私申し上げましたように、人口の約2.5%で、広陵町の人口3万二千何ぼで、約800枚ほどとなるんですけども、200枚上乘せまして1,000枚単位でいけば安くつく、若干安いということで、1,000枚に上げたわけでございまして、そういうことで、一度このスタートということで、やはり人口の3万2,000のことで、全国的にもやはり2.5%、人口の2.5%をもって注文すると、発注するというのが流れておりまして、そういうことから必要な、どれだけこれが皆さん注文していただける、強制にはできませんので、注文していただけるかわからないというスタートでございますので、一応人口の2%ということを目処として、奈良県下でも各市町村がこういう体制でスタートしようということになっております。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** それはわかりますねんけどね。それは国の一応パーセンテージの問題。しかし、本当にメリットの出ることになれば、そのような数字、何も広陵町だけどうせえじゃなしに、もっと、いわゆるそれを使った方が、またそれをつくられた方がメリットがあるんだし、またそれで行政の簡素化にもなるんだとかいうことに、ならへんのやったらこんなことする必要もないしね。だから、二本立てで同じことをするのであれば、どっちも使える、自動改札

と手動改札、人間の対人改札みたいなもので、同じことを2つすんのやったらむだ遣いになるし、何にもならないのかなと私は心配をして、それは広陵町だけやなしに、もっと全国的な考え方でやるのであれば、スケールメリットがあって初めて機能されて成果が上がるものであると私は思っておりますので、住民の皆さんにも納得のしていただき、また理解していただくようなPRなりをもって、自信があればどんどんこれからもふやしていかれるという姿勢で挑まれるのか、いやいやもうこんでけけたらええやんかいというようになるのか、そこがちょっと聞きたいなど。その辺をお答え願います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 先ほどの山田議員さんにもお答えいたしましたように、やはりこのカードを広陵町で発行するということがまだまだ一般の町民の皆様方には周知徹底ということは非常になってないと思うんです。そういうことから、今後は各種団体等の集会等がありましたら、8月25日からこういうカードができましたよと、利用できるんですよというやはりPRが必要だと、このように考えております。

**議 長** ほかにありませんか。

質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程3番、議案第32号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

**4番議員** これは受け付けの部署の名前が変わったということで出てるわけなんですけれども、私はこれに関連して、一般廃棄物生活環境影響調査結果の縦覧の手続ということの中身についてお聞きしたいんですけれども、今この作業、古寺での作業を着手しつつあるということだったわけですが、こういう内容について、古寺及び関係地域のところについては住民に周知徹底するというので作業を行うと、業者任せにしないということが必要だというふうに思うんです。これはきのう、住みよい会がごみ問題の学習会をした中で非常に痛切に感じたところなわけなんですけれども、そういう点についてどのようにお考えなのか。いわゆる業者任せにして、住民が反対の方々がおられる、あるいはまた賛成の方もおられるわけなんですけれども、

も、そういう非常に重要な作業の一つ一つに住民が参加していくということによって理解度を深めていただくということも行政の役割ではないのかというように思うわけですが、そういう点について、やはり言いつ放しの、あるいは反対しつ放しという形ではなく、行政が丁寧にそれにこたえていくという点での姿勢の一つのあらわれとして、業者任せにしないということは非常に重要だというように思いますけど、その点についての考え方をお聞きしておきたいと思います。

**議 長 環境整備部長！**

**環境整備部長** 生活環境影響調査の実施については、環境影響調査評価委員会というのを立ち上げる準備をいたしております。その委員会には、専門の先生方を初め地元の区長さん並びに区長さんからご推薦いただく方もご参加をいただきまして、調査の結果だけでなしに、調査のポイント数、箇所を詳細にご相談を申し上げて調査を始めたいというふうに思っております。

今回、古寺区で大気の調査をスタートさせたわけですが、時間的な制約があつて、春季、1カ所だけまずはかるということでスタートをさせていただいております。委員会の立ち上げと時間は前後いたしますが、委員会の設置については、住民の皆さん方の意見をお聞きするというを地元でも申し上げておりますので、そのような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

**議 長 4番議員！**

**4番議員** 私はこの問題で、古寺地元は当然ですが、周辺のところにもこの影響が大きいということから、不安などの声が多いわけですから、そういう点で、周辺大字を含めてこの委員会を立ち上げるということであれば、やはり公募によって委員を選んで、そういう中で、もちろん区長やその関係するところについては町が任命するというのはそれは当然のことですが、その他公募によって、この環境アセスをより住民とともに1年をかけて調査をしていくということも必要だというように思います。これは特に反対をされている方々にその環境に対する影響度がどのようになるのかということは、町が思っている以上に敏感に感じておられるわけですから、その点について、この委員会を立ち上げるということであれば、急遽公募による委員の募集というものを考慮に入れてはどうかというように思うんですが、どうでしょうか。

**議 長 環境整備部長！**

**環境整備部長** いろいろなご意見があるかと思いますが、環境影響評価委員会の委員の公募は



考えておりません。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 今、春季の場合は調査箇所が1カ所だけということなんですけれども、これは春夏秋冬、四季のを調査しなきゃいけないことになっているんですが、そうしますと春季が1カ所だけでは春季の分は十分に調査をしたということにはならないと思うんですけれども、この点については来年の春も含めてアセスしていくのかどうかお聞きしておきたいと思います。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** 四季を通じて必ずしなければならぬとはなっておりません。ただ、やはり四季を通じて調査をする方がいいという判断から、春季の分は1カ所だけまずさせていただいた、これは古寺地区でさせていただきました。本来なら、周辺地域も含めて調査をさせていただきたかったんですが、まだ周辺地域とはいろいろ説明、話し合いを進めさせていただいてる中で、強行するのはどうかということで、調査の時期をできれば春季の分については1年後に実施をさせていただけたらというふうに思っております。

**議 長** ほかに。 5番議員！

**5番議員** 全部で何カ所、ワンシーズンですね、想定、予定されているのかということと、それから四季を通じてやらなくてもいいということになってるということなんですけれども、ちょっと今資料を手元にないんですけれども、県の方の環境アセスの方のパンフレットに、四季を通じてやるということになっていたと思うんですけれども、その点について、どの条例のどういう部分で今ご答弁いただいたのか確認しておきたいと思います。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** 環境影響調査は、その調査結果をつけて国の補助金の申請のときに添付しなさいというふうになっているわけです。そこには細かく調査項目がございますが、四季を通じてやるというところまでは定めていないということでございます。

それから、ただ町といたしましては、できるだけ地域の皆さん方の不安を取り除くという意味から、四季を通じた調査をさせていただくことで作業を進めさせていただいております。調査の箇所については、古寺は1カ所、それぞれの周辺大字それぞれ1カ所ずつというふうに考えております。1カ所、1週間連続調査をさせていただくという方法で、空気中のいろいろな物質の測定をさせていただいております。今後、夏につきましては、7月ごろはすべての地域に設置をさせていただいて調査をさせていただきたいというふうに思っております。

**議 長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第33号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 この補償条例についてなんですけれども、今回は大部分値下げということなんです。この間、神戸の方で消防の方が3人亡くなられるということ、そんな痛ましい事故があったわけなんです。消防団の方は家屋の中に踏み込んでいくとかそういうことは多分ないだろうというふうには思うんですけれども、いろいろな言うたらケース、さまざまな角度から想定していかなきゃいけないと思うんです。そういう中で、大変危険な状況という部分については、皆さん本当に身を挺して頑張っていたというところで、本当に正規の職員さんじゃなくて消防団という形の中で、そういう危険を冒して協力していただいているところに対して、今回切り下げていくということについては、全国的な流れということだけで済ませていいのかどうか大変疑問に思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 確かに、松野議員がおっしゃいましたように、この前の悲惨な事故がありました。確かにそういうふうな事故が絶対ない、消防団員になれば絶対そういうふうな危険を伴わないということは絶対ないんですね。したがって、入団されるときにかなりの基本的な考え方というのは、危険を伴うもんだという認識のもとで団員になられたと私は認識してます。確かに今回の改正につきましては、これは国が示したものですので、どうのこうのというのは私言いませんけれども、この前の事故につきましては本当に気の毒だという認識は強く持ってますけれども、今回の改正につきましてはそれとちょっと一緒にできないんじゃないかなというような感じもするんですけども。

議 長 5番議員！

5番議員 十分に認識していただいているようなんですけれども、この適正化という名のもとに、

やはりそういう決意を持って入団されるということなんですけれども、だからそういう気持ちをやっぱり大切に、補償をできるだけしていくという姿勢はやっぱり後退させてはいけない部分でないかというふうにやはり思うわけなんです。そういう点について、消防団員の方との話し合い、どのようにされたのか、その経緯についても確認しておきたいと思えます。これで本当に消防団員の皆さんが納得していただけるのかどうか、その点も不安が残ると思えますので、お願いいたします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 今回の事件に伴いまして、各団の団長とか話し合いをしたということはありません。しかし、事故についての、何というんですかね、有事の際にはうちの消防主任には、そういう当然指令車に乗って走りますので、そういうふうな事故のないように十分いつも注意してほしいというような、消防主任には絶えずそういう話はしておりますけれども、団員の方とこの件についての話し合いを、あるいはまた消防署の方との話し合いというのは私一切ありません。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 町長に1つだけ聞いておきたいんですけれども、このいわゆる公務災害補償の引き下げというのは、結局は公務員の給与が引き下がってきたというところの状況だと思うんです。これは生活保護やその他公務員給与の引き下げのときに議論をこの部分ではしなかったわけですけれども、多大な影響を与えていくことは明白なんです。デフレ下における一般企業の給与の引き下げが公務員給与の引き下げの引き金になり、それが今度は逆に一般企業の給与引き下げにつながっていくと。その前に、いわゆる公務員給与の基準が生活保護やその他多方面にわたっての影響を与えるということが指摘されているわけなんですけれども、こういうような給与の引き下げについて、やはり生活、特にこの災害補償の問題については生活の重要な部分を占める、いわゆる災害が起こった後の補償ということから言うと、こういう公務員給与の引き下げに見合った形での引き下げというのは妥当性を欠くのではないかと、こういうふうに思うんですが、そういう点、町長は、いわゆるデフレの悪循環を断ち切る部分というのは必要などころがあるのではないかという意味で一言聞いておきたいと思うんです。

**議 長** 町長！

**町 長** 国においては、給与や報酬の引き下げがなされたところでございまして、地方自治体もそれに準拠してすべて引き下げに準じておるわけでございます。また、給与、報酬が変われば、それに関連する補償関係も整備されるのが当然でございまして、これは適切な措置

であると私は認識をしております。また、それはデフレに移行するのではないかというご指摘でございますが、移行しないように国はすべての施策を講じられているところでございまして、必ずしもこれが不適切であるという認識には立っておりません。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第34号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 いつもはこの3年以上5年未満、ここがいろいろ改正になってもここは今までどおりと、こういうことで今までもちょっと気になってたところがあります。現実問題として、5年未満でやめる方が多いのか、あるいは、いや、もっと続くんやったらこんなもんなくしてもろたらええと私は思うんですね、そうすると一遍に引き上げになるんですが。現実問題、続いて5年以内にやめられる方が多いのかどうなのか、その辺はちょっと把握はできているんでしょうか。

それと、やはり退職報償金、ボランティア活動による退職報償金ですから、給料もらってるわけじゃないんですから、この辺もやっぱり上げていかなあかんかと、こういう考えを持っておりますので、その辺実態としてはどうなんでしょう。やはり活動が続いているのか、あるいは5年以内で……。ですから、実際5年以下の人が多んじゃないかというような気もせんでもありませんので、その辺はどうでしょう。やっぱり最低10年ぐらいは活動を皆さん方続いているのでしょうか。実態としてわかりますか。わからなければいいが、わかればどんな状態かちょっと教えていただきたいんですが。

議 長 総務部長！

総務部長 3年以上5年未満の方のことですけれども、これは国の示してる基準じゃないんですわ。この前も言いましたように、これ郡の消防協会の中で特別つくられたということでございますので、この金額の変動はないとこの前説明いたしましたけれども。ただ、男子の消防職

員については、5年以上の方がほとんどだと思うんです。ただ、女性消防団員の方は5年以内にやめられる方もあるんじゃないかと、このように思います。

議 長 5番議員！

5番議員 前の議案の補償条例の改正と比べまして、こちらの方は増額するという事なんですけれども、その考え方のそごが、乖離があると思うんです。どのように私はこれ考えて出されたのか理解できないわけなんですけど、その点について、なぜ補償の方は切り下げて、この退職報償金の方は値上げをしていくのか、お聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 この問題については私もちょっと疑問を感じました。片や上がる、片方は下がるという意味でね。それで、県の消防防災課へ電話して確認しました。すると、県の職員も明快な答えはできないということでございます。ただ、退職報償金のアップにつきましては、これは消防団員の処遇改善を図ったということでございますし、下がった2%のものにつきましては、一般職の給与に、それに沿う2%の引き下げだという、明快な答えはいただけませんでしたけれども、私かてその点には疑問を感じました。

議 長 5番議員！

5番議員 そのような答弁ももつともなことで、だれもおかしいなというような中身だと思うんですけれども。この際、やはり、いつでしたか、前回の値上げのときには、吉岡議員、消防団で頑張っていたらいいんですけども、吉岡議員もあの値上げについて、今引き続き上乘せしていくのがどうなのかというような質問もされていたように思うんですけれども、率直に消防団員の皆さんとご相談していただいて、それから判断していただくことが妥当ではないかと思っておりますので、その点提案しておきたいと思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第35号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5 番議員！

5 番議員 前に詳細な資料をいただいております、3 月にですね。それに基づいて何点か質問をさせていただきたいと思います。

前にいただいた資料の中で、水道経営指標一覧という形で、資料 2 という形で平成 1 2 年度、これは平成 1 2 年度になってるんですが、これいただいているんですが、この中で減価償却の問題なんですけれども、全国平均だとか類似団体あるいは県平均と広陵町と比較した数値が出ているわけなんですけれども、減価償却費、これ 4 ページですね、が広陵町の場合が一番大きいわけなんですけれども、受水を主とするものの中でなぜ広陵町において減価償却費が大きく膨らんでいるのか、この点について説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく受水費についても飛び抜けて大きいわけなんですけれども、これについてもご説明いただきますようお願いをいたします。

それから、薬品費なんです、これは金額的にはそれほど大きな数字ではないわけなんですけれども、ただ他府県と比べましてかなり高い数字になっているわけなんです。ということは、この薬品をかなりたくさん上水の中に投入されているのではないかとというふうに懸念するわけなんですけれども、その実態についてどのような状況なのかお聞きしておきたいと思います。

それから、今回の値上げ幅についてなんですけれども、少量の部分のところは値上げ幅が大きいという提案になっているわけなんですけれども、これは少ししか水使わないように節水したりされているそういう家庭も含めて、すべてのところで値上げ幅が大きくなるというような設定の仕方になってると思うんです。だから、節水を進めていくという点を踏まえなくても、多量に使う部分にスライドをさせた方がいいのではないかなと思うんですが、均一の形でなくて、10 立米までのところが一番値上げ幅が高いという点については、どのような考えのもとで設定されたのかお聞きしたいと思います。

それから、井戸水については、いろいろ今までも繰り返し繰り返し議論をしてきているところなんですけれども、水質の問題だとか水量の問題だとか、いろいろな困難点があるということをお聞きはしているところなんですけれども、今全国的にもやはりいっそ地下水の方が安全で良質の水だということで提起をされてきているのが実情ではないでしょうか。そういう点については、1,000 メートルでしたか、程度の深いところの地下水ということになってくると思いますけれども、地下水についての認識がそういう科学的なところで議論されている部分と、広陵町の認識は幾らか乖離があると思うんですが、その点についてはどうなの

かお聞きしておきたいと思います。以上、お願いします。

議 長 水道局長！

水道局長 まず、減価償却費がなぜ多いかということですが、広陵町の場合は真美ヶ丘の開発が相当大きな開発をされましたので、その分の投資している分の減価償却がただいま一番減価償却の多い時期だと。これから三、四年たてば減価償却費は徐々に減ってくるというように考えております。

それから、受水費も類似団体に比べて高いのかということですが、これは奈良県の県営水道が1立米当たり145円ということで、この金額が全国的に高いレベルにあるということですので、それを買っている広陵町の場合は当然高くなっていくということです。

それから、薬品費が多少多いということで、多くの薬品を使っているんじゃないかということですが、確かに広陵町の場合は地下水が硬水ですので、当然水に含んでる物質が相当多いということで、やはり軟水の地下水に比べて当然多い薬品を使わなければそれだけのものを沈殿できないということで、薬品は多少多いと思っております。ただ、基準以内でしか使っておりませんので、できた水にどうのこうのということは全然ないと思っております。

それから、今回の値上げが基本水量が10トン、20トンとかいう少量のところは値上げ率が高いということですが、一応基本料金といいますのは、あくまでも本来の計算からいけばもっと多額の費用でないと、一応設備投資している分に対する利用者の負担ですので、設備投資がほとんどですので、それに対する基本料金は多額になりますけれども、そうなりますと、そういう福祉的な要素からということで、過去から基本水量はある程度抑えて、従量制で多く使われる、必要以上に使っていた方にはそれ以上の負担をお願いしようというのが過去からの料金体系で来ているわけですが、広陵町の場合もほかに比べて基本料金は決して今までから高いとは思っておりません。ただ、基本料金を上げさせていただくと、当然その全体の率から見ればやはり割高な率になっていく。今回は基本料金400円と200円ということで、13ミリ、20ミリ上げさせていただいたわけですが、13ミリで400円基本料金を上げさせていただくと、当然過去の、その全体の値上げ率からしますと相当高い率になったということで、そういうことで基本料金を今回13ミリについては400円上げさせていただいたということが、基本水量しか使っておられない方がなぜ高い改正率になるかということになると思います。

それから、地下水は安全だということですが、確かに現在問題になっておりますクリプトスピリジウム、これについて一応地下水にはないということで、これは確かに安全なん

ですけれども、ただ広陵町の場合の浄水する施設が現在あるところに固定されているということで、そこへ持ってくる、井戸をどこで掘ってもいいというわけじゃなしに、やはりその近辺で掘らなければ、浄水場まで導水してくるその導水管ですけれども、これも道がないと付けられない。現在、井戸を掘らせていただいているのは、主に河川の付近で掘らせていただいていますので、道路上の関係からいいますと、なかなか適当な導水管を入れる道路もない。また、現在掘っている井戸につきましては、水量もある程度1つの井戸の水量が少量だということで、現在導水管の入っている近辺で掘れるところにつきましては、大体掘ったということで、これ以上の自己水を求めることは、現在の南郷にある浄水場の付近ではもう不可能だということで、くめる自己水の範囲内ということで考えております。また、新たに大きな投資をして自己水を求めるよりも、できた県水を買わせていただく方が最終的にはコスト的には安いのではないかと。

それから、最近、多分6月1日からだと思いますけれども、水質基準も見直されまして、従来46項目であったものが50項目にふやされたということは、環境問題も相当やっぱり皆さん、特に最近は関心をお持ちですし、それに対する環境面からの今回水質基準の見直しだと思います。また、自己水、少量の水で果たして今後、水質基準がどう変わって、果たしてそれで町の自己水が対応できるかということについても、やはり一部の不安もありますし、少量の自己水をその基準を守るために多額の費用をかけるのも、またこれいかがかなと思いますので、一応自己水については、現在くめる範囲でしか対応を考えておりません。

#### 議 長 5番議員！

**5番議員** 今、減価償却費の部分で、真美ヶ丘の開発に伴う分が大きいということで、今後入居がどんどん進んできますから、それは減っていくだろうということなんですけれども、財政試算表をつくっていただいている中で、減価償却費が平成14年、これは見込み額で出ているんですが、12、13、14、大体12、13は決算の数字ですが、1億6,000万円ちょっと、それから14年が1億7,000万円の見込み額になってるんですね。それで、15、16、17、18の、これは予定で計上されているわけですが、これが1億7,000万円、そして徐々にふえまして18年には1億8,000万円見込んでおられるわけですね。これが今開発が進められている中で、減っていくというような想定のもとに今回試算されていないのではないかとこのように思うんです。

それと、あわせまして工事負担金の方が、これは資本の方に入れてるわけですが、非常に16、17、18、3,000万円と少ない見積もりになってるわけなんです。こ



の分を収益の方に入れて、そしてこれが3,000万円というのはちょっと余りにも少ない数字ではないかと思うんですが、それを収益的収支の方に入れていけば、減価償却の見直しとこの負担金の会計の見直しの中で、今回値上げをする必要のない年間7,000万円程度は何とかなるんじゃないかというような数字ではなからうかと思うんですけども、この点についてはどのように考えたらいいか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、井戸の開発についてはいろいろと議論をするところなんですけれども、井戸を掘るよりも県水の方が結果的に安くなるんじゃないかということなんですけれども、井戸の深さとか規模とかいろいろな形で、また井戸に投資する経費というのは当然変わってくるわけなんですけれども、今までの経験から言えば、やはり井戸を開発して値上げを抑えてきた、県水の受水量が多くなるに従って大変負担がふえてきたというのが、今までの経験から出てきているところなんです。水の量が少なくなってきたという点については、さらにいろいろな研究を重ねていく余地はあるわけなんですけれども、引き続き自己水の開発については、いろいろな調査をしながら、確保できるかどうかというところは取り組んでいっていただきたいなというふうに思いますので、再度その点についてはお聞きをしておきたいと思います。

それから、薬品の量なんですけど、硬水で、言うたらカルシウム等の不純物といいますか、それを沈殿させるのに薬をたくさん投入しているということなんですけれども、その点で、沈殿するから大丈夫だということですが、そうすれば硬水を軟水に近づけるという工夫の中での話だと思うんですけども、その辺の薬の調整については、私はちょっと詳しくわからないのが実態なんですけれども、そういう形で硬水の硬度を低下させるのにはどの程度この薬によって影響させているのか、その点についても教えていただきたいと思います。

それから、これも繰り返し議論するところなんですけれども、やはり一般会計からの繰り入れということについて、一般会計の方も大変厳しい財政状況の中で、安易に繰り入れすることはなかなかできないのは承知しているわけなんですけれども、やはりすべての住民、町民の皆さんが利用されている水道水ですので、これこそ税の公平性を考えていけば、一番公平に税金を使っていく手段であるというふうに認識するわけなんですけれども、このような繰り入れについて法的には、これは実際やっているとところもあるんですから、法的にできないということは絶対に言えないはずですが、今大変生活が苦しくなっている中で、やはりこの生活を守っていくという点については真剣に、どの程度までだったら繰り入れが可能なのかということは議論をしていただく必要があると思うんですが、再度この点についてもお聞きしておきたいと思います。

議 長 水道局長！

水道局長 まず、減価償却費ですけども、一応試算表では18年度まで順次上がっていったわけですけども、計算の中では、一応13年度末までの固定資産税の減価償却につきましては、14年度が1億7,100万円ということで、それから徐々に15、16、17、18と下がっていております。17年度におきましては1億6,000万円、18年度では1億5,000万円ということで、5,000万円ほど13年度末現在ある資産の減価償却は下がっていくわけです。ただ、この料金改正での試算におきましては、年2億円を投資するという計算のもとに、それを将来2億円投資毎年していく分の減価償却を加算させていただいておりますので、上がってきておるわけですけども、年にして大体650万円ぐらいの一応計算をしてるわけですけども、18年度以降につきましては、13年度末までの固定資産の減価償却が650万円以上下がってくるわけですので、18年度以降については徐々に減価償却は下がっていくものと。また、これから毎年2億円、一応投資するという試算はしますけども、現実にはそれだけの投資ができるかどうかということも少し未知数ですので、減価償却費がこれ以上膨らんでこないだろうと一応試算しております。

それから、給水分担金を三条に入れたらと、6,000万円も7,000万円もあるものを三条へ入れれば当然赤字は解消できるということですけども、一応14年度につきましても、給水分担金については多分6,000万円程度あったと記憶しておりますけども。ただ、このうち旧在来地域、もしくは普通の毎年起こるであろう一応新たな給水件数といいますのは80件から90件ぐらいではないだろうか。ただ、今まで大きいといいますのは、あくまでも真美ヶ丘の開発に伴って入ってこられる分、14年度につきましても150件ぐらいが真美ヶ丘で新たな分譲で入ってこられた方の分があるわけですけども、もう真美ヶ丘のそういう大きな開発もうほぼ終わったのではないかと。ですので、今後はここに試算させていただいているように、年間1,000万円から2,000万円程度しか給水分担金は入ってこないだろうという試算をさせていただいております。

また、これを三条へということですけども、私どもの一応給水分担金の考え方につきましては、給水分担金はあくまでも過去及び将来の投資の原資という考え方を持っております。寺前議員さんとかがよく三条へ入れとおっしゃるけども、これはあくまでもその償還金という考え方の立場に立って三条へということですけども、私どもはあくまでも投資の原資ということで考えておりますので、一応四条に入れさせていただいております。

それから、薬品が多い、多く使えば軟水になるのかということですけども、どうしても薬

品を幾ら使っても、薬品だけでは硬水を軟水にすることは不可能です。ただ、硬水、硬度がきついということは、それだけ多くのものを含んでますので、ある程度硬度を落とすために薬品は使わざるを得ないということで使わせていただいております。ですけども、幾ら薬品を使っても最終自己水でできるのは硬水です。ただ、現在各家庭に送水させていただいている水は、県が7割軟水の水を入れてますので、多分やや軟水という状態で送らせていただいていると思っております。ただ、自己水だけでは相当きつい硬水になる、浄水させていただいても高い硬水になっております。

それから、どれぐらい使えば適当かというのは、ちょっと私今そういう知識がありませんので、もしあれでしたら一度局までお越しいただいて、また担当者等に十分聞いていただけたらと思います。

それから、一般会計から繰り入れということですけども、これはやはり水道企業は地方公営企業ということで、法に基づいた繰り入れ制度は当然していただかなければいけませんけども、法によらない繰り入れにつきましては、当然不足分は料金でお支払いいただく、これが建前ですので、料金を抑えるために町の一般財源から繰り入れということは、やはり公平性の問題もありますので、必ずしも一般のご家庭だけが水道水を使っておられるわけではなく、それを商売にされてる方もおられるわけです。一般会計から繰り入れよということは、その商売に水を使って利益を上げておられる方に対して税金で賄えという議論にもなってきますので、これは当然町に対してそういう要望をできないと私は考えております。

#### 議 長 1 番議員！

**1 番議員** 3月にいただきました資料をもとにさせていただくわけですが、今回のこの条例改正については、やはり12%を改定させてほしいというのがこの条例であります。2ページにありますオの収益的収支、やはり収益的収支を算出した結果、現行料金では平成15年度から平成18年度までの4年間で合計2億7,746万円の赤字となります。そして、平均12%の料金改定で試算しますと1,826万5,000円の黒字となります。これがこの条例の改正の主なところですが、やはりこの1,826万5,000円が黒字になるからこの12%を上げたいということなんですが、やはりもう少し、ここまでたどり着く間、経営努力をこのようにさせていただきましたと、ですけれどもやはりこれ以上は水道料金を町民の皆さんに負担していただきたいというのがこの数字では見えてこないのかなと思いますので、この4年間、どのような経営努力をされてきたのか、ひとつ教えていただきたいと思っております。それなりに私もわかっているわけでありまして、教えていただきたいと思

います。

それから、いろいろな表を出していただきました。例えば給水人口予想3万2,350人ほどを見て、毎年150人増加するものと計算されたわけではありますが、例えば平成10年、これも値上げしたときじゃなかったかなと思うわけではありますが、そのときは給水人口が3万1,264人であり、この4年間で1,086人増加しているわけではありますが、ただ給水量も当時は398万2,092立米であったのでありますが、この平成14年は3万2,350人であり、給水量は393万672立米と、当時から見て5万1,420立米減っているわけであります。人口が少しふえながら、そして皆さんが使う給水量は減っていると。このように4年前と比べると少し少なくなっているわけではありますが、この数字は何を意味しているのかを教えてくださいなと思っています。

それから、自己水も年間110万立米と見ておるわけですが、これを1日、1年365日で割ると約3,000立米ぐらいかなと思っておりますが、当初自己水を開発したときは、水道局のあれは1日6,000出るという計算で頑張っていたわけではありますが、平成5年当時は1日5,860立米、この平成10年には3,512立米あったわけではありますが、それは今いろいろ説明、何回もこの水道会計のときに質問が出るわけですが、硬水か軟水か、そして住民が電気ポットとかいرونなところですぐ詰まるねんとか、いろんな問題をもう何回もここでやってきた議論ですので、十分ご理解いただき、そしてやはり自己水は厳しいのではないかという結果が出たからこのようになってるのかなと。また、井戸水の自己水をくみ上げるのがもう少なくなっているのかということもきちっと教えてくださいなと思っています。

それから、平成5年当時を比べても、県水と自己水は、県水が40%で、大体自己水が60%ぐらいあって、自己水の方が多かったわけではありますが、この表を見てみましてもやはり、何ページでしたか、比較している表があるわけではありますが、どこだったかな、何ページだったかな、あれをタベ見てたのが、ちょっと待ってね。あ、これですか、7ページですね。やはり受水費とか動力費とか薬品費とか比較してみましても、やはり平成13年度はもう県水が72.97%、そして自己水が27.03%を示しているわけで、平成14年度見込みを見ましても、やはり県水が73.21、そして自己水が26.79と、こうしてこの数字も7対3を示しているわけですが、もうこれ以上当初の自己水の目標値というんですか、当初しましたように、もう半分半分とか、もうそういうところは到底だめだと。これからこの予想を見てみましても、もう自己水は大体年間110立米ぐらいを見てるとい、ここでも

示しているわけですが、もうこれ以上は無理だと、だから県水を買いたいと、こういう基本になってると思いますが、これからの見通しも含めてお願いしておきたいと思っています。

それから、水道局のいわゆる水の安全管理についてですが、社会情勢についてもいろんな毒物等のほうり込まれることも想定するならば、なかなか今の状況、青天では厳しいのかなと思っておりますが、水の安全管理についても何かあれば教えていただきたいなと思っております。以上です。

**議 長** 水道局長！

**水道局長** まず、どういう経営努力をされたかということですが、特に一番の大きなものにつきましては、まず人を減らしたということで、先ほど見ていただきました7ページの人件費を見ていただければ多分おわかりいただけるだろうと思いますけども、過去には8, 700万円、8, 500万円という人件費を支出しておりましたけども、一応14年度につきましては7, 000万円、15年度以降についても7, 000万円を切った一応人件費ということで、人を減らした、これが一番簡単に多くの経費を削減できる方法だと。あとにつきましては、いろいろな機械化等によりまして、できるだけ人をふやさず、また事務は当然住民の皆さんに迷惑のかからないように当然のことはしなければなりませんので、それを少ない人間でカバーするために、そういうものにつきまして一応削減をさせていただきました。

それから、給水量が少なくなっているということですが、これは本町に限らず全国的な傾向で、ちょうど前回の水道料金を改正させていただくときに、資料をつくらせていただいたのが11年の、多分あれは9月の議会にかけさせていただいたと思いますので、10年度までの実績水量でいかせていただいたと思います。ところが、11年度から全国的に給水量が落ち込んできたと。ですので、出させていただいて審議いただいた資料は、ちょうど右肩上がりでどんどん水量のふえてきている時期の一応水量で計算させていただいております。ところが、また運悪く11年度の決算から、実績から衛星都市に限らず全国的にやっぱり給水量が落ち込んできたと。広陵町につきましても、社会情勢のもと、いろいろな靴下関連産業もほぼなくなってしまった状態で、仕上げ工場等ある程度多くの水を使っていたたそういう業種のところもほとんどなくなってしまったと。そこへ、器具につきましても、そういう節水型がどんどん普及してきているということで、人口はふえながら給水量が伸びないということで、12年4月分から改正させていただいたときの予定水量より現実には相当落ち込んだと。今後も人口はふえても水量は伸びていかないだろうという計算をしております。

今回の一応料金改正におきましては、13年度等の実績を見させていただきまして、そこ

へ今後の横ばい、広陵町の場合はそういう一般家庭がもうほとんどですので、これ以上はえろろ落ち込んでこないだろうということで、一応横ばいの数字で見させていただきました。12年度の改正と比べて、1軒当たり、1人当たりの一応1日の使用水量というのは大分多分当初より落ちていると思います。

それから、自己水の点なんですけども、当初の計画では日6,000トンということで、一応施設もつくられております。ところが、現在では貯水槽につきましても、一応2系統あるわけなんですけども、1系統はもう現在使用できない状態であります。それをまた修繕をしてというのがいいのか、やはり広域的な考え方で県の水を買っていくのがいいのか、また自己水にそこまで、生活用水としては不向きな硬水にそこまでやはり頼っていかなければならないのかと。万が一の場合を考えて、広陵町の場合は、現在いける自己水は、また浄水能力で対応できる分については一応自己水を保存していこうと。ですけども、新たに大きな自己水を求めることは、一応経営方針として考えていないと。ですので、将来的には県水を100にしたいと、する方向で一応運営させていただいております。

それから、安全管理の問題なんですけども、確かにおっしゃるように、相当世間も物騒になってきてまして、現在の南郷の浄水場のああいうオープン的な管理体制で果たしていいのかと、また真美につきましても、夜については無人だと。ですので、現在そういうセキュリティーにつきまして、一応そういういろんな他市町も参考にさせていただいて、現在検討してるわけなんですけども、これにいたしましても、費用とやはりセキュリティーの度合いですね、やはり簡単なものであれば費用も安く上がるし、相当厳しいセキュリティーをかけようと思えば、やっぱりそれだけの大きな負担もかかってくるし、どれぐらいにするのが一番ベターなのかということは今後経営していく中で、また管理者とも十分相談させていただいて考えていきたいと、現在検討しているところでございます。以上です。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 水道料金の問題については、先ほどから出ているわけですが、いわゆる値上げを認めるという立場から質問するのか、それとも改善の余地があるという立場から質問するのかによって大きな違いがあるかというふうに思います。委員会で具体的な議論はできると思いますけども、この間、いわゆる水道加入分担金の問題について議論をしてきたので、まず第1点について、加入者負担の問題についてお聞きしたいと思います。

奈良県水道局に寄せていただいて全体の状況把握をさせていただきました。まず第1に、現在の水道料金の値上げ論議をする場合に、このソフト面、いわゆる考え方によって改善で

きる部分があるという点をまず指摘したいと思います。そういう点で言えば、奈良県下で収益的収入に計上している団体が11団体、資本的収入に計上している団体が15団体、両方に計上しているのが1団体で、該当者なしが2団体という結果が出ています。

そして、この目的、加入者分担金の資本的収支に入れる目的については、新旧受給者間の負担の公平、あるいは原因者の適正負担というのが四条予算に入れている理由になっています。三条予算では、水道の財政基盤の強化、これが三条予算に入れている理由になっていると。これは県の水道局の見解であります。当然当たり前のことなわけですけれども、いわゆるこのことについて再三、なぜ広陵町は財政基盤を強化するという視点は見られないのかということを書いてきました。議論は、不安定要素が非常に多いのでそれはできないということがあったわけです。ところが、過去広陵町は財政基盤を強化するために、8年間三条予算に加入者分担金を計上してきたわけでありますから、その問題についても、管理者の考え方が色濃く反映する内容にならざるを得ません。

まず、服部町長は、町民の水道料金負担を軽減させるために、思い切った手だてをとりました。それは第1に、自己水の開発であります。この自己水の開発によって16年間値上げを抑えることができたということであります。しかし、この状況は、林田町長になってから、この自己水の分量が低くなってきた。そこで、林田町長も町民負担を軽減させるということで、いわゆる先ほど書いてきた加入者分担金を三条予算に計上いたしました。それによって収支の改善が図られたということであります。ところが、広陵町は、いわゆる12年度に料金改定したときに、この加入者負担を四条予算に計上して財政基盤を不安定化させた。町民の負担を意識的に大きくさせたということであります。

こういう流れを見てくると、明らかに現在水道料金の値上げを審議する場合に、町が本当に町民負担を少しでも少なくするというのを考えているのかどうかという基本的な視点が問われるわけで、今この点を従来と同じように財政基盤を強化するという、県が言っているように、三条予算にこの加入金を計上いたしますとどのようになるかといいますと、明らかであります。13年度、14年度だけを見ても、13年度で見ますと分担金が5,880万円あったわけですね。このときの三条予算の収支は3,678万7,000円赤字です。これを三条予算に収益収支に入れると黒字に転換するわけですね。14年度についても、これは見込みですけれども、当初予算でいうと8,250万円の予算を計上していたわけです。これは今現在1億円の負担金ということで、工事費も落としているわけで、実態はわからないわけですけれども、明らかにこの点でも赤字が縮小あるいはなくなるという数字があらわ

れるわけであります。15年度の予算で見えますと、加入者分担金は6,321万円です。ところが、この収支の赤字については1,892万7,000円。大幅な黒字を計上することになるわけなんです。これが今値上げをしようとしているところで、簡単明瞭に広陵町が今まで財政基盤を強化してきた、自己水の確保をしてきた、あるいは三条予算に加入者分担金を投入してきたという流れからいっても、赤字の根拠は全くなくなることになります。これは議員諸公もこの点についての中身はよく見ていただきたいというふうに思うんです。これがいわゆる県に行って調べた内容については、それは国もどちらとも言ってこなかった。また、その問い合わせもなかった。そして、現在このような数字になってる。こういうことが改めて言われています。いつまでも続かないじゃなくて、現在広陵町が計上している内容も、先ほど言ったように、15年度から2,000万円、毎年2,000万円の加入者分担金を収入につまましては給水分担金、施設分担金で年間2,000万円を見込んでいるというようになっているわけですから、坂口議員がゼロになるというような言い方で、いわゆる町民負担を押しつけるような言い方でこういう推計をしているわけですが、私はこの推計は推計としていいんです。ただ、町は2,000万円というのを、いわゆる分担金として加入見込みを持っているわけですから、少なくともこういう問題についても真摯に議論をして、値上げの根拠という問題については再度大きな論議をしなきゃならないというように思うんです。

そういう点で、もう一つ残念なことを指摘しなきゃならないんですが、過去、今まで水道料金の値上げをする場合には、水道事業推進懇談会を設けて、そしてそれを毎年水道学習に使ってきた。婦人会やその他代表者、女性の方々が多かったわけですが、これを値上げの場合に、少なくともこの場で意見を聞き、その意見をもとに行ってきた。12年度ときには、36%の値上げのときに、水道懇談会の意見が余りにも値上げ幅が大き過ぎる、これは私たち共産党が資料を示して具体的に議論した中で、そうなったために値上げ幅を大幅に下げられた。吉田議員も努力された経過があります。こういうような点を今現在、水道事業推進懇談会を抜いた形で値上げを提案しようとしている。これは明らかに町民の声をこの値上げの中に反映させない、このような仕組みをつくっているわけでありますから、これにおいても、今まで広陵町が町民の、あるいは利用者の声を聞いた形で具体的に水道料金の問題を議論してきた場をなくしてきてる。こういう点も大きな問題であります。

こういうような内容を具体的に今現在議論をし、これは管理者が数字の上で少なくともすぐに改善できる内容を私が言っているわけであります。これを特に強調して、管理者の考え



がどのような形で、なぜ、一般会計事務で言えば、加入者分担金はすべて収益的収支だと専門家の本では言ってるんです。水道事業だけは四条予算だというような形で今まで、今までというか、この短期間で言い切ってきたわけですがけれども、調べてみて改めて、収益的収支に入れている団体が11自治体ある、こういうことを確信を持って、これは財源的基盤強化のために町長はこの数字を直ちに改善するために利用すべきだと、こういうことを強く訴える次第です。これは理事者側に直接聞かねばならない問題です。まして、町長は会計事務については精通されている方です。加入者分担金は会計事務では三条予算、収益的収支に入れるというのは、専門的な本あるいは指導的な本などでは、解釈ではすべてそうなるんです。これはその時々、加入者分担金というのはふえるときも減るときもあります。しかし、企業会計原則がそういうことになってるということであれば、なおさら広陵町の水道財源の基盤強化のためには、三条予算、収益的収支に入れるのが当たり前だと。また、町長自身の考えもそうあってしかるべきだというように考えるわけですがけれども、これは町長に聞いておきたいと思います。

それから、まず自己水の問題ですけれども、先ほどから議論されています。

**議 長** 寺前議員、簡潔にお願いします。

**4番議員** 自己水の問題で言えば、確かに広陵町の自己水開発部門は日量6,000トンが限度になっています。そして、現在これをいわゆる年間1,100トンに引き下げる。これでは、日量2,000台の処理量になってくるわけなんです。私はここで、いわゆるこの自己水を1割引き上げるとどのような変化が生まれるのかということを見てみますと、自己水を1割引き上げることによって、県水が引き下げられる分の金額を言うと5,699万円、県水を買う分、これは大体39万3,000トンですがけれども、これに145円を掛けると5,699万円、自己水1割を加減することによって5,600万円の経費削減につながっていくわけなんです。こういうところについても、私は従前のように、4割・6割あるいは5割・5割、これは町が言ってきた言葉ですよ。私たちが言ってるんじゃないで、町が5割・5割でやっていきたい。あるいは、それが変化が出てきたときには自己水を4割、県水を6割という形で変化をしてきた。こういう言葉をかりたとしても、1割でこれだけのことが言えるわけですから、5%の自己水を確保、増水すれば約3,000万円の経費削減につながってくる。こういうこと、ここには薬とか動力費とかその他が付きまといまいますので、純粋にこの金額だと言ってるわけじゃありません。そういう点も注釈を加えておきますけれども、こういうところの部分についても十分な問題が論議されなきゃならない問題があるんで

す。私は6,000トンを確保しなさいという形は毛頭言っていません。少なくとも、5%や1割はまだ広陵町における自己水確保の問題には可能であります。ちなみに、神主の井戸工事の中で導水管が3,592万円、これが安くついているから、今後井戸水は北に北に寄っていくからこの導水管が高くつくとおっしゃっているわけですがけれども、なおその計算をしたとしても、具体的に自己水確保の方が圧倒的に県水を買うよりは安いということでもあります。こういう点もあります。

それから、有収率の問題で言えば、1%有収率を引き上げることによって、いわゆる年間800万円の経費削減になるんです。広陵町の地形から言うと、確かに困難な問題がありました。しかし、逆に真美ヶ丘団地が開発されて、あと半分は下水道の工事かけかえで新しい水道管になってるわけなんですね。町自身もこのための努力はしていただいていますけれども、なかなか発見されない原因について、もっと徹底した議論が必要だということに思っています。そういう点で言えば、1%で800万円の経費削減につながっていくわけですから、大体90%のいわゆる有収率で来て、この間努力をしていただいで91%に引き上げていただきました。これで1,600万円の経費を削減してきたことになります。しかし、こういう点で言えば、あと1%努力することによって800万円になってきた場合に、値上げをする根拠というのもこの部分からなくなっていくということでもあります。

また、人口想定の問題やその他の問題は委員会で議論いたしますけれども、少なくともこういう目に見えてできる部分について努力すれば、当然値上げの根拠がなくなってくる、必要がないということにつながっていくわけですから、少なくともこの問題についての明確な答えが必要です。特に町長にはこの三条予算、四条予算のいわゆる加入者分担金の使い道については専門的な経理の知識を持っておられるわけですから、この点についても明確にご答弁をお願いしたい。これは事務方の問題ではないということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、私は値上げの問題の中で自己水の問題について再三議論して、町は安全だ安全だと言ってきたその言い分が、私たちが言ってるんじゃないんです、言い分がいわゆる水質基準の強化によって50項目までにふえてきたと。そういう中で、自己水、井戸水をどうするのかという議論はしてもいいんだろうと思います。しかし、それは私たちはあくまでもその場合に、利用者が料金値上げと井戸水の増減に対する考え方がどのように考えられるのか、このことについても、いわゆる利用者が判断すべき問題であります。そういう問題を先に送る、あるいは見捨てて、町だけでいわゆる自己水の確保をあきらめる、こういう問題は、特

に水道料金は家庭で使う、また主婦がこの問題について水道については敏感に感じておられることですから、その利用者の方々の意見を聞きながら、自己水を何割にするかという問題については議論をする必要があるのは当たり前であります。こういうこともあわせてお聞きしておきたいというように思います。

それから、今井光子県議会議員が……。

**議 長** 寺前議員、簡潔にやってください。

**4 番議員** 県水の145円、先ほど理事者からも全国的に高いレベルになってるということがありました。この県水の145円が高いために、県水を使う自治体の料金が非常に高い。これはどのような形で反映されているかという、先行投資による部分によって、いわゆるこの見直しが、いわゆる今井光子県議会議員は昨年質問しているわけなんですけれども、長期水需要計画で13年2月に見直しされました。このときにでも、当初は平成17年に160万の見込みをされていたものを15年では147万に訂正している。以前はもっと大きかったんですよ。そういう訂正されている中で、この先行投資の部分が現在かかってくる。これは当然大滝ダムの供用開始、今現在工事のふぐあい中止になっているわけなんですけれども、この先行投資の部分も明らかに今県水は黒字です。これが明らかに先になれば、活用することによって、当然先行されている部分の料金が私たち現在利用されている方々にはね返ってくるのは明白であります。こういう点も水道料金を見る場合に、私たち現在我慢をして現在の料金体系の中でどう見るのかということじゃなくて、将来の人口を見込んだ形で、その先の方の分まで私たち現在料金を払っているということになっているわけですから、その部分についての考え方についても、少なくとも県はそのための145円に値上げしたときに、いわゆる借りかえを利用して、あるいはまた出資金を大幅に上積みして負担を軽減しました。それでも高いです。広陵町においても、そういう点から言っても、その先にある先行投資されている部分の料金については、少なくとも税で負担をしていく、こういう考え方があってしかるべきなんです。そういう点についての議論も不十分であります。

こういうようなところについてもやはり、私たちは何がなんでも税で水道料金を賄えと言っているのではなく、理屈の合う形の中で税を使っていく、当たり前のことです。生活の基本的な部分をつかさどる水ですから、なおさらこれは必要だというように思います。そういう点で考えると、この水道料金の値上げの問題については……。

**議 長** 寺前議員、簡潔にやってくださいよ。

**4 番議員** 根本的な内容の見直しが求められているのは当然であります。委員会で議論します

けれども、私はこういう重要な問題については、当然本会議で議論するのは当たり前の話であります。こういう質問に答えていただきながら、私はその他の部分で詳細な部分というのはまだあるんですけども、それは委員会でやったらいいことだと思いますんで、その中身についてだけまず答えておいていただきたいと思います。

**議 長** 各答弁者は簡潔にお答え願います。 水道局長！

**水道局長** 加入者の分担金につきましては、また後ほど管理者の方から説明いただきますけども、自己水、過去につきましては自己水と県水半々ということで料金を抑えたということですが、そのときには多分寺前議員さんから水質問題について相当本会議で質問されたと思います。というのは、ポットに異様な白いもんがついたり、またスチームアイロンが詰まったりということで、これはやはり硬度が高いというのは、当然これを沸かせばそういうものがやはり付着すると。飲むことについては何ら問題ないですけども、日常生活をされる上で、果たして水道、1日飲まれる水は多分ほんのわずかな量だと思います。ほとんどが生活用水として水道を利用していただいていると思います。そうなれば、そういう硬度の高い硬水が果たして日常生活用水として向いてるのか向いてないのかということで、飲む水として安全か危険かという問題はまず度外視の問題ですけども、当然安全な水を送らせていただいているわけですけども、現在の県水7割、自己水3割がやや軟水で、そういう苦情も少ない、このあたりが料金と日常生活用水としての水質と、これでほぼこの七三ぐらいが妥当ではないかということで、現在そうさしていただいているわけです。それを1割、そして自己水をふやせということですけども、自己水をふやすことによって、当然またそういう硬度上の問題が出てくるわけです。自己水をふやしたから、料金的な計算をいただきましたけども、過去に平成13年度の自己水と県水のトン当たりの単価を多分資料で出させていただいたことがあるかなと思うんですけども、そのときには1トン当たり、自己水と県水で百十何円と145円で、二十七、八円の差だったということですので、それで水量を掛けていただいたら、その分が確におっしゃるように経費の削減にはなります。ただ、その経費の削減と日常生活用水の水質という問題で、現在私たちは七三が妥当な線ではないかということで一応さしていただいているわけです。

それからあと、有収率につきましては、再三言われているとおり、確かに有収率、広陵町91.何ぼということで、決して高くはないです。年々解消は少しずつ改善はさせていただいておりますけども、まだまだ上げる余地はあるわけです。本年におきましても、最終、こととして一応漏水調査も全町内一巡しますので、その結果を見て、今後また漏水等、有収率を

上げるためにどういう方向でやっていくかということについてはまた十分考えさせていただきたいと思います。ことしの最終の結果を待った上で、今後の有収率改善のためにまた何かほかにもいろんな方法を検討していきたいと思っております。確かに、有収率低いということは、むだな水をほかしているということになりますので、それは確かにおっしゃるとおりですので、そこらにつきましては十分努力はさせていただいてるんですけども、なかなかその実績が上がってこない。管は地下に入ってしまったので、大きな漏水があれば表面に出てくるんですけども、その大きな亀裂が起こるまでは、中で漏水している状態も多分あると思います。きょうも赤坂墓地のところでも本管割れということで、現在修繕に行ってるわけですけども、思わぬところで思わぬ破裂があるわけですけども、これも早い時期に発見できればいいんですけども、へんぴな場所でしたら、人通りも少ないところ等でしたら、なかなか漏水から発見まで日もかかった場合もありますので、こういうことにつきましてはやはり管の巡視等をやっつけていかなければならないと考えているところです。

ほかに何かありましたか。（「三条、四条。」）あ、三条、四条はまた管理者から。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 今、寺前議員さんからご指摘をいただいております三条予算か四条予算かについてでございます。

奈良県下でも三条予算は11企業会計があると言われておりますが、四条予算につきましても取り扱いをしているところは15もあるようでございます。基本的には、給水分担金と施設分担金があるわけございまして、給水分担金は、私は当時水道局長をしてるときにこの名前を変えさせていただいたことでよく知っているわけでございます。おっしゃるのは、この加入金であります。加入金は取れないということになったわけで、これを給水分担金に切りかえた。加入金のそもそもの性格は、やはり水道事業は歴史的な背景があるわけございまして、皆さんが労力を出していただいて、道を掘っていただいて配管をしていただいた。これは町民のすべてのもうボランティアで水道がスタートしたわけでございます。後から来た人は何ら負担しないでサービスを受けることになります。これを応分の負担をしていただくということで、給水分担金、昔で言えば加入金であります、これで精算をしていただいたのであります。そして、施設分担金は、大規模開発者が住宅を建てるから水道を50戸分くれと、受水してくれということは、これは原水からかえていかないかん、貯水施設もかえないかん、送水施設も管理機能もすべてかえなければいけない。大きな影響を与えるわけ

です。そこで、それらには応分の負担をしていただこうと、受水施設分担金をいただくことにしたのであります。

基本的には、こうしたお金は、先ほど局長が申しましたように、長期的な投資額、配管工事を長期的に切りかえをしていかないかん。エタパイから鋼管にかえる、こうした工事をする場合には、借入れをして先行投資をしているわけですから、こうした原資をお返しする費用負担に回させていただく、これがいわゆる四条に切りかえしている内容でございます。おっしゃるように、財政強化する対策は、町村ではどちらにしてもいいというような内容になってございますが、私どもは企業の健全化のためには何としても企業の会計に徹して頑張っていく。

私はもっと水道では考えなければいけない事項があると思います。今そのことは局長に命じておるところでございますが、工事費の積算根拠をやっぱり実勢価格に戻してやってはどうか。これは現在本庁内でもその方法で実施をしているところでもあります。極端に言えば、部門が違いますが、今建築をやる場合は坪当たり50万円出せばできるんです。マンションでも坪当たり30万円でもどんどんできるんです。学校教育で校舎を建てる場合、100万円以上出してるんですね。その設計書を持っていかなければ国は認めないというんですからね。安くできる方式があるんです。これをさせないという国そのものに誤りがあるんですから、こうしたところが各部門においてあります。まず、工事費の積算については、実勢価格で積算をさせて、それを仕事をさせる、これが私は大事なことだと思います。

それから、何でもかんでもコンサルに委託するというのも改めないかんと思います。職員は設計する能力を持っております。私は既に職員にそのことをさせておるところでございますが、もっと水道の実施設計ぐらいはやってほしいと思います。入札の適正化においても、これからも鋭意財政健全化の方途はあると思います。

しかし、きょう年間8,000万円も赤字を出しているということはひとつお考えをいただいて、適切なご決定を賜りたいと、今回提案をいたしたところでございます。前回に引き続いて、ご検討いただく時間を十分持たせていただいたつもりでございますので、いろいろとご指摘、ご意見を賜れば結構かと思いますが、あくまでも四条で適正な処理をしているというきょうまでの背景もご理解をいただいて、私どもの考えを述べさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。（4番議員「推進懇談会のことは。」）そのことは3月議会でも、前回の議会でもお願いをしております。皆さんからそうしたご意見もなく、私どもが現在の状況をご説明を引き続きさせていただいているところでございますので、

よろしくご理解をいただきたい。

議長 しばらく休憩いたします。

(P.M. 0 : 10 休憩)

(P.M. 1 : 17 再開)

議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議案第35号について、午前中に続き質疑を行います。 4番議員！

4番議員 2回目の質問が残っていましたので、質問させていただきたいと思います。

老人クラブの方々が傍聴に来られてるわけですが、水道料金の値上げの問題で先ほど午前中議論をさせていただいたところでもあります。値上げの幅が平均で12%値上げになるということで、まず先ほどの続きの問題として、1つは有収率、水がどれだけ有効に使われているかどうかということで質問をしたわけであります。その前に、広陵町の水道局が非常に奈良県下でも頑張っている水道局であるということは認めているところでもあります。これは広陵町が全国的にも人件費やその他のところでは歴代の水道局が人数を減らしながら料金を抑えていくことに頑張ってきた。こういう点を私たちは毎議会、この点は指摘してきたところでもあります。そういう点でその限界に達しているというところの問題とは別に、午前中に話をしたように、値上げの理由はない、こういうことで質問をさせていただきました。その第1の質問は、町長に聞いたわけですが、どうしても納得がいかないわけであります。

まず、先ほども言ったように、広陵町の水道は料金を安く抑えるために歴代の町長が努力をされてこられた。服部町長は、自己水、井戸水と県営水道の水を50%ずつにして料金を抑えられた。そして、林田町長は当初の方針を変えて自己水を引き上げていったわけですが、先ほど町長に聞いた、いわゆる分担金、施設分担金や、また給水分担金というものを料金にかかわる予算のところに入れられたわけであります。そのために、料金の値上げをせずに4年間来られたわけでありました。ところが、この方針が変わったとたん料金が値上げになったわけで、今回の場合、平成15年度の収益的収支という予算の分類のところでは、赤字が1,892万7,000円になっているということでした。しかし、私は広陵町でも、奈良県下でも、先ほど言ったように、11団体自治体が私が言っている分担金を収益的収支の会計に入れている団体が奈良県でもあるわけですから、広陵町でもこの会計を使えば15年度の予算で6,300万円の予算、収入があるわけです。これを入れると明らかに1,800万円の赤字はプラス4,000万円以上の黒字に変わるわけであります。これを

委員会等で議論をした中で、四条予算に入れるのが妥当だと、これが水道会計の通常の見方だという立場で議論をされておられたわけですから、私たち共産党議員団は奈良県に行って実情を聞くと、そうではなかった、11団体、自治体がこの予算に入れてたわけですから、広陵町でできないわけではない。

もう一つは、町長は先ほどの議論の中でも、施設分担金については、確かに私も議論をする余地を残したいと思います。しかし、給水分担金については、明らかにこれは三条予算、収益的収支に入れるのが会計原則だ。こういう一般の、どの専門書でも収益収支に入れるのが加入金等のすべてだというように言われているわけですから、15年度予算で見ますと5,300万円が給水分担金として計上されているわけです。これを入れても明らかに黒字になります。ということは、赤字をつくる、赤字だという根拠は全くなくなるわけですから、こういうもの、広陵町でも4年間そういう会計システムをやってきたわけですから、できないはずがない。

そして、県は、その場合どういうことかということ、水道の財政基盤の強化の目的のためにこれを取り入れている、こういうようにおっしゃってるわけなんです。そうすれば、広陵町で財政基盤を強化するという立場に立てば、明らかに大幅に黒字になるという会計原則を導入するのは当たり前のことなんです。何も無理をして一般会計から入れよと言ってるわけでもないわけです。こういう点について、私は先ほど言った施設分担金については議論の余地を残したいと思います。しかし、給水分担金については、明らかに一般的な会計原則、あるいは専門家等が述べているように、収益的収支の会計に入れるべきだというように思いますので、これは町長に再度、町長が会計の専門的なそういう知識をお持ちになっているわけですから、この問題についてはあいまいにしないで、広陵町の収益的収支の財政基盤を強化する目的でこの会計基準を設けることが妥当だというように思いますので、再度聞いておきたいと思います。

それから、先ほど有収率について、これからも研究課題だとおっしゃいました。これも有収率の問題を引き上げようということについて私たちは再三要求してきた中で、真美ヶ丘団地での水を捨てていたところを循環型にして節減されて、それでもこの議会等で、二、三%、少なく見積もっても2%は水を有効に使ってきているという歴史があるんですね。それでもまだ、その当時89、90%の有収率であったわけですから、その当時から92%が確保できれば済んだわけでありまして。先ほども述べたように、有収率を1%引き上げると800万円の黒字になるわけなんです。800万円の寄与するわけですから、これを現在92%を1



%でも引き上げることによって、この値上げ、赤字が1,800万円と言ってるものは赤字がなくなってくる、こういうことも明らかだというように思います。そういう点でも、私は町の責任においてこの有収率の引き上げのために、広陵町の場合には他町村と違って真美ヶ丘団地という新しいところの水道管がある。そして、在来地域でも下水道の布設に伴って、すべて新しい水道管にしてるわけですから、有収率、いわゆる水が漏れているとか、どこで水が使われているかわからないというような水をもっと少なくできるはずなわけですから、先ほど赤坂でも水道管が破裂したとおっしゃってました。先日も広陵町の赤部の私たちの家の前のところの水道管が破裂していました。こういうような点を考えると、どこで漏水しているのか、あるいはどこで水がむだに使われているのかというのをもう少し自治体ぐるみで考えていくことによって、1%有収率上げたら800万円の財政に寄与するということも強調しなければならぬと思います。そういう点を努力すれば、引き上げる余地はないというように思うんです。引き上げる余地はないというように思うんです。そういうことから言うと、今提案された平均12%の引き上げというのは撤回することが当然だというように思います。

それから、先ほどの中でちょっと明確に回答いただいてなかったんですけども、値上げの場合には水道事業推進懇談会の方々の意見を聞いて、これは加入者や、あるいは婦人会やその他の団体、あるいは自治会長、区長会長からの三役の方も入っておられました。こういうようなところでの意見を聞いて、値上げに踏み切るかどうかを考えてきたわけですから、そういう点での住民の皆さんの意見を聞くという流れが今回は手続を怠っている。あるいは、値上げるために意図的にそれを外したのかと言わざるを得ないような状況があります。こういう点について明確に、この値上げの問題について再度、水道事業推進懇談会、住民参加のもとで意見を聞くということをやるべきだというように思いますけども、そういう点についてお伺いしたいと思います。

それから、あとは委員会で詳しく聞きますけれども、先ほどのところの問題で、今回の水道料金の値上げの特徴は、13ミリの方の値上げ幅が16.8%、口径20ミリのところの方が9.7%、それから先ほどの基本料金のところが400円値上げされている。これは低所得者の方々に大きな負担を生じる値上げの構造になっているわけなんです。ちなみに、新しい家屋を建設された場合には、大抵20ミリになっていますけれども、在来地域の古いところではまだまだ13ミリが主流です。現在、13ミリの件数は4万8,517件数あるというふうに記入されているわけですから、こういう点から言っても、値上げのところ、どこ

に重点を置いた値上げをしたのかという点も明確にお答え願って、この値上げの根拠のない点についての問題とともに、値上げを出してきた場合についても低所得者のところに値上げの幅が非常に大きくなる、ひとり暮らしのお年寄りや二人暮らしの老人世帯のところについては、在来地域の方ではその軒数の比率は非常に高いわけですから、負担が大きくなるという点を危惧するわけなんですけれども、その点の今回の値上げの分布状況をどういう形で認識してつくられたのかということもあわせてお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 水道局長！

水道局長 まず最初に、有収率の問題ですけれども、確におっしゃるように、有収率、広陵町の場合は91.5ぐらいだったと思います。確かに、まだまだ有収率は改善できるものという事で、漏水調査をしながら有収率改善に向かって努力はしております。しかしながら、何分にも管はすべて地下ですので、思わしき成果が今のところは出てきておりませんが、一応15年度で町内全域をこれで一通り漏水調査を終わりますので、先ほども申しましたように、その結果を見ながら、また新たな方法を模索していきたいと考えております。

それから、懇談会を設けなかったということですが、今回の値上げにつきましては、前回の12年4月分からの値上げの際に十分協議をいただいて、その折には37.9%ぐらいだと思っておりますけれども、一応値上げを提案させていただきましたけれども、バブル崩壊後のいろんな経済情勢等がありまして、急激な値上げはとても難しいと、段階的な値上げをという話の中から、今回値上げをお願いするものです。今回の値上げにつきましては、さきの3月の全員協議会におきまして議員諸氏に資料を配付させていただいて、一応住民の代表であります議員さんに前もって資料をよく検討していただけるようにということで前回一応お示しをしましたので、もうそれで懇談会にかわるものだと私は判断しております。

それで、13ミリの値上げが大きいということですが、これも過去の経緯がありまして、昔は一般家庭用の口径はすべて13ミリでした。ところが、いろんな事情がありまして、途中から3栓以上につきましてはすべて20ミリということに一応方針、制度が変わってまいりまして、現在はすべて新築の場合は一般家庭につきましては一応20ミリということになっています。ただ、使われる側にしたら、13ミリでも20ミリでも一般家庭用ですので、県内におきましても13ミリと20ミリは同額のところも相当あります。基本料金も水量1トン当たりの使用水料も同額というところが結構あります。また、私自身の考え方としても、13ミリと20ミリ、一般家庭用ですので、改築等をされる場合は一応20ミリにということでお願いしますが、なかなかやはり分担金の問題もありますので、そのまあい

かれるところもありますけども、一応一般家庭用ということですので、本来基本料金が大きく差が開くこと自身がおかしいのではないかと。やはりできるだけ13ミリと20ミリは同額に持っていくのが筋ではないかということですが、過去からのそういう経緯がありますので、急に同額にするわけにもいきませんので、徐々に13ミリと20ミリの基本料金は差を縮めていきたいということで、今回一応13ミリにつきましては400円、20ミリにつきましては200円の料金改正をさせていただいたものです。

それからもう一つ、過去において料金を上げないために自己水をふやしたとか、また経営が苦しいので三条に給水分担金を入れたということですが、（4番議員「それは町長や。」）一応また町長、管理者としてまた後ほど答えていただけたらと思うんですけども、一応私から答えられる部分につきましてはお答えさせていただきたいと思いますが、自己水を過去に5割、県水を5割という時代もありました。そのときにつきましては、先ほども申しましたように、生活用水として硬水はいろんな器具等にやっぱり問題が生じます。もう水としては何ら問題ないし、わざわざペットボトルで硬水を買って飲んでおられる方もあります。ですので、飲む水として硬水、軟水は問題ないんですけども、現在の生活用水、ウオシュレットもしくはボイラー、スチームアイロン、いろんな件につきましては、やはり硬度が高い硬水につきましては器具にいろんな影響を及ぼします。ですので、現在水に対する住民の皆さんの嗜好もいろいろありまして、飲む水をわざわざペットボトルで高い水を買って飲んでおられる方も多々おられます。しかし、使われるほとんどの水が生活用水ですので、やはり器具に影響を及ぼさない県水と自己水の割合及びやはり料金的なものを考えまして、現在の県水7割、自己水3割が妥当な線ではないかということで、一応将来的にも自己水がある間は、また自己水を浄水できる設備がある間は一応3割程度の自己水は確保していきたい。残る7割を県水の軟水を買わせていただくことが生活用水として使われる上で問題ないし、また料金的にも幾分安く抑えられるであろうということで、一応そういう配分にさせていただいております。（4番議員「その辺はアンケートで聞いてくれ。住民の方にアンケートで。」）

議 長 もう質問に対する答えだけでいいから。

水道局長 アンケートはとってません。以上です。

議 長 町長！

町 長 ただいま議員さんがお尋ねをいただいておりますのは、給水分担金、施設分担金の2つの分担金があるわけですが、これの会計処理をめぐって、三条処理にするのか、

また四条処理にするのかというお尋ねでございます。

議員は県水道局に行かれて、11団体が三条処理をしていると、それは料金収入の中の計算の中に含めることができるわけでございますが、本町は、議員のおっしゃる数字では15団体でございますが、四条処理でやっておるわけでございます。三条処理にいたしますと財政健全化のために役立つというご指摘だそうでございます。また、我々の方では、基本的には企業会計原則にのっとりまして、負担公平を図る、そして投資的な事業に対しての資金の返済に充てるということで、四条処理をいたしているところでございます。いずれにしても、どちらにするかということもでございます。私どもは負担公平ということで図らせていただいているところでございます。水を県から買って、また町が水をつくって皆さんに水を売っているわけございまして、この経営自体が赤字であるということをご理解をいただきたいと思えます。今議会で慎重審議をいただいて適切なご決定を賜りたいと、このことをお願いしている次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** 私は県水を推進している認識を持っておる立場で、この料金値上げの12%ということに絡みまして、県水を推進していったらという立場であえて聞きたいなど、こう思っているわけでございます。と申しますのは、県水を推進するというのは、私自身は、寺前議員のおっしゃることも道理は通っていると思えますが、しかし大きな将来、また合併もいろいろ含めてのいろんなトータルで考えていったら、果たして自己水をふやすのがそれだけ価値があるのかというのは、私自身は疑問に思っております。私はなぜかと申しますと、やっぱり県水の利点、県水を使用する利点、料金の問題にはめ当てる1点だけであれば、それはいろいろ議論は出ます。しかし、将来いろんなことも含めて、合併も含めた中において、果たして井戸を掘って自己水を確保していくのが果たしてプラスになるのかというのは私は疑問だと思っております。いわゆる飲料水という形であれば、先ほど答弁も局長からありましたように、それは高いペットボトルでのいろんな名水を買っておられることも事実です。ただ、ほとんど、いわゆる生活用水として、また生活様式も変わりましたし、私自身も商売上ボイラーを使わせていただいて、大変管詰まりというのか、器具に損傷を与えて耐用年数が非常に悪いと、こういうのも経験をしております。何も私だけの問題やなしに、そういう設備がふえたということも踏まえて、私は軟水である県水を当然、また県水自身もいわゆる大きなスケールメリットで、国の、また国家的事業あるいは県の事業という形をとって、我々の税金を投入して大滝ダムもつくられておるわけでございますので、無用の長物だけにすべ

きじゃないと、私はこう思っております。

そこで、ちょっと町長にお尋ねしたいのは、大滝ダムが近いうちに供用開始がされると、こう聞いております。そこで、それがストレートにいわゆる県水の料金に反映して影響していくんじゃないかというまたお話も何回も聞いております。しかし、いわゆる供給側の県、受給側の我々、また県水を受水している他の自治体のいろんな水道関係の、また首長さんともいろいろ話もされ、いわゆる売り手と買い手ということでございますので、よその県外から大滝ダムの水を買いたいという人はだれもおりませんので、県内でどのような形で値段設定をされるのか、これもまた政治家として、また首長として、またいわゆる得意先として県にもまた大いにそのことの料金設定についても大いに要望してもらってこそ、また抑えていけるんじゃないかなと、こう思うわけでございますので、その辺、もうそのような流れの中でいろんな供用に対しての値段の問題とか料金の問題とか、そのことに対していろんな、いわゆるトップの中でいろいろそういう話もされておられるのか、また要望されておるのか、それをお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

**議 長 局長！**

**水道局長** ただいまの青木議員さんの質問ですけれども、一応県水につきましては、大滝ダムのまず供用開始につきましては、当初の計画では15年4月からということでしたけれども、多分新聞のニュース等でご存じのように、白屋地区での道路の亀裂等で、現在は徐々に、今49%の水をためておりますけれども、これを日々50センチ以内で水量を落としていって、最終ゼロにすると。その後、一応対策を講じてということですので、果たして大滝ダムの供用開始が来年できるかどうかもちょうと今のところはめどが立ってないというところですが、どこの市町村にしましても、一応大滝ダム、夏場は毎年のように渴水渴水ということで、節水をお願いしなければならない状態になっております。ですので、どことも15年4月ということで皆安心してたところですが、ことしもちょうと大滝ダムは利用できないようで、また夏場の渴水ということで住民の皆様にご迷惑をかけるかもわかりません。

料金につきましては、145円というのが日本国内ではやはり高い部類に属しておりますので、どうしてもこの値段を上げていただくことは、やはりそれを利用している市町村につきましては相当な負担になりますので、受水協議会等を通じて一応料金の値上げは極力しないようにということで要望文も出してあります。ところが、大滝ダムには相当多額の費用も投資されてますので、これが供用開始されて順調に運営されるようになった時点では何がしかの料金改正という話は起こってくるかもわかりませんが、今県から聞いている話では、

当分はそのような話は出てこないというように聞いております。以上です。

**議 長** 町長！

**町 長** 今青木議員のおっしゃいました広陵町の水道の将来はどうか、県営水道に依存するのかどうかということでございます。局長が答弁しましたように、広陵町の水は地下水を掘りましても豊富にあるではありません。じきに水はなくなるものでございます。また、水質も少々変化があるようでございまして、いろんな薬品を入れてよい水につくっておると。そういう経過をいただいておりますので、必ずしも広陵町では自己水を送り続けるということには問題があるようでございます。広陵町民には良質で、しかも安価な水を送り続けるということからすると、均一な水道水を送らなければいかんと思います。現在は一応各大字といいますか地域といいますか、そういうところでは均一な水道水にはなっていないように思います。

私は、市町村長会がありましても、これからの水道経営は公営企業でございます。各町村独自で水道事業はととももう成り立たない。広域でしなければいけないと思います。お客さんに水を売るという行為は全く同じでございまして、すべての公営企業も、交通とか、また病院、電気、これすべて大きく成長をしているものでございまして、水道のみが各町村で残された企業でございます。そういう意味からして、奈良県水道としてもっと大きく成長をしていただいて、広い視野で町民にグローバルに広域的な見地で安価に水を送り続けると、これが理想だと思っております。いろんな立場で私は提案をさせていただいているところでございまして、広陵町の水も安易に自己開発を進めますと、大きな失敗も起こるのではないかと思います。私は県営水道にこれから依存していこうと、水は県民は同じ水だと、そんな思いで進めているところでございます。しかし、現在ある地下水は、地下水源といいますか、自己水源はきちりと確保させていただく、そういうつもりで進めているものでございますので、ご承知おきをしていただきたいと思います。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** 広陵町は水道、局長あるいは理事者、町長以下しっかりやっていただいておりますので、もう幾ら天気が続いてもそういう節水ということはきょうまでもなかったし、これからもひとつそういう、下水道に非常に同じ水道の水が要るということで、本当に苦勞をして、いろいろ万全を期して考えていただいて、広陵町ではどんだけ天気が続いても節水という話が出ずにひとつやっていただいております。これは非常に感謝を町民皆さんもされております。しかし、少々な時代の流れ、あるいはいろんな経緯、問題もあって、これは値上げ

はもう認めざるを得ない。また、少々の値上げはしていただいても、そういう干ばつにひとつ十分間に合うように今後もやっていただきたいと希望いたします。そういうことで、私はこの値上げという、わずかな値上げでございます。これは県下におきましても、この値上げをされたからといって最高でもありません。ずっと下の中順以下ぐらいで大体広陵町はとまっておると思います。今後、節水をせいぜいしないように、ひとつお願いをしたいと思えます。そういう点についてひとつご説明をいただきたいと思えます。以上です。

**議 長** 水道局長！

**水道局長** できるだけ住民の皆様には迷惑をかけないように、自己水につきましても、あり余るときについてはやはり井戸を休ますということで、特に夏場が一番問題になるわけですが、これは天候に大きく左右されますので、できるだけ住民の皆様には迷惑をかけないように努力してまいる所存ですので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

**議 長** よろしいですか。

質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

次に日程7番、一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、青木君の発言を許します。

**10番議員** 本日はもう大変大勢の方、まして人生の大先輩の方が傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。ちょっと緊張しておりますので、上がるかもわかりませんのでよろしく願いをいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

国においては、昨年からの未解決の北朝鮮の拉致問題、イラクの自衛隊派遣、そして有事立

法問題等、日本国の将来の方向づけを示されるような重要な法案が審議をされております。我々国民も十二分に注意深く見据えていかななくてはならないと私は思っております。

私は、特に我々地方自治体にとっては合併問題にも連動すると思われる、その上、本町は財政負担の大きな新ごみ処理施設建設の大事業がありますので、少し触れさせていただきたいと思います。それはよく新聞等で、またニュース等で行われております三位一体改革であります。すなわち国庫補助・負担金の削減、地方交付税の見直し改革、国から地方への税源移譲を同時に行うというものであります。6月7日に奈良新聞の例会で塩じいこと塩川財務大臣を囲み、柿本知事らも参加され、いろいろ討議されたと聞いております。そして、知事も地方の立場でいろいろ注文、要望されたとお聞きをしておりますし、そのような記事になっておりました。会場で税源移譲に前向きな塩じいの発言があったと書いてありましたが、多分多少のリップサービスでないかなあと私は思っております。これが将来の増税時に先送りされれば、水道の蛇口だけを絞られ、仕事だけがふえ、ますます地方財政にとっては大変な状態になるように私は思います。国・政府は、地方へ移す資金だけ絞るのでなく、税源、いわゆる原資を、税源を移して、首長、いわゆるうちでは町長と議会、そして皆様方住民の皆様とともに、歳出削減も含め財政運用の責任を背負って施策の遂行をし、そしてそれを行うことによって、どこの町も同じような建物とかいろんな施設とかいうことになるような画一的な地方を廃し、個性豊かなまちづくりをするようになっていくと、それが道理で、小泉さんがおっしゃられる地方分権の改革であると、私はそう思っております。町長もこのことはよく認識されておられ、町村長会等でいろいろ発言もされておりますが、より一層の努力をお願いをいたしまして、それでは私の質問の本題に入らせていただきます。

まず、新ごみ処理施設の進捗状況。

イ、特に周辺地域に指定された広瀬、百済、中地区のご理解、ご協力を得るためにどのような努力をされているのか、具体的な件でございますが、当該地古寺にはそれ相応、十二分の配慮は当然でございますが、周辺地域におきましてもそれと同等の配慮が必要と思われま。そのわけは、より安全な数値の出る無公害な施設であると力説をされておりますが、排気ガス、廃棄物については、風向き等の作用で当該地に比べてもより多くの影響を受けるのではないかなあという心配の声も多く聞いております。

また、町当局の説明どおり、そんな安全な施設であれば、周辺地域には平等で、いわゆる区別のない対応があってもいいんじゃないかという声も私自身は聞いております。これは町当局の地域ごとの説明会で聞いておられると思いますが、特別、広瀬地区は既に近くに田原



本町のごみ焼却施設、あこは燃やしております。今現在、広陵町もそうでございますが、焼却施設でございます。既に操業をしておられます。また、バグフィルターをあそこは当然設置をされてダイオキシン対策はされておりますが、その上、本町の処理施設が操業すれば、2つの処理施設に挟まれて、それが毎日のことで、幾ら安全な数値内といっても、排気ガスの絶対量は多くなり、排気ガス公害を心配されることもあります。百歩譲って、排気ガス、廃棄物が安全な数値内であっても、本町の優良農作物の産地であるゆえ、このごろ産地の名前、どこでつくりましたよというのが記載が常識でなっているように思います。現在、農産物の商品価値が下がるのは非常に懸念をされております。本町にとっても、優良な農産物の地帯ということでございますので、あえてそういう声が聞こえてくるのは当然だと思います。私はこのことが一番難題であるなど、こう思うのでございます。安全な数値より、理屈抜きで、両処理場に挟まれているというイメージの問題を指摘されれば、これは非常に辛いことになるわけでございます。特に広瀬地区は2つの施設に挟まれるという他に余り例のない特異な状況の地区になりますので、より一層の当局も努力をされて、ご理解とご協力を求めているかなければならないなど私は痛感をしているわけでございます。私なりに議会人としての立場で、理事者とはまた別で、今後ともご理解を求めていく努力を今までどおり続けていきたいと決心をしているわけでございます。

どうであっても、みずからが排出したごみであり、以前はおのこの家庭で肥料にしたりクマシにしたりとか、また埋めたりして、いわゆる使っていたわけでございます。しかし、食生活の変化、そして住環境の変化で、現在のごみの質も多様化しております。すべて今までみたいに土に返っていくということはできなくなり、また法もそのようなことを禁じることがありますので、個々での処理はできなくなったことは事実でございます。今現在、このごみ処理の原則は、私自身は広域処理がベターと。先ほどの水道のことで町長もおっしゃっていましたが、そのようなものは広域でやるのがベターであると私自身は思っています。ただ、現実の問題として、本町は時間がございません。と申しますのも、平成17年6月30日に今現在の現清掃センターを停止しなくてはならないという法的な一つの足かせがあります。これもまた守っていかなくてはならない一つの法治国家の自治体としては当然でございます。そういうわけで、本町には広域を呼び込むだけのその時間がないということでございます。

町内で出たごみは町内で処理する、より公害のない処理方法でということが原則になっております。極端に言えば原子力発電所、また軍事基地等の迷惑施設と全く性格が異なってい

るわけでございます。みずからの排出したごみの処理であり、町内のどこか1カ所でやらなくてはならないのも現実であるわけでございます。私は、建設地として本町の中心に位置し、ごみ搬入等、ごみを運ぶパッカー車が通る道ということも含めまして、また川と川に挟まれている、物流的にも町民の一番ご理解とご協力の得られる場所だと私自身は思っており、特にそういう意味で周辺の皆様にご理解をしていただくように、今現在も頑張っているわけでございます。

今後、特に町当局も周辺地域の方々のご理解を得る、協力を得るため、疑問、質問に対して敏速に対応し、情報を公開し、町長のモットーであります、いつも言われております「感謝の心」、この2文字ね、感謝という2文字の心で地域の意見を、また要望を大きい耳でよく聞き、互いに知恵を出し合って、官と民と互いに知恵を出し合って、けんかするんじゃないしに、地域の住環境の充実のために、地域の住環境の基盤を上げるために、そのことに向けて頑張らせていただき、そして処理場の建設・操業の早期実現に向けて努力をお願いしていきたい。そして、どのようにされるのかお聞きをいたしたいと思えます。

そして、ロの質問でございますが、処理方式検討委員会の現況の件でございます。今現在、処理方法、どのような形で処理のシステムをしたらいいかということをお有識者の皆様にあつて検討委員会をしていただいている最中でございますが、そのことについて、大体いつごろ答申が出るのか、そしてまたその答申の結果に対してどのように対応されていかれるのか。そしてまた、環境アセスメントということをお現在当該地周辺なりでやっておられるわけでございますので、その結果次第ではまた処理方法についてもちょっと影響が出るんじゃないかなと私は思っておりますので、そのようなことはどうなるのかなということもお聞きをしたいと思います。

まず、第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町長** ただいま青木議員から新ごみ処理施設の進捗状況についてお尋ねをいただいたところでございます。どのような努力をしたか、また処理方式検討委員会の現況はどうかという御質問でございます。

まず初めに、国と地方行政について、財政問題等について述べられました。塩川財務大臣のことをお述べをいただいたわけでございますが、青木議員は常に強い地方自治の財政について関心をお持ちをいただいております。私も実は6月7日、おとついでございましたが、出席をさせていただいて勉強をさせていただいたところでございます。詳し

いことはまた後の委員会等でご披露申し上げていきたいと思ひます。

ご質問のことばござひます。努力してきたことはどうかということばござひます。最初の周辺地域についてばござひますが、去る4日の今議会冒頭あいさつでも申し上げましたとおり、地域住民皆さんの声を聞かせていただくため、またご理解を願えるよう各地域へ出向きまして、まさにひざを交えての話し合ひをさせていたひておひます。ことしに入りましてからの説明会の開催は7回を数え、延べ330人の方にご参加をいただき、いろいろとご意見をちょうだいしたところばござひます。

また、皆さんに直接施設をごらんいただくことがご理解いただく最善策と考え、積極的に複数の処理方式や環境立地条件の異なった施設見学を提案し、区長さんや役員さんのご理解とご協力をいただき、今年に入ってから5回にわたり、3施設について、延べ230人の方にご参加いただくとともに、ごみ処理施設の行政課題が全庁的なものとの認識から、役場部長級職員全員参加により実施させていたひたしたところばござひます。

また、昨日は住民団体による学習会が行われました。私と山村部長が出席をさせていたひきまして、皆さん50名近くおられたと思ひます。非常に厳しいご意見をたくさんいたひたしたところばござひます。

続いて、処理方式検討委員会についてばござひますが、6名の各専門分野の大学教授と助役を含む7名で委員会を組織し、去る4月23日第1回委員会、5月19日に第2回委員会を開催願ひており、第3回目は今月の23日の予定となっております。委員会は合計5回程度の開催を願ひし、7月末ごろをめどに検討結果をいただく予定をいたしておひます。

4月23日にさわやかホールで開催していただきました第1回委員会では、議会議員の皆さん方と各委員の方々と面識を持っていただくために各議員にご出席のご案内をさせていたひき、ご参加をいたひたしたところばござひます。特に会議に出席せよとか、傍聴を強く申されている議員の顔が見えなかったことは、私は非常に残念だと思ひます。検討委員会のご報告をいただく前に、議会議員の皆さん、建設予定地並びに周辺地域の代表の方々にご参加をいただき、ご質問、ご意見をお伺ひする機会を設けたいと考えておひますので、その節は何とぞよろしく願ひ申し上げまして、青木議員の質問に対する答弁とさせていたひきます。ありがとうござひました。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど町長が、これは質問外で恐縮でしたけど、同じ7日に行っておられたと。安心しま

した。内容がもっとあったと思いますねんけどね。時間の都合上、私も余りよう言いにくかったということもあります。ただ、税源移譲ということはもう何とでもしてもらわな、後難儀するということが自身がやっぱり大いに、それはもう基本中の基本でございますので、ひとつよろしくお願いをしたいなと、こう思うわけでございます。

そして、周辺地域のいわゆる努力ということで、いろいろ何回会うたとか、いろいろ努力の足跡を聞かせていただきました。これは大いに結構だと、こう思うわけでございます。いわゆるセールスでも何でも、何回もやっぱり家へ上がって、断られても断れても説明されたら、要らんもんでも買ってしまうかなというような、話はちょっと別ですけど、性格は別ですけど、事柄は別ですけど、そのようなことになることも事実でございます。これは人間と人間という形でございますので、努力は当然何回であろうがやって、また話を聞く機会、また大いに、こっちから一方的にしゃべるんではなしに、聞く機会を大いにつくっていくことが、これがまた多過ぎましたということはないと、こう思うわけでございます。

その意味で、私自身も周辺の人たちといろいろお話をさせていただく機会もございまして、情報はある程度は持っておるわけでございますけど、私自身はそちらの、いわゆる皆様方に非常に言いますのは、ある意味では当然迷惑であり、また反対であることは当然なことですよ。しかし、この現実、いわゆるみずから、先ほども言いましたように、みずから排出した、反対されてる人もごみは出さるわけですので、うちは、いやということはないわけですので、どうせみんなが出す。そこで、どういうように皆様に納得のできる処理、そしてまた納得のいける場所、広陵町でどこでもええと、広陵町はそれは山がありとか谷がありとかいうような、まだ波乱のあるような地形であれば、それはまたいろいろ考えることはできるとは思いますけどね。しかし、私自身は、このような平たん地であって、それがゆえに、いわゆる山間とかあるところはそこへ金を投資していくわけですから、そこへ施設をつくって。ただ一点、それだけで。

しかし、反対に発想を変えたら、こういう平たん地であり、そして河川と河川の間であるとかいう、こういう地理的条件とかを含めましたら、私はただ処理場建設ということに対しては迷惑です。しかし、いわゆる合併ということも延長線上にありますので、今現在やるべき、また基盤整備という形をとるには、一番やっぱりここは逆に処理場建設という大きな負のことであんなんけど、それをその地域の活性化なり基盤整備の向上に充てるというのも、私これも一つのいわゆる政治であるんじゃないかなと、私はそう思っておりますので、当該地なり、また周辺へ行きますしても、一から十までそのことを私自身は言わせていただいでる

というのが現状で、何も私自身が悪いことを勧めに行ってるとは一切思っておりませんので、その辺を頑張ってるということでございます。自分自身は、こんなんあかんあと思うてんのであれば、めったにそんなことはできませんけど、私自身は何も一番不条理なことを押しつけて言うには私自身は今思っておりませんので、当局も当然そうでございますが、立場上、そんないいこともできないと思いますので、そのことがあるということもわかっておりますので、大いにその辺で理解を求めることは時間がかかると、そういうことでございますので、大いにやっていただきたいと思います。

ただ、先ほどもちょっと触れましたように、いわゆるある意味で反対されていくことは、また正道であり、地域としては、そういう地域の方はそんでよろしいわけでございますので、その中で反対されているというお方もまた地域がよくなるために、その地区が悪くなるために反対しておられるとかじゃないわけですから、よくなると思うて反対されておる。しかし、逆にまた我々としても地域が何とか住環境を上げたいという意味で、また言っているわけでございますので、そのことも別によくすることには間違いはないと、お互い違いますということはないわけですので、そこに清掃センターという、処理場という一つのものと、これがこっちから見たら押しつけであり、向こうから思ったら迷惑施設と、こういういわゆる観念の違いと、とり方の違いと、当たり前のことでございますので、それさえ理解をしていただいたら接点はあるわけですので、その意味で一番先に大事なことはやっぱりその地域の人たちのことを大きく耳を聞き、そして即敏速にこたえていく、いわゆる対応する、これはもうリアルタイムで、ボールをほうったのにいつ返ってくるのやわからへんちゅうのでは、ただそれだけでもう何やごまかしとるの違うか、今ちょっと作戦練つとんの違うかというようなことになるわけです。しかし、答えの出せないものは別としてこたえられることは即、敏速にボールを返してあげたる、そのことが信頼の一つとなり、つながりの一つとなって、理解を得るための一つの突破口になり、またそれが間口が大きくなって、大きく知恵を出し合っつってつくっていく、当局自体が全部押しつけるんじゃなしに、そっちの方からのいろんな考え方なりを、意見、要望なりを吸い上げていくという、聞く側にもまわりということで、大いにやっていただくのは当たり前だと、こう思っておるので、そのことも含めて担当者の答弁もお聞きしたいなと、こう思うわけでございます。

そしてまた、機種検討委員会ですね。これ町長もおっしゃってたように、それはそんでよろしいわけですけど、いわゆる環境アセスをやっておられるということも聞き、そしてそこでの結果において、果たして処理施設のシステムが、処理方法がどういう形で風向きの問題

とか気流、いろんな問題を含めて、また本当に気の毒だと思うのは、隣の町の田原本の焼却場にも挟まれるという特異性などがあることゆえに、大いに反対もされておられると、私は理解しておりますので、そのことも含めて検討委員会は終わったけど、環境アセスが終わった時点でいろいろなことでちょっと難しい状態が出たということでは、どういうわけでごあいがるわけだと私は思いますので、検討委員会においても、また7月ごろに結論が示されるようにおっしゃっていましたが、そのこととのバランスというのか、環境アセスとの違いが生じた場合に大変だなど、私自身は思っておりますので、そのことも担当者の方からでもお聞きしたいと、こういうわけでございます。2回目の質問を終わります。

**議長** 環境整備部長！

**環境整備部長** それでは、青木議員さんの2回目の質問にお答えを申し上げます。

広瀬地域、古寺地域と周辺の広瀬、百済、中地域の皆さん方とも、何回も町長申し上げましたように、話し合いをさせていただいておりますし、施設見学も多数ご参加いただき、いろいろとご意見をいただいているところでございます。

議員がおっしゃるように、やはり行政と住民の方の信頼関係ができ上がらないと、この問題は解決しないということは重々承知をいたしておりますし、肌で感じているところでございます。いろいろと町の対応でおくれている部分もなきにしもあらずでございますし、その点いろいろとご批判、ご意見をちょうだいし、我々も反対すべき点があるかというふうに思っておりますので、今後その部分も含めまして十分な対応をしてみたいというふうに思います。また、ご支援のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、環境アセスの問題でございますが、今、環境アセスはスタートをさせていただきました。午前中も申し上げましたように環境影響調査評価委員会というのを近々立ち上げをさせていただきたいというふうに思っております。調査の内容、項目等についても地域の皆さんの代表の方にお入りをいただいて、専門の先生とも意見を交えていただいて、十分な調査をさせていただきたいというふうに思います。

処理方式と環境アセスの関係は連動するものではございますが、環境影響調査、今現在の環境の状況によりまして、施設の設備の面でどのような対策が必要かというところを最終十分詰めた上で、設計に入りたいというふうに思っております。処理方式を7月中に処理方式検討委員会からご報告をいただくということで、報告をいただいた後に議会の皆様方ともご相談申し上げて、広陵町にとって一番どの方法がいいのかということ、最終判断はいたしたいというふうに思います。ただ、先ほど町長が申し上げましたように、処理方式検討委員会

の最終報告をいただくまでに、議会の議員さん全員並びに地域の代表の方とも意見交換をしていただく場を必ず設けたいということで、処理方式検討委員さんともご協議を申し上げております。もうしばらくお待ちいただき、その機会を必ず設けたいと思いますので、その節、ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** 本当にそつのないご答弁で、それで結構かと思います。ただ、部長、本当に人間関係の信頼という、これ本当にこんな大変、部長自身もえらいときに部長になって、担当になったなと思うてるところもないかなと私は思うわけですが、しかし逆にそれが部長がここに、役所に奉職して、一番のやっぱり仕事のできるポジションにあったんだということを思って、公僕であるということをも原点で、そう思うておられると思いますけど、大いにやっていただきたい。

それと、やっぱり一番の信頼の基本は、キャッチボールのボールがやっぱり顔に向けて、相手のとりやすいところにほってあげる。また、受けるときも相手の気持ちになってキャッチボールのしあいをしなれば、そんな手で届かんようなどこぼっかりほうてるようでは、かえってしまいにけんかになるように、コマーシャルでちょっとおもしろいなと思うたんは、テニスのダブルスで味方同士でぼんと打ったら前衛の選手にぼんと2回も3回も当たったら、やっぱり信頼はなくなるんかなと、故意じゃなかったもと、そのようなもんですから、交渉というのはキャッチボールですから、やっぱり手の届く、また受けやすい球をお互いにほうり合っていたくということ、難問題を解決していっていかなきゃいかんし、また広陵町が南3丁目との、いわゆる和解ということもありますので、これもまた何としても守っていかないかんし、現実には現実としてまた考えな場合も出るかもわかりませんが、まずその基本のスタンスで、いわゆる行政はやっていかないかんということをも私も思いますので、ひとつ答えは結構ですので、大いに努力をしていただきたい。終わります。

**議 長** 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、笹井くんの発言を許します。

**11番議員** 私の一般質問をこれから行わせていただきたいと思います。

たくさんの方の傍聴者がいらっしゃる中でございます。私も議会に参加させていただき、このような人数の多い傍聴者は初めてのように入ります。今後ともできるだけ時間を割いていただき、議会にお越しいただけるようお願いいたしまして、これから私の質問に移ります。

質問1、人にやさしいまちづくりについてでございます。

平岡町長が2年前に誕生し、新しいまちづくりが行われています。力強い風、心地よい風を町に吹かそう、人にやさしいまちづくりを推奨されています。

そこで、今までの経過で、その成果はどのようにとらえているか、お聞きいたします。

また、今後は力強い風、心地よい風、人にやさしいまちづくりをどのような方向に向かって進められますか、お答え願います。

質問2でございます。町職員の異動についてお尋ねします。

町においては、その経過状況等により、いろいろと新しいものが生まれ、また新年度初めには新規職員の採用、また機構改革が順次行われていることに対し、職員の異動が伴います。そこで、定期的に行われるもの、新機構改革等いろいろとあると思いますので、お聞きしたい。また、同じ職場に何年をめどとして考えられるかもお願いいたします。

そして、町内の各施設が町役場より余り離れていませんし、職員組合もないので、団体交渉はありませんが、職員の専門職（技術者）もあります。職員の何らかの希望理由等もありますので、本人の希望も聞き、参考として取り組んでおられるかもお聞きいたしたいと思えます。以上でございます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 お答えを申し上げたいと思います。

笹井議員さんから、人にやさしいまちづくりについて問うということでございまして、今までの成果はどうかと、また今後の進め方についてもお聞きをされているところでございます。

答弁といたしましては、人と人との心の触れ合いが薄れている昨今でございます。地域住民のお互いが一つの目的に向かって協力し合うことが連帯感が深まり、しいては町全体の活性化につながるものと考えております。

まず、まちづくりの核となる職員の意識改革が重要と考え、早朝勉強会として町内在住の公的役職者、企業経営者、会社役員、アーティスト、棋士など、多彩な経歴、職歴、特技、経験豊富なノウハウの持ち主を講師にお招きして、役場幹部職員を対象として貴重な人生経験や企業論理、情報提供など、日常業務や一般的な研修では得ることのできないものを会得させるとともに、自己研さんにより真の優しさを認識し、やる気を喚起させております。

また、14年度、役場庁舎において福祉設備の充実としてエレベーターの設置を初め1階ロビー窓口のローカウンター化、オストメイト対応で障害者、高齢者、小さなお子さま連れ用の多目的トイレを設置いたしました。



それから、町内の大字自治会を対象に人にやさしいまちづくり推進事業助成制度を創設させていただきました。40大字自治会のうち、その趣旨にご賛同いただきました4団体を人にやさしいまちづくり推進事業モデル地域に指定させていただき、まちづくり、地域づくりのための助成金の交付の結果、それをもとにして各種の地域づくりに励んでいただいております。さらに、次年度以降も引き続き大字自治会独自で事業を続けていただき、地域を活性化されることを期待しております。

さて、今後の進め方でございますが、オストメイト対応トイレにつきましては、今年度で図書館、中央公民館、グリーンパレス、サン・ワーク広陵に設置いたします。また、人にやさしいまちづくり推進事業については、さらに指定地域を拡大し、高齢者から子供まで、世代を超えてともに交流を図り、地域の環境美化活動や交通安全、防犯活動にご参加いただきながら、人にやさしい、さわやかな地域づくりにご貢献いただくための予算を増額させていただきました。

また、去年5月、5カ所の公共施設に設置した「役場サービスカウンター」は、その後、近畿で初めて町内特定3郵便局でも交付サービスが始まり、おかげさまで毎月300件近い利用をいただいております。

このように今後も人にやさしい、人がやさしいまちづくりのため、ハード・ソフト両面で知恵を出し、職員が工夫して、そして汗をかき町民の皆さんの声を聞きながら、町民の皆さんの目線に立って、たゆまぬ努力を重ねてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、質問の2番目でございます。町職員の異動等についてお尋ねでございます。

毎年、定期に行われているかどうかということでございますが、毎年4月及び10月を異動の時期としておりますが、職域全体を考え、効率よい事務処理に対処するため、必要の都度、適正な異動をしております。

また、同じ職場に何年を限度とするかということでございますが、異動の時期としては原則として同じ部署の在職年数の限度を設けず、職員がいろいろな職場において経験を積み、将来における住民のニーズに対応できる人材を目指して、考えております。なお、職種によっては長期の者もおります。

3番目の希望でございますが、職員の異動については三役、人事担当部長で調整を図りながら行っておりますので、お答えいたします。終わります。

議 長 11番議員！

1 1 番議員 2 回目の質問を行いたいと思います。

質問 1 でございます。町においては、幾つかの出先機構があります。庁舎内はもちろん、さわやかホール、グリーンパレス、清掃センター、サン・ワーク、公民館、体育館、図書館、下水道課、水道局等があります。そこで、各庁舎ではローカウンター、エレベーター、トイレの改良も行われておりました。町長の推奨どおり人にやさしいまちづくりが大変好評がよく、私も感じています。今後も順次行っていくとの答弁をいただきましてありがとうございます。

そこで、お聞きしたのは、庁内より職員が一步外へ出たときの人にやさしいまちづくりがどのように行われているか、町当局は把握しておられますか、お聞きいたしたいと思います。

私は、特に都市整備課、下水道課、水道課は各区自治会に出向き、地域住民と接する機会が多いと思います。例えば工事の内容説明、地元の地権者との用地交渉、土地の境界立ち会い、業者との工事着工立ち会い等でございます。私は、何か職員の心の優しさが伝わってこないように思います。なぜなら仕事は町が各地域にしてあげているとの言葉が端々につくづく感じられるものがあります。例えば職員個人がしてあげている、話が複雑になると工事はしなくてもよい、言葉遣いが荒い、何かひとり言をつぶやいている、命令調のところもある、その点についてお尋ねします。

一応、2 回目の質問はこれでお願ひします。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** 笹井議員さんの 2 回目のご質問でございますが、現在の各庁舎に対する福祉設備の対応については、評価をいただきまして、ありがとうございます。

今後もまだ続けていきたいと存じますので、その辺の予算措置についてもご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

それから、職員がまず外へ出て、町民の方と対応する場合ですが、一応の状況等は把握しております。一番人に優しい肝心なものは、いわゆる職員の心を変えるということがまず一番だと思います。このことが今まで欠けていた部分がたくさんあると思います。町長就任以来、人に優しい、あるいは人が優しい町やというような評価をいただくためには、まず率先して職員がこれに対応しなければならないということで、職員研修等も行っております。まだ、十分な対応はできてるとは私も確信はいたしておりませんが、おっしゃっていただいたご指摘の件につきましても、担当部長等も交えまして、今後とも指導をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 11番議員！

11番議員 2回目の質問に対しましては、ご丁寧なる部長の説明を理解させていただきます。今後ともよろしくご指導、また監査していただきまして把握していただくように、一層の努力をお願いいたすところでございます。

3回目の質問でございます。

私も区において、人にやさしいまちづくりを町とともに進めている一人でございます。小・中学生の通学路の立哨、保育園、幼稚園児、老人との区内での語り合い、各種団体等でのコミュニケーション、美化運動、クリーンキャンペーン、花いっぱい運動、朝・昼・夕でのあいさつの励行、今日では私とのすれ違い、後ろからでも園児、小学生、老若男女を問わずあいさつをしていただいております。

また、区内の道路沿いの美化も大変よくなりました。瓶、缶等の投棄はほとんどなくなりましたのが現状でございます。町当局においても町長の人にやさしいまちづくりの推奨を今まで以上に一層の努力をお願いして、私の質問1は終わらせていただきます。

次に、質問2でございます。

若い職員で1年前後の異動が見受けられます。1年では早いように思われます。仕事も手についたころの異動は不審に思われてなりません。何か財政面でのことも関係ありますか、また何か失敗でもありましたか、その点についてお願いしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 若い職員の1年の異動ということでご指摘をいただいたわけでなんですが、財政面云々の話は全くございませんので、ただその職員が現在の異動した職場で適応できるかどうか、あるいは職場の仕事ぶりがどうであるのか、それからその者が、いわゆる人に迷惑をかけてないのかどうか、いろんな面からやはりその人物を評価しなくてはいけないということと、ただその職場において、その職員が苦痛であると感じてる場合もあることがあるんです。その場合は、やはり違う職場に変えてやることこそ、これが本来の姿で、仕事をしやすくしてやるという職員に対する思いやりでもあると思います。そういうことのいろんな面を踏まえた中での異動がありますんで、1年以内の異動もひょっとしてあるかとは思いますが、その辺のご理解をよくお願いしたいと思います。以上です。

議 長 11番議員！

11番議員 今部長から説明をいただきましたが、私なりに少し思ったので質問をさせていただきます。

きましたので、その点をご了解願いたいと思います。1年でも職員の方の苦痛を察して異動をさしていただいているのは結構でございます。希望ではないけども、理事者の方で一応把握して異動していただいているということでございますので、今後もその点とか、いろいろ私が申しましたことについていろいろいつも考えておいていただきたいと思うところでございます。以上で私の質問を終わります。

**議 長** 答弁よろしいですか。（11番議員「よろしいです。」）

以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開いたします。

（P.M. 2：35 休憩）

（P.M. 2：51 再開）

**議 長** それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、山田君の発言を許します。

**1番議員** では、久しぶりに一般質問をさせていただきます。

やはりこういう場所がいいですね。町民の目線で発言できるかなと思っておりますので、頑張りたいと思います。

「健康日本21」運動が拡大、広陵町の健康増進策を問うわけであります。

世界一の長寿国となった日本、長生きは大変喜ばしいことです。しかし、みんなが健康で長生きというと、残念ながらさまざまな病気やけがなどが原因で寝たきりや痴呆症になってしまうお年寄りが多くいるのも現状であります。

そこで、厚生労働省では、年をとってからもできるだけ長く健康で過ごせるよう、国を挙げた大規模な病気予防と健康づくりのための運動「健康日本21」をスタートさせました。現在の健康課題の中心は循環器疾患、いわゆる脳卒中、心臓病、高血圧、高脂血症などやがん、糖尿病などの生活習慣病が増加の一途をたどり、死因の約6割、医療費の約3割を占めるなど、放置できない状況になっているのであります。

生活習慣病は、その名前のおり発症予防と進展の防止に食生活や運動、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善などを通して病気の発症を予防する第1次予防に重点を置き、2000年3月から「健康日本21」をスタートさせたのであります。

「健康日本21」の9つの領域は、1つは栄養、食生活、基準値と目標値を述べているのであります。適正体重を維持する人の割合の増加、成人の肥満者の減少に努める。そして、

量、質とも極端に偏った食事をする人の割合を減少する。1日最低1食、きちんとした食事を二人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合の増加を目指しているのであります。

2つ目は、身体活動、運動についてであります。日ごろから日常生活の中で、健康の維持増進のために意識的に体を動かすなどの運動をしている人の増加、日常生活における歩く歩数の増加であります。例えば目標値としては、男性は9,200歩以上、女性の場合は8,300歩以上が目標値となっているようであります。

3つ目には、休養、心の健康づくりであります。最近1カ月間にストレスを感じた人の割合の減少であります。目標値は1割以上の減少を目標であります。

4番目はたばこについてであります。喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識を普及する。目標値は100%であります。

5番目は、アルコールであります。1日に平均3合を超える多量に飲酒する人の減少であります。目標値は男性は3.2%以下、女性の場合は0.2%以下が目標値であるようであります。

6つ目は、歯の健康であります。40歳、50歳における進行した歯周病にかかっている人の割合の減少であります。目標は3割以上の減少。それから、80歳における20の歯以上を有する人の割合の増加であります。目標値は20%以上であります。

7つ目は、糖尿病であります。糖尿病に関する健康診断受診者の増加、目標値は5割以上の増加を、この健康診断受診者の目標にしているのであります。糖尿病の有病者の減少、今、糖尿病にかかっておられる方々の減少であります。目標値は1,000万人、こうして見るとすごくいられるわけですね。

それから、8番目、循環器病、高脂血症の減少であります。目標値は男性の5.2%以下、女性の8.7%以下であります。

9つは、がんであります。成人の1日当たりの平均食塩摂取量の減少、いわゆる塩をとることの減少であります。目標値は10グラム未満であります。それから、がん検診の受診の増加であります。目標値は5割以上の増加であります。広陵町においても、こうしたがんの検診受診制度があります。いろいろな形で使っていただいておりますけれども、この目標値5割以上の増加を願っているところであります。

こうして、それぞれについて2010年に達成を目指す目標を設定しています。今述べましたのは2010年、あと7年後であります。元気に自立生活できる健康寿命の延伸を目指しているのであります。

この「健康日本21」に基づいて、各自治体では健康増進計画の策定を着々と進めているのであります。2002年中には県での計画策定は終了しているようであります。現在、全国市町村3,240のうち323の自治体が計画策定を終了しているようでありますが、今後1,427市町村においても計画が策定を予定されているようでありますが、広陵町も健康増進計画の策定に努めることを求める健康増進法が制定されたことによって、町の状況に応じた具体的な取り組みが必要であると私は思っております。そこで、計画策定の予定はあるのかを問うのであります。

2つ目であります。受動喫煙（他人のたばこの煙を吸うことを強いられる）の防止規定が初めて健康増進法に明記され、学校、体育館、病院、官公庁施設、図書館など、多くの人が利用する施設の管理者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなくてはならないと努力義務を課しているのであります。

これを受けて、公的施設を中心に全面的禁煙措置を打ち出している自治体はありますが、広陵町ではどのような対策を講じようとしているのかを問うのであります。

次に、家庭での非喫煙者、特に子供や妊婦などの受動喫煙防止についてであります。子供たちの受動喫煙は、学校を含め通常の社会生活の中で受けるものも少なからずありますが、多くは親や家族、知人や親戚など、家庭においてこうむることが多くを占めるものであります。この場合、子供たち自身では受動喫煙を防止するためには、たばこを吸う大人たちが何らかの対策を講じる必要があります。また、妊婦の受動喫煙防止についても妊婦がたばこを吸わなくても家族や職場の同僚に喫煙者がいる場合の受動喫煙によって妊婦の体に悪く、低体重児の出産や流産などの危険性が増す。特に家庭という密室な空間では、吸う側の配慮が必要であります。私は、健康増進法に明記された受動喫煙の防止規定をあらゆる機会をとらえ町民に理解していただきたいと思っておりますが、町側の考えはどうか、お聞きしておきます。

次に、3番であります。幾中央大学の持っている頭脳、機能を地域振興に活用ということでもあります。

2003年4月、我が町に幾中央大学が開設されました。町も開学を機会に大学キャンパスの町・広陵として、大学の協力を得ながら大学と共生したまちづくりに積極的に取り組むと町長は所信表明で述べています。15年度予算においても、開学記念事業として674万円の予算を計上しているわけでもあります。大学とともに発展する地域を目指して公開講座、高齢者いきいき講座等開催し、町民の知的レベルの向上に、今や大学の存在感ははかり知れな

いものがあります。それだけに、あらゆる分野で大学の頭脳、機能を十分に活用して、いろいろな問題の解決に大学と町民と広陵町と共生したまちづくりに、これを機会に取り組んでみてはどうかと提案するのであります。

今回提案するのは全国各地で広がりを見せている地域通貨についてであります。この歴史は1990年代から広がり、1997年に加藤敏春東大客員教授が、個人間でボランティア等のサービス交換する仕組みとしてエコマネーを提唱し、地域通貨の関心の火つけ役となったのであります。その後、NHKで放送され、これをきっかけに地域通貨に対する一般の認知度が高くなり、各地で実践するグループも出てきたのであります。2001年3月では、地域通貨を実践している地域は、全国で140カ所に上ると言われ、今現在、検討中の地域を含めると、その数は2倍とも3倍とも言われているようであります。現在、先進地でやっているところでは、うまく流通しているのはエコマネー型のやり方であるそうであります。このエコマネー型の場合、換金制がないため商店等では広がりにくいですが、法定通貨では表現することが難しい価値を表現することができ、新たな人間関係づくりや地域コミュニティーの発展できる地域通貨と言えるのでありますと、全国で100カ所以上の経験から結論づけられているようであります。エコマネーは、個人が提供できるボランティアなどのサービスを参加者間でやりとりする際に利用される価値の媒体であります。特徴は、発行者が地域の生活者自身であり、住民主体の組織で運営されることや時間の基本単位としているなどが上げられるそうであります。

こうした地域通貨を研究テーマに設定し、大学と町民と広陵町によって調査研究して、人間関係づくり、地域コミュニティーとして、大学のある町として、独自性のまちづくりができるのではないかと、将来を見据えて発想する機会が今がチャンスではないかと思っているのであります。どう考えるか、聞かせていただきたいのであります。

次に、4番目であります。

寝たきりや転倒事故防止に、高齢者向けの筋力トレーニングを、高齢者の筋力低下による転倒事故を防ぐため、エアロビクスや運動機器などを組み合わせた高齢者向けの筋力トレーニングを導入して、老人の寝たきり予防に役立ててほしいと思っているのであります。さわやかホールには、高齢者の元気な姿を見せていただいていることは非常に喜ばしいことでもあります。先日も3階に上ってみせていただきましたが、今の設置している器具は体をほぐしたりマッサージをしたりするのはあるわけではありますが、それ以上に健康増進効果もある筋力トレーニングの器具があればよいと思ったのであります。筋力トレーニングを取り入れるのは、

鍛えないと筋力は低くなると身体活動の支障が起きやすい。特に足の筋力が衰えると移動支障やひざの痛みを招いたり、高齢者に多い転倒の危険因子になる、柔軟性が高くなると足腰や腰痛や負傷の予防、筋や関節の保護に効果的である。その考えを問うのであります。

最後に、完全学校週5日制についてであります。

昨年4月から実施された完全学校週5日制であります。先日、文部科学省から調査報告がされました。その報告結果を見ると、小・中・高の児童・生徒の7割以上が、この週5日制はよかったと評価する一方、3人に1人は土曜、日曜にすることがなくてつまらないと回答しているのであります。子供の休日が充実していると思う保護者が、実施前と比べて減ったことも判明したのであります。文部科学省は、子供の半数以上がよかったと評価しているのは評価できるが、5日制の趣旨が保護者に十分理解されていない面もあると分析しているのであります。毎週土曜日が休みになってよかった、まあよかったと思う子供は、どの学年も7割台に達した。することがなくてつまらないかとの質問に対し、そんなことはないという子供がどの学年も4割前後で、最も多かったわけですが、このつまらない、することがないとの質問に、よくあるとか時々あるという子供も三十数%いたそうであります。

広陵町における週5日制については、児童・生徒、保護者はどのように評価しているのかを尋ねるのであります。

また、この週5日制については、平成4年から、初めは第2週の土曜日が始まったわけですが、その都度、その都度、改革を重ね、今完全週5日制になったのであります。初めのうちは学校開放もやられたようではありますが、その後この学校施設の開放はどのようになっているのかをお尋ねするのであります。以上です。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま山田議員からご質問をいただきました。いろいろなアイデアを提案をいただいています。詳細な研究をくださっていることに感謝を申し上げる次第でございます。

まず、「健康日本21」、具体的な取り組みはどうかということでございます。「健康日本21」地方計画は、住民の皆さんとともに健康づくりの方法を考え、具体的な健康の数値目標を掲げ、国の「健康日本21」計画に沿って行動することにより、地域全体の健康レベルの向上を目指すものであり、平成16年度中を実施年度と定めて、総合保健指導事業として、平成12年度から2年間にわたり45歳から64歳までの1万112人の方に対し、健康や老後の生活に関する意識調査の集計作業を終え、現在、健診受診の検査結果やデータも含めて、生活と健康の関連意識と健康の状況について分析を行っております。今後、住民の



方々の参加を得て、策定を進めてまいります。

次に、受動喫煙の防止規定が初めて健康増進法に明記されていることについてをご質問でございます。

各施設の実施から申し上げたいと思います。

役場におきましては、1階から3階まで3カ所の喫煙所を設置し、職員が利用しております。また、役場での会議はすべて禁煙で行っております。庁舎増改築後、たばこを吸いながら来庁される人々に、庁舎出入り口に灰皿を設置しております。また、所構わず喫煙されるお客さんには受動喫煙のことも考慮し、喫煙場所を案内板で表示しており、喫煙いただくようお願いいたしております。次、図書館では建築時に個室の喫煙所を設けており、また館内は禁煙のため、たばこを吸いながら来館される方々のために玄関入り口に灰皿を設置しております。国保病院では、健康増進法の受動喫煙防止を早期に実行するため、6月1日より全病院内では禁煙とし、喫煙箇所は北側通用出口にイスを設置されました。その他の施設につきましては、会議中はすべて禁煙とし、喫煙コーナーを設置しておりますが、今後、施設長の意見を聞きながら煙から守る施設づくりに努め、受動喫煙防止に努めてまいりたいと存じます。

最後に、広陵中学校の生徒が奈良県主催の喫煙防止に関する啓発活動の標語、ポスターの公募において標語部門で「そのたばこ、あなたの健康吸ってます」という標語が、奈良県で最優秀賞を受賞されました。その他、多くの方々が入選され、受動喫煙を強く呼びかけてくれて活動してくれている中学生もおられます。これがそのポスターで、県内に掲示をされているものでございます。標語が「そのたばこ、あなたの健康吸ってます」と、こう書いてあります。これが広陵町の中学生がつくった標語でございます。こうして県内に張られておるところでございます。

受動喫煙防止を呼びかけるために、町民からこのポスターを実は先日ご持参をいただいたところございまして、町内の中学生がこんなにも頑張ってくれてるなと思っているところでございます。びっくりしました。行政や教育のプロフェッショナルから連絡がなかったわけで、町民の皆さんに教えられたということでございます。本当に恥ずかしい思いをしたところでございます。本町民が奈良県一に光り輝いてくれたこと、もう言うだけでなく、書くだけでなく、やっぱり実践を果たさねばと思っています。

今後につきましては、早期に改善できる換気扇等の設置や玄関への灰皿設置などを行い、たばこを吸わない人々に迷惑かけない施設づくりに努めてまいりたいと思います。

また、たばこによる税収が1億4,700万円も広陵町に入っているのをごさいます。青木議員は組合長をお務めをいただいておりますので、禁煙を余り広げることについては少々問題もありますし、分煙運動をしっかりと努めてまいりたいと思います。

次に、2番目の山田議員の質問でございますが、家庭での子供たちの受動喫煙防止対策、また妊婦の対策はどうかということでございます。

喫煙の影響については、保健センターでパンフレットやポスター等で来館者への啓発実施をしております。また、妊婦については妊娠届の際にアンケートにより喫煙者の把握をしておりますが、喫煙されている方は平成14年度で見ますと年間279件中4件と、禁煙に対する意識が高いことがうかがえます。さらに、家庭での受動喫煙についての項目を追加し、これからの対策に生かしたいと考えています。

今後も引き続き妊婦教室に参加の夫や育児教室、健診などの啓発に努めるとともに、家庭における子供に対する受動喫煙の防止についても保健推進委員の協力を得て、地域にPRを行うことや各種会合を通じてPRや広報等を通じ、積極的に啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の幾央大学の持っている頭脳、機能を地域振興にというご質問でございます。

幾央大学と共生したまちづくりにつきましては、自治功労者会、町政説明会の記念講演に幾央大学から講師を迎え、開催したところであります。また、施政方針にものせておりますように、今年度は幾央大学にキャンパスを開放する日を設けていただき、開学記念講座、一般教養講座、高齢者いきいき講座を計画しております。さらに、生涯学習、老人クラブの研修会においても幾央大学から講師を招聘し開催する予定でございます。

このように大学側も本町のために、本町民のためにも何かとご配慮をいただいております。キャンパスの町・広陵として、今後も大学と行政が一体となったまちづくりを推進してまいります。

なお、ご提案をいただいております地域通貨については、先進地等、十分な研究が必要であり、本町として取り組みについては今後検討してまいりたいと考えております。

4番目でございます。高齢者の筋力低下による転倒事故防止を防ぐための筋力トレーニングを導入してはどうかというご質問でございます。

お答えは、本町では現在、在宅福祉事業で軽運動を主とした健康クラブ、いきいき教室、にこにこ教室を実施しております。ご質問のトレーニング機器を使って体の動きを取り戻すパワーリハビリテーションと言われるものが全国的に普及してきています。これにつつまし

ては、事故防止による医療費の抑制、ひいては介護予防や自立支援につながるものであるので、保健師の研修を含めて研究、検討を行ってまいります。

5 番目は、教育長が答弁をいたします。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 山田議員の質問5、学校完全週5日制についてのご質問にお答え申し上げます。

完全学校週5日制は、学校、家庭、地域社会が一体となって、それぞれの教育機能を発揮する中で、子供たちが自然体験や社会体験などを行う場や機会をふやし、豊かな心やたくましさなどの生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促そうとするものであります。

ご質問の児童・生徒、保護者の思いは、町独自の調査も実施したいと考えておりますが、各種調査によりますと、児童・生徒は、5日制について好意的でありますし、保護者は学力低下や有意義な休日の過ごし方を心配する声が多いようであります。また、本町の一部の子供や保護者の意識も含めた文部科学省委託調査も同じ傾向にあります。

このため、本町の各学校では、学校の基本的な役割について重視しながら、各家庭に対し、学校便り、集会等により学校週5日制の趣旨説明と協力依頼を機会あるごとに行うとともに、教育を受ける者の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育や豊かな感性をはぐくむ教育を行い、基礎、基本の徹底の上に、「みずから学び、みずから考える」を身につけさせ、確かな学力の育成と心の教育の充実に努めております。

教育委員会といたしましても、広報等で学校週5日制の趣旨の徹底を図り、協力をお願いいたしているところであります。

また、平成14年度より開講し、8回実施いたしました「土曜教室（親子体験・自然教室）」には、延べ4,150人の参加がありました。本年は11回の実施を予定しており、その第1回として5月24日に「広陵町の鳥たち（バードウォッチング）」を実施いたしました。そして、約110名の参加がありました。

なお、学校開放といたしましては、小学校のグラウンドを開放しております。

学校週5日制が始まり、1年余りが経過し、教育水準の問題、子供の学習負担、受け入れ体制について、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**議 長** 1番議員！

**1 番 議 員** では、1番目の質問です。町長の答弁、よしとしながら、いろんなデータをもとにいいこの計画策定をつくっていただければ、少しでも広陵町の住民の皆さんが健康でこの「健康日本21」の運動のこの目的に沿うのではないかなと思っております。やはり、いろ

んな自治体で、またいろんなことをやっておられるわけでありまして。例えば、生活習慣病の改善のために取り組んだヘルシーウォーキング、どこでもよく歩いておられます。広陵町においてももう夜中でもグループで歩いて、びっくりするときもあるわけでありまして、やはり歩くことが基本ではないか、またリラックスセミナー、ストレスについて学び、自律訓練法を習得することでもうまく対処できるようにと、年1度、3回から4回をワンコースとして開催等々、いろんな自治体で、この「健康日本」の運動の増進法のために一生懸命に頑張っておられますので、立派なものをつくっていただきたいと思って、この質問はこれで終わりたいと思っています。

それから、2つ目の受動喫煙についてであります。

やはり、今たばこについては本当に、もうきのうまで吸ってた人がもうおらなくなったと。何でやめたんやと、こう言うたら、赤ちゃんができたからもうやめたんやとか、いろんなきっかけでやめられるわけでありまして、皆さん、この中にもまだおれは頑張るぞという人も中にはおられる、それは結構でしょうけれども、自分の体は自分で、特にこっち向いて、助役に向かって言ってるみたいですけども、頑張っていたいただければなと思います。

特に家庭についての妊婦の問題、またこのごろたばこを吸う人が若い層が、独身の女性が多くなっているような気がします。やはり今たばこ税の話も出ましたが、たばこ税よりも保険の医者にかかる金が多いようでありますので、ぜひともてんびんにかけて、たばこを吸わない一人として、もう迷惑ですので、やめていただければなと思っておりますので、こうした妊婦、そして特に妊婦における家庭でのあり方等々、いろんなところで、保健センター等々でやられておられるわけですけども、これを徹底していただいて、本当に意志の強い、やめないかなあと思えるような指導を徹底していただければなと思っておりますので、この点についてもよろしくお願ひしたいなと思います。

それから、3番目の幾央大学の持っている頭脳、機能を地域振興に活用と、これが今回の私のテーマであります。

やはりこれの発想は何でこんなことをしたかという、やはり我々が毎月本をいただいて、590円ですが、この本の「地方議会人」、この中に、同じように大学を設置した町、これは島根県の浜田市、これも2000年4月に開校して、この大学を核としたまちづくり、これを読んでみますと、やはり今町長がやっている我々の町、公開講座、老人等の、そういういろんな催し物はやられる、これはオープンしたところの目玉商品としてやられるのは当然やられるわけでありまして。ここは寮もあるし、いろんな地域性はあるわけでありまして、

やはりこの大学の持っている機能、頭脳を大いに利用して、今景気の落ち込んでいる中を、若い者の考えを、頭脳を取り入れて、浜田市の活性化に取り組んでいるというのが、市長の現地報告をあって読まさせていただきました。その中に、今言うた地域通貨の問題もあったわけであります。やはり今、先日も町の職員の研修会のテーマにおいても、地域通貨についてという講習会で議会事務局の野村君が持っていたのを見せていただきましたけど、難しくて何のこっちゃわからなかったのが実情ですけれども、やはり今全国で、先ほど言いましたように140カ所、今現在その3倍か2倍ほど、このデフレ社会の中に、そして地域との人づくりの中に、これがエコマネーとして広がっているということをここでも大学のある市長も訴えているのであります。ですから、我々もせっかく今、若い命、若い気持ちでここにこられたのを、大いに大学と行政と町民と一体となって、このエコマネーという方法、いろいろこの地域通貨については方法はいろいろあるわけでありますけれども、やはりみんながやりやすい、みんなが浸透しやすい、そういうふうなものがないのではないかなと思っておるのであります。

ですから、こうした浜田市ではこの開学とあわせて大学を核としたまちづくりを重要なプロジェクトとして、役所の中にもつくって、地域振興のために役立たせているというのが、一つの地域通貨であります。ですから、研究、考えときまっさと、我々のこの場所で言うたら、もう考えときまへんわというのが、普通検討しますちゅうのは、この場所で終わったというような、今の町長はそうだと思いますよ。本当に真剣になって、がっぷり四つに組んでやっていただけると思いますが、このチャンスをとらえて、せっかく幾央大学という立派な大学を広陵町にできたわけでありますから、これをどうぞぜひとも活用していただいて、町民の考えをお聞きしていただいて、そしてもう一度、町長の決意なり、地域通貨についての認識を新たにしていいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 いろんないい提案をいただきまして、私は今年度は何としても大学のある町、キャンパスのある町、初年度でございます。大学からも多くの生徒さん、先生方が町と一緒に頑張るわけございまして、早速、島根県の浜田市に担当者と一緒に、私、勉強に行ってまいります。できるだ早く実現できるように頑張りたいと思います。

議 長 1番議員！

1番議員 浜田市の方から資料もいただきましたのでお渡ししますので、また見ていただけれ

ばなと思います。今、町長がやさしいまちづくりの運動も、この浜田市では、この大学の生徒を使って花を植えたり、路地に、こうした1人1緑というんか、緑という運動を、こうした中でも、やはり地域に大学来たということもやられておりますので、また参考にとっておりますので、よろしくをお願いします。

4番目に移りたいと思いますが、きょうは多くの老人会の皆さんが来られました。こんなに来はるとは思いませんでしたけども、ヒットな質問かなと思っておりました。けれども、やはりいろんなところで筋力が衰えたらこけたり転倒したり、そうすることが非常に多いわけですから、ぜひともこうした筋力トレーニングを取り入れていただいて、高齢者の健康増進に役立てていただければなと思います。これも大学のある、幾央大学、やはり理学療法士等々の専門職を育てる、育成する大学でありますから、こうしたプログラムをある町では大学の専門家を取り入れて、高齢者における筋力トレーニングのプログラムのメニューをつくっているようであります。また、県立島根大学においてもそうした方々を、島根県じゃなかった、信州大学のところの人でも、地域にこうした役所で雇って、そしてそういう健康づくりにも役立つプログラムをつくっていると。ですから、この幾央大学のこうしたノウハウ、機能、頭脳、いわゆる理学療法士等、持ってるわけですから、高齢者の皆さんの筋力トレーニングのプログラムをつくっていただくための幾央大学を大いに利用というのはおかしいわけでありませぬけれども、地域振興のためにも、また将来の広陵町のあり方のためにも協力していただければ、喜んでやってくれるのかなと思います、町長どうでしょう。

**議 長** 町長！

**町 長** ご質問にお答えをしたいと思います。

幾央大学では、理学療法士をたくさん養成をしている学校でございます。非常に的を射た学校でございます、療法士の先生方をお招きをするということ、またご指導をいただくというのは、やっぱり地の利を生かさないかんと思います。私は大学のある町として療法士さんの活躍といいますか、この町に出向けていただいて、今、山田議員のおっしゃったようにいろんなトレーニングはあると思います。元気になっていただく、これも大事なことでございます。優しさだけではだめです。元気と優しさが必要でございますので、まず元気を取り戻すための大学の活用をしっかりと進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 最後に、学校完全週5日制についてであります。

大変、週5日制については、当初いろんな心配もあったけれども、休みがふえたからとい

うような感覚で、現在進んでいるのかなと思っています。土曜日休みになったら、何が問われているか、それは地域の教育力ではないのかなと。やはり大変厳しい時代になって、教育というものが本当にもっともっと力を入れなくてはいけないかなと思っているのであります。学校、この地域を見渡してみましても、やはり広陵中学校校区、また真美ヶ丘中学校校区においても、いろんな親の考え方が違うようであります。そして、PTAの広報を見ましても、いろんなやり方、広報が出ているのかなと思います。先日、真美ヶ丘第二小学校の広報を見せていただきましたが、週5日制について説明をされているわけです。こうした今年の14年3月20日のPTAの新聞を見ますと、「来年度からどう変わる、学校週5日制」、それからことしの3月19日には「この週5日制について、こんな学習をしました。生活科総合的な学習の時間」、このように向こうの方は本当に教育に対する熱心さがあるのかなと。そして、年間授業時間数についても、こうして例えば国語は1年生では272時間等々、時間数まで割ってあるわけですが、この数値についても、例えば基本となる35時間を割れないけれども、この35時間を割れないあとの残った時間はどうとられるんですかというような専門的な質問まで飛んでくるというようなことも伺いました。

やはり地域によっても違うんだなと。また、先ほど先生がおっしゃいましたバードウォッチング、あれも参加される方は大概もう8割方、先生、真美ヶ丘の皆さんじゃないわけでしょうかね。そんだけ、旧村の方はどうなのかわかりませんが、参加するのを見てても行かないのが、そんな鳥みたいなもん何ぼでもおるわと、そこらにおるわと、カエルもおるからそんなん要らんわというようなことかもわかりませんが、何か行事やったら、やっぱり向こうの方が一生懸命。卒業式や入学式についてもモニターがついていると、卒業式に。この間も卒業式、入学式に行ったら2人だけのいすですよと、何で、4人来られる人もおるらしいです、家族で。だから、4人のいすはないですから、基本的には2人ですと。広陵中学校校区では我々の時代やったら、もう来なと。寺前君は別ですよ。勉強ようできたから来てほしいと言われるが、おれらみたいなのは来なと、もうあんな用紙も親に渡さなかった時代ですけど、やはり広陵中学校校区と真美ヶ丘中学校校区の親の教育の目線が違うのかなと。我々、父親参観に行ったら同窓会です。おい、寺前、おまえ元気かとか、病気やないか、おまえ白うなったなとかという程度で話すんですけど、向こうはそういう幼なじみがないもんですから、目は真っすぐ子供だけしか集中してないというような、先日、先生方、父兄の方もお話がありましたように、いろんな形でこの週5日制についても取り組み方が違うのではないかなと、広陵中学校校区と真美ヶ丘中学校は違うのではないかなと思っているのが実情であり

ます。

それだけに、やはり地域によつての教育力の向上を目指すチャンスかなと。なかなか口では、僕、質問、簡単に言うてますけど、答える方は難しいと思います。ようわかっていますけども、やはりこれをチャンスとしてとらえるべきではないかなと思っておりますので、またこの週5日制がよかったというのは7割おるというわけですけれども、あと3割はつまらん、何してええのかわからんと。今こういうデフレの時代で不景気の中で、親はほっといて仕事へ行つとると。帰つても、なかなか土曜日が休みになったのが重荷になっている子供たちがおるのではないかなと。ですから、先生、教育長、この3割の方の子供たちをどう地域の皆さん方がフォローできるか、何かいい考えがあれば教えていただきたいなと思います。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 山田議員さんから非常に厳しいご質問をいただいたわけですが、学校週5日制は、これは保護者や地域に子供を返すと、学校から返すと、端的な言い方をすればそういう形になるかと思ひます。その受け皿が非常に、また親の関心というところに、この5日制を生かせるか、生かせないかということは決まると思ひます。在来地域におきましても各学校におきまして、この5日制の趣旨、あるいは協力依頼ということは、先ほども申し上げましたように学校便り、PTA便り等でPRも十分してもらっているところがございますので、その辺をまたお知りおきいただければありがたいと思ひます。

ただ、議員おっしゃいましたように3割ないし4割の何をしたらいいかわからないと、これが今、日本国民全体の若い層の意識がそういう傾向にあるかと思ひます。大学生においてもそう、高校生においてもそういう傾向にあるかと思ひますが、今さえよければいいと、将来のことよりも今さえ楽しかったらいいんだというような傾向も、確かにふえてきたかのように思ひます。このあたりの基礎・基本をつくるのが、小・中学校であろうかと思ひますので、この3割ないし4割の子供についての取り組み、意欲を持って課題に挑戦する心をしっかりと育ててまいりたいと思ひます。以上でございます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** ありがとうございます。

では、もう時間も余りありませんです。この学校完全5日制の受け皿となるべき、また先生が今言いました学校から地域へ返す……。ありがとうございます。地域社会が教育する力を持つべきだと思ひます。それにふさわしいレポートを先日いただきました。これは経済同友会の教育委員会、経済同友会というところで教育委員会というのを設置されておる方



が、本当に今の日本教育はこれでいいのかと、またアンケートをとられ、また大企業、また会社経営の立場から、就職、高校生のあり方、高校においても就職指導をするのにも、真剣に現状がわからないと、そういう先生が就職指導をしてる、とんでもない、わかるわけがないと。だから、高校の先生が一番悩むことは何かというたら、高校から就職するときの就職指導が大変苦しい、わからないというのが、学校教育における高校生の就職することについての悩みだと、このアンケート等にも述べておりました。

そして、ちょっと読まさせていただきたいなと思います。私の持ち時間の中で、それで終わったら終わりたいと。議長、5分前で終わりたいと思いますので。

それで、現代の若者たちの抱える課題としては、学習意欲と就業観に欠け、自立しようとしなない若者たちが多いということでもあります。それで、21世紀を迎え、情報化、グローバル化の急速な進展は、人・物・金の流れを大きく変えると同時に、その変化のスピードを加速させており、人材は国際協力の波にさらされている。そうした社会の枠組み、環境が大きく変わる中、現在の日本の若者が抱える課題にも大きな変化があらわれている。昨今、学力低下問題が社会的な論争となっているが、最大の課題は意欲を失い、自立しようとしなない若者が増加傾向にあることだと言えると、1つ。

それから、将来に対する夢や希望を喪失している。この間、筑波大学のアンケートによると、中学生、あなたは自分の将来に希望を持っていますか、大きな希望を持っていると、日本では29%、韓国では91%、中国では46%、この将来に希望を持っているというのは日本では29%、高校生は将来の私は今よりも立派になっているだろうと、とてもそう思うというのは日本では17.3%、韓国では38.8%、アメリカでは36%、高校であります。

それから、働く意義を見出せずにいるということ、2002年3月の新規学卒者のうち進学も就職もしていない、いわゆる無業者は高校卒で10.5%、大卒で21.7%に達していると。また、正社員として新しく卒業して会社に入っても3年以内に大卒の方の32%はやめていると。高卒の46%は就職はしたもののやめてしまっているのが現状であるらしいであります。15歳から24歳の総人口1,574万人のうち約110万人が仕事も家事も進学もしていないということでもあります。そこには若者たちのなぜ働かなければならないのかわからないという言葉に象徴される職業観が身につけていないのが実在するのであると。社会に出たら働くことが当たり前というこれまでの常識は過去のものになりつつあると、このように言うとのであります。

それから、社会の中で生きる力を身につけていないと。そして、本来義務教育を修了する

時点まであらゆる大半の若者が高校に進学をする現状をかながみれば、遅くとも高校卒業時点までは社会に出て、一人の人間として健全に生きていけるだけの基礎を身につけなければならない。それは学力だけではない。社会適応力とも言うべきコミュニケーションや公共の精神、自分の行動に対する責任などである。こうした社会生活を営むのに必要な力を持たぬまま中学、高校を卒業してしまっている。例えば14歳から19歳までの少年は日本の全人口の7%にすぎないにもかかわらず、犯罪の40%を引き起こしているというのが事実らしいであります。これは窃盗や器物破損、万引きなどの軽犯罪が中心ではあるが、規範意識に欠ける若者が増加していることを示しているのではないかとと言えます。それから、その背景には、なぜ若者は夢を失い、働く意欲、学ぶ意欲を失ってしまったのか、それは大人社会の問題を色濃くしているのではないかと。単一価値観の中で成功モデルの行き詰まりと教育の行き詰まりであります。これまで常識と言われた有名大学に入り、大企業に就職し、終身雇用のもとで安定した生活を送るといった単一価値観の中での成功モデルが行き詰まり、これを前提とした単一価値観の中での教育も行き詰まりを見せていると。

このように云々と、この辺を出たら後で怒られますのでもうやめますけども、また後で町長にも教育長にもコピーを渡させてもらいましたので、どうか時間があれば読んでいただければなと思います。どうか週5日制についても、先生が言われてましたように地域が教育を受け持つという基本に戻って、一生懸命、私たちが頑張りたいと思います。終わります。以上です。

**議長** 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

**5番議員** きょう傍聴にお越しの皆さん、本当に遅くまでおつき合いいただきましてありがとうございます。

私の方も頑張って質問をさせていただきたいと思います。

では、時間が限られておりますので、早速質問に移りたいと思います。

最初の質問につきましては、もう既に答弁が用意されておりますので、1回目の質問は大変簡単に終わっておきたいと思います。

まず、1番目ですけれども、臨時職員の採用についてということでございます。

今、広陵町では正規の職員さんが嘱託と期限つき職員さんを含めまして267名おられます。そしてさらに、臨時職員さん、パートで1年限りとか、そういう大変な短期の雇用の職員さんが91人おられます。今、大変雇用については異常な事態に陥ってると言わざるを得

ない状況でございます。これは3月議会の中でも、私の方は大変この問題大きく取り上げて質問をし、ほかの議員の皆さんも何人かこれは問題だということでご賛同いただいた経緯があります。そういう中で町長は3月議会では、来年度は正規職員の採用を検討するという答弁はいただいておりますが、いろいろと調べますに一層深刻な状態が明らかになってきております。その点について、まず基本的な臨時職員の採用についての町長の姿勢を、まずお聞きをしたいと思っております。

それから、資料館の建設についてでございますが、去年も広陵町では巢山古墳で本当に昔のすきがほぼ完全な状態で出土して、またマスコミにも大きく取り上げられ、貴重な古代の歴史的資料がたくさんあるわけでございますが、残念ながらまだ資料館がないという状態でございます。そういう中で、30人会議が開かれまして、提言も出されてきたところでございますが、大きく今期待されています資料館の建設に向けて、そろそろ具体的なスケジュールを明確にさせていただく時期ではなかろうかと思っております。そこで、この資料館の建設に向けての具体的な計画についてお尋ねをしたいと思っております。

3番目が、いつまでも安心して住み続けることができる広陵町にということでございます。この内容については、3つに分けて質問をしたいと思っております。

まず1つ目が、外出支援サービスでございますが、これはよく私の方は取り上げるわけでございますが、介護予防、生活支援事業ということで、奈良県の方が平成14年度に全市町村の調査をしている資料が手元にあるわけなんですけれども、外出支援事業っていうサービスがあるわけです。外へ行くときに自動車に乗って一緒について行ってというような外出支援サービスです。これについて実施されているのが、実施率が63%、本当に7割近い、63%、6割以上のところで既に外出支援サービスが実施されておりますが、残念ながら私の方は繰り返し要望してるんですが、まだ実施をされておられません。とりわけ、ことしの4月から介護保険サービスの中で病院に行くサービス、今まで要支援の人、介護保険の適用を受けてる人はすべてそういうサービス受けることができたんです。ところが、この4月からサービスの中身が変わりまして、介護1とか介護2とか、そういう方は引き続き通院、乗降サービスということで受けることができるんですが、要支援という方、ちょっと軽い方は、この通院、病院へ行ったりするときの、あるいはデイサービスに行ったりするときの自動車での送迎ができなくなってしまったんです。それでも病院へ行かなきゃいけないんだけど、まだしばらくここ1カ月行ってませんとか、あるいはデイサービス受けたいけども受けられないんですというような、こんな相談が幾つも出ております。坂口議員は介護サービスの方もさ

れてるそうで、大変困っているのだということもおっしゃっておられましたけれども、これを解決するには先ほど言いましたような外出支援サービスを町が独自で実施していただいたら、奈良県の多くの自治体でやっているサービスを実施していただいたら解決はできるということで、この外出支援サービスを強く要請したいと思います。

それから2つ目が、給食サービスです。ひとり暮らしの方だとか高齢者の方だとか、またお二人でも高齢者世帯でなかなか買い物に行ったりとか、また食事の用意をするのがおっくうだということもたくさんおられると思います。そして、この食事というのは先ほどの山田議員の健康21の質問の中でも1日1回はちゃんとした食事と言っておられました。本当に食べることに大切なんです、せめて1日に1回でもきちっとした給食サービスをしてほしいという切実な声があります。これについても、この調査によりますと奈良県の中では既に30、65%の自治体で、何らかの形で実施されているんです。広陵町は月1回程度のボランティアによるサービスですから、この奈良県の調査の中には給食サービスはしていない自治体に位置づけられております。これにつきましては、前の議会のときにも質問いたしまして、これは必要だということていろいろと実態調査などをするという答弁いただいておりますが、早急に実施していただきたいので、この調査がどこまで進み、いつごろをめどに実施をしていただけるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目70歳以上の高齢者の検診、これはドックのことなんですけれども、これについての補助ですが、70歳になりましたら老人健康保険でいろいろ調べてもらってくださいということで、ドックへの助成がなされておられません。先日もお知り合いの方が、70を超えてる方ですが、筋肉痛するからといってはりの治療の方に行かれたら、どうも筋肉痛じゃないですよと、ちょっと調べた方がいいんじゃないですかということで、ドックへ行こうと思って調べたら助成がないので、年金暮らしでは高くていけないということで相談がございました。こんなときに、どっか背中が痛い、胃が痛いからというて医者へ行きなさいとか、私たちが言わなきゃいけないような状態、ドックへどうぞ安心して行ってくださいと言えない状態なんです。おかしいと思いませんか。これも繰り返し強く要望してるんですが、すぐにでも改善できる内容ではないでしょうか。このようなきめ細かい内容で、いつまでもこの広陵町の皆さんが安心して暮らすことができる広陵町をつくるために、理事者の方は誠実に努力をし、実施していただきたいと強く要望したいと思います。それについてのご答弁をお願いいたします。

それから、3番目が乳幼児の予防接種についてですが、現在広陵町でははしかと風疹は個

別に病院で予防接種を受けているわけですが、そのほかの三種混合だとかツ反だとか、まだほかにあるんですけれども、集団接種になっておりまして、小さい子供、体調が悪かったり、また親も共働きのときは都合が悪かったりと、なかなか集団接種が困難な場合がございます。また、自動車が乗れない方だとか、あるいは自動車に乗っても小さいお子さん、ぐずったりして連れていきにくい場合もございますので、個別接種の要望が大変強いわけですが、この個別接種について実施していただきますように、なぜできないのならできないのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後に新清掃センターの建設についてでございます。

これは先ほど町長の方も報告がございましたが、きのうグリーンパレスの方で住みよい広陵町をつくる会の方が主催しました新清掃センターの学習会について、町長みずから、そして山村部長ともに、最初から最後までご参加いただきまして、50人以上の多くの皆さんが本当に活発な意見を出されて、厳しい内容も本当にございましたが、最後までご参加いただいたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。

この新清掃センターの建設についてでございますが、今青木議員も質問しましたように、新清掃センターの処理方式検討委員会が、この4月から発足し、7月に結論を出されようとしているわけですが、この委員会について、第1回目は式がありまして、認定式ですか、認証式がありましたときに第1回目があわせて開かれて、そのときは議員の傍聴ができたということでしたが、私たちがいただいた通知の中には、そのときに第1回目が開かれ、傍聴ができますというような内容は知らされておらず、授与式の式典だけだということで、残念ながら私も参加しなくて、残念に思ってるんですが、2回目以降については多くの議員の皆さんが参加されてませんでした。それで、2回目以降について、当然傍聴させていただけるものと思って検討委員会の当日、会場に行きましたけれども、全く傍聴を受け入れていただけないような状態でした。これはどうしてなのでしょう。きのう勉強していただいたのは、猪名川の事務組合の方、能勢の方で大変ダイオキシンが問題になったところの、そこでも清掃センターの検討委員会がつけられたんですけれども、その清掃センターの検討委員会の副委員長の方が松尾さんという方なんですが、来られて、いろいろな報告していただいたわけなんですが、その組合の方では住民の方、たくさん検討委員会に入って、それで焼却方式検討委員会というところでは住民の方が代表責任者になって、専門家の方はその住民の皆さんのいろいろな角度の質問に対してきめ細かく指導したり、また勉強していただく準備をしたりということで、やっぱり素人の方ですから、2年間かかったということ

でございますが、それで本当にきめ細かな、本当に立派な冊子、向こうに持ってるんですけども、つくって住民参加で結論を出されたという経緯がございます。

ところが、広陵町は残念ながら、一番住民の皆さん、今関心のある清掃施設の処理方式選定の委員会を傍聴すらしめない、公開しないということについては、大変大きな問題があるということが、きのう改めて認識をしたところでございます。町長も参加していただいておりますので、その点について再度、どのようにお考え、せっかく来ていただいて勉強していただいた中で、改めていただいたのか、お聞きをしたいと思っております。

また、処理方式の検討は、町の方はRDF方式が中心に基本とするとしておりますけれども、これはRDFについては、もう既にいろいろな問題がある、とりわけごみの行き先が難しいということで、RDF炭化にするという新しい方式を平岡町長になって出してこられたわけですが、このRDF炭化方式もまだ実績が本当はない状態で、恵那市の方ではもう既にやってるんですけども、この恵那市にも特別委員会の議員の皆さんと一緒に勉強に行きましたが、担当者の人は本当にこの一、二年間、炭を建設した会社が引き取ってくれた後、その後は市の方で処理をしなきゃいけないけど、その引き取ってくれている1年か2年の間にどうやってこの炭を使ったらいいのかということをも市で勉強しなきゃいけない、研究開発しなきゃいけないという状態で、本当に処理の行方が、炭の行方がまだわからない状態でスタートしてしまったんです。そういうようなやり方を、また広陵町がやっていくということについては、大変大きな不安がございます。私も専門家でないですから、ぜひそういう点ではRDF炭化方式にこだわることなく、専門家、せっかくたくさん呼びしてるわけですから、科学的な判断を対等な形で検討していただくようにしていただきたいと思っておりますが、どのような依頼をされているのか、お聞きをしたいと思っております。以上でございます。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 松野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員は、非常に福祉部門については、弱い立場にある人の小さな声を町民の声としてお寄せをいただいております。感謝を申し上げます。感謝を申し上げます。

まず、職員の採用について申されておられました。私はこの採用は職員の退職、長期の入院等で職員が欠けるわけでございますが、また新規事業に取り組む場合もでございます。有資格者が必要とする場合もあるわけでございますが、やる気を出して頑張ってくださいということで、現在、正規職員としては補充を一切いたしておりません。それは効率的な組織の見直しと人事配置によりまして合理化に努める中で、各部署において不足する人員をワークシ

エアリングの見地及び人件費の抑制の面から臨時職員として採用し、各部署においてそれぞれに能力を発揮してもらい、頑張ってもらっているところがございます。

次に、資料館につきましてはあらかじめご質問をいただいている内容は、教育長に答弁を求められておりますので、教育長が答えます。

3番目でございますが、いつまでも安心して住み続けることができる広陵町ということでございます。

まず、1番の外出支援サービスについてのご質問でございますが、通院等のための乗車、降車の介助の問題について、平成15年4月1日施行の介護報酬の単価改正等によって要支援者は介護の手間が軽度であることから、公共交通機関等の利用を念頭に置いて、国の基準として決定されたものであります。保険者といたしましても、いわゆる介護タクシーの問題について、県の基準も示唆された現在、今後のサービス利用の動向を見守りたいと考えます。

また、本来の外出支援の問題につきましては、要支援者も含め、介護保険のサービス、あるいは本年度実施しております軽度生活援助事業で充足されるものと考えます。

次は、給食サービスでございますが、3月議会でも申し上げましたとおり現在、事業実施市町村の調査を行っているところでございます。実態調査については、調査表の作成準備を行っているところであり、調査に協力願う民生・児童委員の方にも調査表の内容協議をいただくことにしております。

調査時期につきましては、諸準備が整い次第、実施したいと考えております。

次に、70歳以上の高齢者の健診にも補助金をとということでございますが、ご質問の内容は人間ドック、脳ドックの助成対象等、条件の緩和についてのことだと思われま。人間ドック、脳ドックの助成については、一定の条件、これは年齢、滞納、資格条件等を設け助成しているところであります。

ご質問の趣旨については、利用者の拡大を図ることにより早期発見、早期治療をすることになり、将来的には医療費の抑制につながる効果があるものと思われま。現状の国保財政の状況等を考慮すれば、早期に実施する考えはございませ。今後の課題として認識しております。

なお、健康福祉課で実施しております基本健診の受診者で70歳以上の方は、ご承知のとおり無料にて実施をしております。

次に、乳幼児の予防接種についてでございます。広陵町の実態を申し上げますと、年間予防接種者が延べ5,000人を超え、また接種時期についても集中することや基本健診、が

んなどの検診も実施しており、町内医療機関での許容範囲を超えており、現在のところ高齢者のインフルエンザ予防接種及び幼児のはしか、風疹に限り、個別接種を行っております。その他の予防接種については、ご指摘のとおりですが、町医師会とも十分協議を行って実施しているものであります。

なお、集団接種を受けられなかった方に対しては、その都度、個人接種の方法等を説明し、個別接種を受けていただいております。

今後も現行の方法で実施してまいりたいと考えておりますので、町民の皆さんのご理解、ご協力をお願いするものでございます。

次に、新清掃センター建設についてでございます。処理方式検討委員会会議録だけでなく、公開してほしいと、傍聴も認めていただきたいと、さらにまた処理方式の検討はRDFにこだわらず、比較検討をせよというご質問でございます。

まず、初めの検討委員会の情報公開制度に基づき、資料を含め会議録を公開させていただいております。また、議会の議長及びごみ問題特別委員会委員長にオブザーバーとして出席いただく形態をとっております。処理方式検討委員会の会議については、公開することは考えておりませんが、委員会と住民の皆さんとの接点につきましては、青木議員のご質問にお答えしたとおり、委員会と住民参加の機会を設けておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の処理方式の検討につきましては、きょうまでの経緯をご報告申し上げ、RDF方式のみならず、広陵町のごみ質、そして地域性などの実態に最適な処理方式について、現在、委員会で各処理方式を比較しながら鋭意検討されているところでございます。以上のとおりでございます。

**議 長 教育長！**

**教育長** 松野議員の質問事項2の資料館の建設についてのお尋ねにお答え申し上げます。

資料館の建設につきましては、平成14年11月に文化財保存保護に関する30人会議により提言をいただいております。地域の人々が強い愛郷心を持ち、地域文化を創造する気風をはぐくんでいく自発的な生涯学習の場と機会を提供するためには、必要不可欠な施設であることも十分認識はいたしておりますが、町の基本計画や長期財政計画からも調整を図る必要があると考えております。

なお、当該施設は県の馬見丘陵公園内での総合的な歴史文化施設構想と連携した角度からも検討すべきであるとし、既に県関係部署と協議を進めているところでございます。以上で



ございます。

議長 5番議員！

5番議員 では、順を追って質問をいたします。

まず、臨時職員の採用についてなんですけれども、3月にも指摘しましたけれども、公務員ですから臨時職員といえども地方公務員法にのっとって採用をされてるはずですよ。その地方公務員法の中の22条には、前も指摘しましたけれども、この臨時職員さんについては、緊急の場合または臨時の職ということで限定しております。そして、6カ月の間で評価をされれば、それはもう臨時的に採用を行う範囲を決めてるわけですが、この場合において短期間の雇用を限定しているわけですね。それで、更新することができない、1年以上は。そういうことを決めてるわけなんですけれども、この法律を見ましても、今回91人の採用があるわけなんですけれども、臨時の職と言えない場合がたくさんあるわけですよ。そして、緊急の場合と言えない職種がたくさんあるわけですよ。とりわけ教育委員会に関する部分なんですけれども、幼稚園の先生、臨時職員さん、大変多いです。とりわけ第二小学校附属幼稚園では担任の先生9人のうち4人が臨時雇用のパートの職員さんなんです。そのほかにも調べてみましたけれども、第一の幼稚園の方では担任をしてる臨時の職員さんが1人、東でも1人、それから北が2人ということで、西の方はございません。第二の方もです。そういう形で、臨時の先生が担任をこんなにも受け持って、同じ時間仕事をされている。大変大きな責任を持った立場でありながら、同じ働く者として、こんなにも大きな待遇の違いがあっているのか、この点については本当に口におっしゃっておられません、幼稚園の園長先生、また責任ある立場におられる先生について胸を痛めておられるというように思います。

それから、園児の方、あるいは保護者の方から見ましても、これはパートですから1年以上の雇用ができないとなりますと、せっかくなれてきたころにたくさんの先生がころころ入れかわりしていったら、大変不安を持つのは当たり前なんです。教育は、やっぱり継続的な大変大切な人を育てる問題なんです。この点について、これほど多くの先生が幼稚園の担任という重責を負いながら、なぜパートでつないでいかれるのか、私には到底理解できません。この点について、どうしてそういうことになるのか、法律に違反してますよ。担任ですから、臨時の職でも何でもありません。正しいきちとした職場なんです。緊急の措置でも何でもありません。これはもうわかってるんです、何人園児がいるっていうことが。ですから、法律にも大きく違反しております。広陵町の要綱にも違反しているんです、明らかに。この広陵町の日々雇用臨時職員の雇用に関する要綱についても、これはどういうときに臨時

職員さんを雇用できるかという、災害その他重大な事故等のために緊急に職員を必要とする場合、それからもう一つは、その前後に掲げる場合を除くほか、臨時に発生した業務、または事業を処理するために、特に町長が認めたという場合の2つに限定されてるんです。これは地方公務員法にのっとりた要綱なんですけれども、全くそれから外れてるじゃないですか。法律違反を犯してまで、大切な子供を育てる職場に臨時職員さんを採用することについては、即刻改めていただきたい。この点について、これは基本的な雇用の法律の問題絡んできますので、法的な絡みの部分では町長に再度ご答弁いただき、双方を含めて教育長にご答弁をいただきたいと思います。

そして、そのほかに教育委員会の方では全体の91人のうち62人が教育委員会の方の採用となっているんですけれども、学童クラブですね、児童育成クラブなんですけど、これも全部このような臨時の職員さんなんです。そういう中で、ちょっとやめられた方の声を聞きますと、頑張ってきてもうこんだけの責任を持ちながら見通しが立たないということで、もうやめたということでやめた方もおられます。そしてまた、そのパートで働く臨時職員の皆さんも町の方にやっぱり夏休みや冬休みなんかだったらフルに働かなきゃいけないので、そして責任も重いし、もう少し手当を上げてほしいということも会合のときをお願いしてるんですけど、ちっともやっぱり要望を取り入れてもらえない。本当に一生懸命やっておられるんですけれども、本当に踏ん張りが、その踏ん張りに、期待にこたえていないのが、今の状況ではないでしょう。そして、学童クラブといえども、とにかく子供を預かって、本当に子育ての一環として目標を持って取り組んでいただく中身なんですけど、この重責について、なぜパートの皆さんばかりでされているのか、そしてその声を聞いていただけないのか、これも教育長にお聞きをしたいと思います。その点についてお願いします。

**議 長** 教育長！

**教育長** 議員もご承知のように少子化時代を非常に迎えております。特に在来地の入園者数は減少の傾向にありまして、こんな中で正採用教員を多く採用するということは、将来の教職員の年齢構成に非常に課題を残してくるのではないかと判断しております。いわゆる、何年か後には高齢者の幼稚園の先生ばかりになると。やはり高齢者には高齢者のいい部分もあるし、また若い先生には若い先生のよさもあるわけですので、やはり年齢構成ということも、将来の年齢構成ということもやはり考えていかなければならないと思います。

それから、臨時の先生方は当然これは幼稚園の免許状を有しておりますし、筆記テスト、実技テスト、面接テストを受けられて合格された方ばかりでございますので、臨時教員も何

ら問題なく幼児の教育に携わっていただいていると、このようにこう考えております。

教育委員会の方、臨時職員が多いやないかということでございますが、児童育成クラブは教育委員会の管轄ではございませんので。以上でございます。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 先ほど広陵町の日々雇用、職員の臨時職員の雇用等に関する要綱ということで、一部触れていただいたわけですが、地方公務員法の22条第5項の規定に基づいて広陵町の臨時職員の採用をしているという中で、期せずして先ほど第2条の第2号の中で、または事業を処理するため、特に町長が認めた場合というこの項目に触れていただいたわけですが、こういう項目に対しての職員の採用をしているわけでございます。

それと、雇用期間でございますが、6カ月以内と、ただしさらに雇用の必要があるときは雇用の期間を12カ月ということで、1年を限度として雇用さしていただいとる。何ら法律に違反した行為は行っておりませんので、申し添えておきます。

**議 長** 町長！

**町 長** 大変手厳しいご質問をいただいているわけですが、職員は本来、正規で採用してあげるのが一番やっぱり働きやすいと思います。それが一番いいんです。給料はちゃんともらえるし、保険の制度もありますし、それで一番いいわけです。喜んで仕事をしていただければいいと思います。しかし、今、町の財政を考えてください。そしてまた、少子・高齢化の時代です。今お入りをいただいて60歳まで採用、雇用を続けるということになります。子供がいないのに先生、存在することになります。やめさすことできません。そういう終始、採用をしなければいけない民間会社とは違うんです、役所は。最後まで雇わないかんということになります。必要なときに来ていただければいいんです。そういう扱いをしております。

また、これから保育所でも南保育園では、ことし入園者1人です。1人しか入園してません。こんな情けないことが起こってるんです。もう子供たちがいないんです。真美ヶ丘は多いわけわかっていますが、子供たちがいない。こうしたときに役所は一体どうするか、幼・保一元化です。幼・保を一元化して、一カ所に集約をして、効率的な保育、幼稚園教育をやる、これが大事なことでございます。今、私どもはそのことを国、県に申し上げているところなんです。こうしたときが、目先が見えているだけに、今必要なときに正規職員を採用する、その人は60歳まで採用するんだと、そんなことできません。そのことをおわかりをいただきたいのでございます。

また、私は先ほど申された学童保育であります。学童保育で六十数名来ていただいております。

ます。先生方、来ていただいています。いずれも資格のある人に来ていただいているんです。これは学校は放課後といいますか、学校が終われば校門をほうり出す。ほうり出せば、あとは家に帰ってちゃんと、留守であっても家で留守番できる、それだけの小学1年生であればそうだと、こう学校は言ってるんです。教育委員会はそう言ってるんです。しかし、私どもは小学3年生までは留守番もできない、家におってもかわいそうやと、ちゃんと役所で面倒見してくれという放課後児童対策として福祉の面で、私どもはお世話をさせていただいているんです。むしろこれも小学1年、2年、3年になれば、もう家で十分頑張れるはずでございますが、私どもさせていただいているところでございます。基本的には、放課後児童対策といっても勉強を教えていただいているんです。むしろ私はこれも教育としてとらえて、放課後児童対策は教育としてとらえてほしいなど、私はそういうように進めていこうと思っています。福祉でとらえるよりも、むしろ教育の面でちゃんとした指導をしてやってほしいなど、私はそのように思っているところでございます。いずれにしても放課後に、ひとつ勉強できる能力のある人たちを短時間でありますが、ご協力をいただいているんです。こんな人まで、こんな人というとな怒られますが、この人まで町職員に採用すれば、町はたちまちパンクします。できません。ほかの市町村でやってるとこあったら教えてください。やってませんよ。こういうことまで私どもは町の将来も思ってやっています。それは、私は任期は4年です。皆さんに喜ばれることをしたらそれでしまいです。町の将来を考えたらそんなことできません。どうぞご理解いただきたいと思います。

#### 議 長 5番議員！

**5番議員** まず1つは、法律違反でないということなのですが、これは緊急臨時のときという規定が非常に重くあるわけで、それに準ずる内容で認めていくのが法律の趣旨なんです。ですから、今言葉だけで法律違反じゃないと言われてしましても、これは法律の趣旨から見て法律違反であることは明白であります。

それから、町長のご心配、教育長のご心配もよくわかるんですけれども、やはり大事な場所で、子供を育てるといって大変大事な場所であることと、それから障害者の子供さんが入ってこられていて、その障害者の子供さんには今そういう臨時職員さん1人、子供さん1人に1人つけていただいている、今回とにかく私はすべてを正職員にしてほしいということ言ってるのではなくして、少なくとも幼稚園の担任を持つ先生は正採用してほしいということ言ってるんです。もう私としては、これは大変譲歩した形で切実な思いで言ってるわけです。ですから、その点は、これはみんなの願いです。長期的なシミュレーションも要るとは

思いますけれども、一層の幼児教育を強化していくということに、人員が余った場合は対応できるわけで、みんなに喜ばれるという部分がまた一層ふえるわけですし、今後の見通しもそうになっていくと思いますので、この幼稚園の担任を持つ先生に限ってだけでも、とにかく来年を待たず、正職員に採用していただきますように、重ねてこの点についてはご答弁をお願いしておきたいと思います。

あと、いろいろその答弁の中であるんですけども、時間がありませんので、その点と。

それから、ちょっと学童保育、ちょっとごめんなさい。教育委員会と間違えてしまって、一般のところなんですけれども、これは教育委員会の方でされるか、福祉でされるか、いろいろ議論があるところなんですけど、大変教育委員会は一人でも留守番できると言ってるということで、私はそんなこと言ってもいいかなと思ったんですが、今真美ヶ丘でも大変痴漢が多くて、小さい子供がそんな被害に遭っているとか、深刻な事態です。ですから、学童保育がなくなれば、本当に一層不安、今対策が求められているのに後退するようなことはできない、もっと充実させなきゃいけない方向です。

それから、今厚生省の方は3年生までじゃなくて4年生、5年生、6年生も学童保育なさいと、こういう補助金もつけて方針も出してるんですから、一層の充実していくことは当然であります。あわせて4、5、6年もしていただきたいと思うんですが、その点について簡単にご答弁をお願いします。

議 長 町長！

町 長 受け持ちのある人だけでも採用してはどうかということでございます。我々は職員間、また教育委員会との協議の中ではいろいろとディスカッションをしながら、将来計画もあわせて来年度の採用計画を今練っているところでございます。参考にさせていただきます。

議 長 5番議員！

5番議員 ちょっと時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。

資料館の建設につきましては、30人会議の中で大変具体的な提案になっておりまして、住民参加型の施設をつくってほしいということでございますが、ここまで具体的に町民の皆さんを含めて提言まとめられたのは、やはりスケジュールにのせていくのは当然だと思っておりますけれども、この点で広域的な形でということも出てるんですが、県の方にも要請していると今、教育長、答弁されましたけれども、私がつい最近、共産党の議員団で県に行きましたときに、担当課にお聞きしましたら、そんなことは聞いていないということでした。いつも、これは林田町長のときから丘陵公園に何か立派なのを建てるんだと言いながら、全く具

体化していない。せっかくここまでの具体的な提案出していただいたんですから、早急にスケジュールにのせていただきたい。そして、町独自でやっぱり広陵町の文化を守っていくということは、やっていただくのは当たり前だと思うんですが、町単独での施設の建設についても、どのように検討いただいているのか、あわせてお聞きしたいと思います。簡単に結構です。

**議 長 町長！**

**町 長** どこの県庁へ行かれたかわかりませんが、実は協議を、知事さんとも協議をしております。また土木部長とも協議をしております。高田土木の所長さんとも実は力を入れていただいているところございまして、近々、この11日ですか、部長さんもわざわざこのことでお越しをいただくという、部長がわざわざこの町を訪ねるというのも異例なことございまして、町長の考えを聞きたいということでございまして。広陵町では県会議員が2人もお通りをいただいたんです。きょうは傍聴でお越しをいただいておりますが、このこともちゃんと見ておられるわけです。2人もおられますので、大きな力になっていただけるものと思います。心強い限りでございますが、私はこの資料館を県でつくってくれとは言っておりません。資料館をつくってもらうのではありません。もっとスケールの大きいことは、知事さんお考えをいただいているんです、もっと大きいことを。その中の一部に広陵町に出土した、また古文化のいろんなものを、その知事さんの部門の中で包含をしてもらえば、さらに相乗効果を来すと、そのように期待をしているところございまして、今どういうものを馬見丘陵公園につくるかという提案を、私どもの素案を聞いていただいているところございまして、協議は進めているのは事実でございます、何か違う部門へ行かれては、それは何も知らないとおっしゃると思います。

**議 長 5番議員！**

**5番議員** 公園課の方で聞いてもらったわけですが、今井県会議員に、土木の方に聞いたかな、聞いてないかな。引き続き、これは今努力していただいているということですが、先ほども言いましたように林田町長の時代から何かつくるんだつくるんだということで、もうこれで何年もたってるんです。ですから、こんだけ具体的な提案を出していただいたら、県のでつくっていくと、広陵町の30人会議の方で提案していただいた具体的な中身がどこまで実現できるかという、大変またせっかくの提案がむだになるような不安もあるわけですから、町としてやはり努力していくということも、誠実に検討していただきたいと思います。また、この点については引き続き今後も取り上げて、早期の実現に向けて取り組んで

いきたいと思いますので、質問はこれで終わります。

では続きまして、安心して住み続けることができる広陵町にということですが、外出支援サービスにつきまして、動向を見守るということですが、これはやはり具体的に大変お困りの方がおられますので、先ほど言いましたように軽度の場合は送迎できないんです。ですから、軽度の、ことし新しくつくっていただいたサービスでは無理なんです。ですから、外出支援サービスを新たにメニューに加えていただくことがどうしても必要ですから、そういう具体的な部分での再度の検討をお願いしたいと思います。

それから、給食サービスについては、前回とほとんど進んでないなというふうに思うんですが、これにつきましてはいつぐらいをめどに、そしたら今実態調査されているのか、そのめどについてだけ、とりあえずお聞きをしておきたいと思います。

70歳以上のドックについては、国保の方に一般会計からドックの方の補助金、繰り入れていたのかなと思うんですが、補助金の金額はそれほど大きな金額ではないんです。200万円程度だったと思うんです。それにある程度、何十万円か上乗せすれば済むわけです。二、三十万円かどうかわかりませんが、ですから国保会計に大きな影響を与えるということには全くなりませんので、これは引き続き早急に実現をしていただいて、早期治療の成果の方が大きいわけですから、ぜひ実現していただきたいということを、この点は要望して、引き続きまた取り組みたいと思います。

この中で給食サービス、いつをめどに考えていただいているのか、この一点だけ、再度お聞きしたいと思います。

**議 長 助役！**

**助 役** 現在、この調査表を作成中であります。検討をしております。めどとおっしゃるんですが、いろんな検討を行っておりますので、あと2カ月はかかると思います。その後、またいろんな方と協議をしながら調査表作成に向かっていきたいと、このように思っております。

**議 長 5番議員！**

**5番議員** 続きまして、時間が余りありませんので、乳幼児の予防接種について質問をしたいと思います。

今回、近隣の状況を調べましたところ、王寺とか河合とか上牧におきましては、この予防接種はポリオとツ反、BCGだけが集団で、BCG、ツ反については法改正が近々されるので、法改正になれば、これも個別接種にしていきたいという、そのような状況だそうです。

やはりそういう他町村の方につきましても、アレルギーの方へはかかりつけのお医者さんが安心だとか、そういういろいろな部分におきましては個別接種の方が好ましいということもおっしゃってしまして、当然医師会との相談事項にはなるわけなんですけれども、広陵町だけの枠ではなくって、ほかに近隣の自治体のお医者さんにもかかっておられる方、かかりつけになっておられるとか、あると思うんです。ですから、そういうところも含めれば、また新たに真美ヶ丘に小児科も新設になりましたし、これは可能ではないかなと思いますので、再度、医師会の方にご相談をしていただきたいんですけれども、ご相談をしていただけるのかどうか、その点だけ確認しておきたいと思います。

**議 長 助役！**

**助 役** 広陵町の予防接種ですが、これ奈良県内の47市町村の内訳を見た場合でも、うちの場合は個別接種と集団接種の併用ということでございます。だから、すべて集団ではないということで、たつてとおっしゃる方おられましたら、それはそれなりに町外の医療機関で個別接種を受けていただいております。それからまた、町外に主治医がおられると、その場合も受けていただいております。そういうことで、原則は集団接種でございますが、そういう町外への希望等がございましたら、それはそれなりに受けていただいております。

**議 長 5番議員！**

**5番議員** それでしたら、あえて集団の方に余り重きを置かなくてもいいのではないかと思います。よくそういう要望があるんです。そしたら、個別でも結構ですよということを周知徹底していただきたいのと、それから全部が個別も受け入れてるという状況ではないんですよ。できないのはありますけれども、生ポリオなんか難しいということを知っておりますので、できない部分もありますけれども、できる部分については、希望の方、どうぞ個別のかかりつけの医者のところへ行ってやれますよということをもっともっとアピール、周知徹底してください。このことはお願いをしときます。

時間がもうちょっとありませんので、最後の清掃センターの問題に移らせていただきたいというふうに思います。

新清掃センターの建設について再質問をさせていただきたいと思います。

情報公開条例にのっとり公開をしているということですが、私も第1回の検討委員会の資料を見せていただきました。しかし、この第1回の資料の中身、これだけ見たって何をどのように検討されているのかということは、議事録を見てもよくわからない状態なんです。といいますのは、この議事録の中で資料としていろいろ出されているわけなんですけれども、例



例えば新清掃センター建設計画に至る経緯と委員会発足の趣旨説明、資料内容の説明等について、全然どのように説明されたのかという議事録がありませんので、ですからこの点について議事録を見ただけでは内容がよくわからないという、こういう問題が一つあります。ですから、公開というでもほんの一部の公開にしかすぎないというのが実態です。

そしてさらに、きのうも言いましたけれども、この議事録ができるまでは資料が出てこないという状況になりますので、そうすると1カ月ほどかかるわけですから、7月末までに。ですから、実質は5、6、7、3カ月で決めてしまうわけですから、そんなテンポでは私たちが発言しても、もう済んでしまったことしか要望できないという状況になりますので、全く公開されていないのと大して変わらない、資料が公開されているといえども、そういう点については、やはり資料の公開すら大変問題があるということが一つ。

それから、第3次広陵町総合計画、これは2000年から2010年までの10年間の総合計画なんですけれども、これも議会にかけられて、そしてまた策定もされたんですけれども、この中でまちづくりの主役は町民であるとの意識を町民、行政がともに持ち、町民が主体となったまちづくりの方策及び行政がきちんとサポートする体制を模索し、確立していくことは今後の大きな課題であるということで、平岡町長になりましてから、先ほどの30人会議だとか、合併の50人会議だとか、一定町民の声を聞こうという姿勢は見せていただいているものの、今町民が一番重大な関心を持っている、また町政の一番大きな問題である清掃センター問題について、なぜ公開できないのか、住民を主体としていただけないのか、私は大変理解に苦しみます。

この冊子の中でも一番大きなタイトルの方にも「町民参加、町民の情報交流の場の創出」ということをうたってるんです。ですから、この基本計画がもう言うたらお唱え文句になってしまっているのが、今の清掃センター問題のやり方です。ですから、そういう点において、当然、きのう町長来ていただいて、松尾さんのいろんな話をどのようにお聞きいただいたんでしょうか、そのこともお聞かせいただきたいと思います。本当に住民が住民の生活しているもののレベルで、いろいろな視点で、問題点たくさん出てくるわけですが、それについて一つ一つ解決をしていくという、時間かかるけども、そういう蓄積の中で、本当に住民が納得できる結論が出せたということです。

本当に、私たちも一日も早く新清掃センターは建設していただけるといいなというふうに思うんですけれども、本当に将来に禍根を残すようなものをつくるわけにもいきませんので、本当にジレンマに悩むのも、私たちも同じ立場なんですけれども、この新清掃施設について、

やはりこれからの地元になってしまう住民の皆さんや周辺大字の皆さんの意見を十分に取り入れていく、そしてこれは地元だけの問題ではなくって広く広陵町民全体の問題ですから、地元だけに限定しないで、幅広く広陵町の住民の皆さんの声を聞いて、そしてともに解決をしていくという姿勢がどうしても欠かせない大変大事な今時期だと思うんですけども、再度そういう観点に立って検討委員会について、住民を含めて公開をしていただいても当然だと思うんですが、再度繰り返しその点についてお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど機種を選定についてはいろいろの機種を選択というか、検討してもらうことにしているということですが、具体的にどの機種、どの機種ということでご提案いただいているのか、確認をさせていただきたいと思いますので、これは具体的な中身で答弁をお願いしたいと思います。

それから、きのうもいろいろ118億円もかけてとか、いろいろな厳しい意見も出ていたんですけども、今ちょっと気になっているといいますか、皆さん関心ある一つとしては古寺の用地取得のための土地の鑑定です。もう出てるはずなんですけども、鑑定価格がどのような状況なのか、これについても教えておいていただきたいと思います。

それから、周辺大字が500メートルということで、全百済区のところ周辺大字になってるんですけども、百済の東の、南の方でしたら、例えば南郷と比べましたら大分遠いんですよね。だから、そういう点でおきましたら南郷は割合と近いというか、500メートルに入ってるか入ってないかくらいのところで、周辺大字という協定の問題でなかったとしても相談をしていくということは、当然していただいてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺についてどのようにお考えいただいているのかということもお聞きをしておきたいと思います。

とりあえず、その点についてお願いします。

**議 長 環境整備部長！**

**環境整備部長** 処理方式検討委員会の会議の進め方につきましては、町長が答弁で申し上げたとおりでございます。青木議員さんにもお答えしたとおりに進めてまいりたいというふうに思います。

もちろんいろんな意見があるということも承知をいたしておりますし、処理方式検討委員の先生方にもそのことを逐一ご報告を申し上げております。また、議員の皆様方全員と、それから地元、周辺大字の皆さん方との懇談をいただく機会を必ず設けたいということで、そのことも先生方をお願いをして、近々設定をさせていただきたいというふうに思っております。

す。

我々も仕事を進める上で、この新しい清掃センターをつくる上で、将来に禍根を残すことのないように、これがまず第一番に置いております。安全であること、安心できる施設であることということを基本に進めさせていただいております。

機種選定、機種といいますのか、処理方式の提案といいますのか、すべての方式について比較検討をお願いしております。もちろん焼却、熔融、RDF、RDF炭化と、大まかにいえばそれぐらいの方式があるかと思いますが、それらをすべてテーブルに乗せて、資料を取り寄せていただきたいというふうをお願いをしております。最終的には、処理方式検討委員会で結論を出すというのではなしに、調査研究結果のご報告をいただいて、町の方で決定をさせていただく、これは議会の皆さん方ともご相談を申し上げて、いろいろな資料をもとにご相談を申し上げるといふことにしたいと考えております。

それから、用地の鑑定については今現在2社で鑑定を進めておりまして、精査中でありまして、まだ申し上げる状況でございません。

それから、周辺大字は一応ごみ問題特別委員会でもご報告申し上げておりますように、施設予定地周辺500メートルの範囲で、基礎数値を設けさせていただくということでご了解をいただいているところでありまして、南郷地区については、この500メートルの区域に入らないと。百済につきましても百済全域を対象ということにはしておりますが、百済区全体としての考えをとらせていただいて、どの大字も百済、広瀬、中、古寺とも、垣内に分かれておりますので、広瀬と百済でございますが、大字広瀬、大字百済という考え方で話をさせていただいております。以上でございます。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** あと、基本合意の問題なんですけれども、基本合意の中では機種については特定していないわけですから、検討委員会、そして議会の方で機種の方がRDFではなくて、ほかの機種に結論が出た場合については、それはそれで認めていくということで確認してよろしいですか。意味わかる。基本合意では機種は要するに結論出してないわけ、ですけど今町の方はRDF炭化の方式を基本ということがずっと外されていないんですけれども、今お聞きしたら、あらゆる機種について検討をするということですので、いうたら町の言うているRDF炭化じゃない結論が検討委員会、議会として出た場合について、それはそれですんなりと受け入れて進めていくということでもいいのかどうか、確認しておきたい。

それと最後に……。

議 長 答弁の時間がなくなるよ。

5 番議員 それでお願いします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 処理方式検討委員会で結論を出すというのではないということをご理解いただいていますね。だから、町の方で決定をさせていただくということですので、だから町で決定をさせていただくということです。（5 番議員「RDF 炭化でなくても受け入れていただけということなるんでしょうね。」）私の答えてることで答えになっていると思いますが、町が今まで進めてきましたのは、RDF 方式で、地元提案をさせていただいているという経緯も含めて、今後町は決定をしなければならない。決定するに当たっては、議会の皆さん方も十分その処理方式検討委員会の調査研究結果の報告を受けて、ご相談を申し上げて決定したいということでございます。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思えます。異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定しました。

なお、本日用われなかった一般質問につきましては、10 日午前 10 時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

（P.M. 4：48 延会）

平成15年6月10日広陵町議会

第2回定例会会議録（3日目）

平成15年6月10日広陵町議会第2回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、13名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
7番	吉田信弘	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、2名で次のとおりである。

3番	片岡福美	8番	中山正
----	------	----	-----

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	環境整備部参与	大西利実
都市整備部参与	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

2 議案第36号 広陵町都市公園条例の一部を改正することについて

議 長 9日の一般質問に続きまして、これより吉岡君の発言を許します。

15番議員 議員の皆様おはようございます。また、たくさんの早朝より傍聴者の方々おはようございます。

6月議会の一般質問で私吉岡章男が議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

質問議案は新清掃センターの関連についてであります。

最初に、古寺区の住民の皆さんと役員の方々に基本合意をしていただいたことを心から感謝いたします。

私は2年間ごみ問題特別委員長をさせていただき、古寺の役員さんの苦悩や町担当課の苦悩を数多く見てまいりました。私も住民の方々から清掃問題のことをいろいろ質問をお受けいたしました。平岡町長が言う、だれも嫌な施設は受けたくない、その中で町側と古寺区の間で信頼関係ができ、古寺区の条件を町側が対応をするということで調印できたと思っております。内容は古寺区が安全で将来にわたって整備され、15年間の操業期間の厳守でございます。私は区民の方々も安心できる内容だと思っております。財政面では120億円程度を使用する予算になっております。町民の皆様は金額が高過ぎて余り身近には感じておられないようですが、今年度の予算の中で各補助金が2年間にわたり5%のカット、各地区では大規模な工事や改修は我慢してほしいとのことで、少しは不満、愚痴も聞くようになりまし

た。

そこで、私は新清掃センター建設の中で広陵町内に住む住民の方々も喜んでもらえる施設を考えていただきたく、質問をさせていただきます。

内容はワンダーランド計画の中に温水プール建設を考えていただきたいこととございます。

質問事項1、奈良県の市町村で独自の温水プールもしくはプールを持っている市町村はどれぐらいあるのか教えてほしいことです。

2つ目は、温水プールを建設する費用でございます。また、普通のプールの金額もわかれば教えていただきたいと思えます。

3つ目に、温水プールの年間の維持費はどれぐらいかかるのか。

以上3点をよろしくお願いを申し上げます。終わります。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま吉岡議員からご質問ありました新清掃センターについて、建設の中で住民の方々に喜んでもらえる温水プールの整備を希望するというところでございます。

吉岡議員はこの2年間、議会のごみ問題特別委員長で随分ご活躍をいただきました。感謝を申し上げる次第でございます。

私はこの議会のごみ問題特別委員会というのはいかこうごみについて問題を起こしているのではないかと、そういうイメージがわくわけでございます。真相を究明するとか、そういう委員会のように思われますので、裁判も終わりましたし、予算も通していただいた。新清掃施設建設に向けて町は全力を挙げているところでございますので、できれば名称をごみ問題特別委員会、名称をきちりとした建設委員会等に考えてほしいなど、そう望みたいところでございます。

ご希望をいただいている施設についてでございますが、ご承知のとおり処理施設南側に温浴施設を中心とする健康施設やガーデニング施設などの整備を提案させていただいております。ご質問いただいております温水プールは、まさにその提案趣旨と合致するものであり、建設予定地の古寺を初め広瀬、百済、中の説明会におきましても提案させていただいておりますが、整備方針の決定には至っておりません。今後予定地並びに周辺住民のご意見をお聞きしながら、処理方式が決定できる段階で熱エネルギーの状況などを検討の上、具体的に研究をしたいと考えております。

県内の施設数は公営の温水プールは奈良市、大和高田市など3市2町1村で7施設あります。屋外プールは8市13町1村、28施設整備されていますが、本町には県営の浄化セン

ターファミリープールが整備されております。

温水プールの建設費用はその規模にもよりますが、25メートルの7コースプールで健康プールの機能をあわせ持った施設で約10億円かかると想定しています。運営に要する経費は年間1億円程度かかると聞いております。いずれにいたしましても、多額の費用を要することですので、民間活力を導入したスポーツジムなどを視野に入れながら現在各方面の資料を取り寄せて研究しているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げ、吉岡議員への答弁といたします。ありがとうございました。

**議 長** 15番議員！

**15番議員** ありがとうございます。ワンダーランド計画の中で温水プールという言葉は出ておりませんでした。温泉とかトレーニングルーム等のことは出ておりました。私はきのうも一般質問の中で山田議員が高齢者の筋力低下による転倒とか事故を防ぐという中で、もうプールというのが最善ではないかなと。やはり泳ぐことだけではなくして、やはりプールの中を歩き回る、これはもう全身を使える、スポーツで言えばほんまに王様ではないかなと。こういう施設がやっぱり古寺でこの清掃センターの中にあつたらなと。一つの意見でございますが、そのようには思っております。

それと、今聞きましたら費用の方はやっぱり少し高くなると。建設で10億円、年間維持で1億円。これはすごいあれだなと。今町長さんがおっしゃられるように民間の活力を利用して、やっぱりしていただいたらなと。それと、建設がこれから清掃センターの機種とかいろいろんなことが決まってくるので、その決まって建設に至るときにはまたこういう検討委員会を立ち上げていただいて、またいい施設を古寺区地元住民だけではなくして、やっぱり広陵町の住民の方々が喜んでもらえる施設、そういうもんを建てていただければ地元の方々もいい施設で来ていただくのは一番喜ばれるし、いいことだと思っております。私たちの私に住んでいる大垣内地区の近くにも図書館がございまして。公園もございまして。本当にいいところにいいものを持ってきていただいたなと喜んでる次第でございます。住民の方々もやはりその施設、先ほど言いましたけど、よい施設には皆喜んでおられます。そういう点でこれから先にこの温水プール等を、また考えていただきたいと。これはよろしくお願いをいたします。

それと、これは質問の中にはなかったことなんですけど、新清掃センターの建設についてのごとでございますが、少し質問をさせていただきたいと思っております。

町長初め当局の方が一生懸命やられ、古寺区の住民の方々と話をされ、特に役員さんには



住民の方々に説明を昨年度は何回もしていただいて調印、基本合意までしていただきました。それについてでございますが、これから古寺区との話し合いをまだ基本合意、これから土地の買収、設計、建設に至るのが平成16年の夏ぐらいではないかなと、まだ予定でございますが。それで完了をするのが平成18年の夏前後になる予定になっておると思います。その中で今の町当局の方々の年、言うたら今の年代ですね。これから先、古寺区との調印の中で15年操業停止というのが一応調印されるようになっております。これを徹底してやるには、もうはっきり言うてもっと年の若いというか、私らは今議員をやらしてもらうて今46歳でございます。これから3年後、操業が49歳でございます。それから15年というても、まだ64歳で生きております。多分病気でない限りは生きておると思います。その中で今思うのが、今のここでおられる町長さん初め部長さん級は相当お年も高齢じゃないかと。この15年間の間約束を本当に守れるのかなあと。この辺の熱意というか、やっぱり考えをきちっと、どうか今の役職で今古寺区と話しているのではなしに、やはり個人としてでもやっぱり私はこの15年で操業をとめるという約束、念書、何とかそのようなもんができないのか。裁判所で最終的に仮に何か、そういう調印の方も考えておられるというのは聞いておりますが、何か意思としてやはり、相手は古寺区に対して役員さんは個人で皆判こつてくれはると思います。町としてはほとんどが役職になると思うんですが、この辺の気持ち、町サイドの気持ちが何か私はやっぱり死ぬまでこのことについては今の古寺区に対しての将来の整備、道路網の整備とかいろんなことありますけども、15年間にわたっての約束事を守るというきつい意思があれば、何かあればお教え願いたいと、これが2点目の質問でございます。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** ありがとうございます。ワンダーランド計画につきましてはやはり地元並びに周辺地域へ出かけましても、やはりごみ処理施設という嫌なものだけを持ってくるということのないように、特に環境整備がおくれている地域であるという思いを強くされている関係もございまして、できるだけ地域の環境整備をよくしてほしいと、今までおくれていた分を取り戻してほしいというような強いご要望もいただいているところでございますので、今議員おっしゃっていただきました施設も含めまして環境整備を進めてまいりたいというふうに思います。118億円、120億円の投資が非常に高額過ぎてむだ遣いというような指摘もいただいているわけなんです、やはりこういった施設を受け入れていただく以上、この地域の環境整備に鋭意取り組まなければならないということで、今後その方で十分ご相談申し

上げて事業化を図っていききたいというふうに思います。

それから、ご心配いただいております15年間の約束、これも我々が地元へ出かけますと、あんたらはもうあと5年ほどで退職でしょうと、その15年間約束守れますかということをお願いしております。町としては裁判所で即決和解という手続で法的担保をまずもってつくりたい、それから15年間の操業期間を延長することは一切ない協定書をつくらせていただくということで、法的な書類をつくった上で担保をすると、もっと若い職員に担当させればという趣旨をお願いいただいているかと思いますが、なかなか若い職員も庁内にはおりませんで、15年後には今担当をしている職員で残る職員がわずかな人数になってまいります。そのあたりは十分全庁的な問題として書類にまとめる以外に十分伝えていききたいというふうに思います。具体的にどのようにするかというのは今詳細申し上げられませんが、そのことを肝に銘じて地域の皆さんと信頼関係を築くということと、それから市町村合併も控えておりますので、合併するとその約束事はほごにされるのではないかという問題も常に持ちかけられております。これも含めまして、協定の中で裁判所の力をおかりして、即決和解という、もう前もって和解調書を作成しておくという方法で信用していただきたいということでお願いを申し上げます。もちろん協定を締結するには議会の議決もいただきたい。町を挙げての約束ということで、町民の皆さんにもそういう約束があるということを全町民に知っていただく施策も必要かと思っておりますので、それを15年間約束を守るための取り組みを続けていききたいというふうに思います。よろしくごお願い申し上げます。

**議 長 15番議員！**

**15番議員** ありがとうございます。ワンダーランド計画では古寺区地元と地元の周りとの話し合いの中での一番のやっぱり地元負担がかかりますので、そのことについては早急にしていただきたいと思っております。それにかかわるワンダーランド計画ではまた先の話ですが、また検討委員会など等をつくっていただき、やっぱり町民の皆様方とのお話をもってやっぱりやっていただきたいと思っております。

それと、やっぱり古寺区との最終的な調印には今のかかわっている人間の署名、捺印程度のことはやはり私もこれは賛成したという中での部長級あたりのことは、議員さんも同じだと思いますが、やはりその辺はかかわっていただきたいと私はこのように思っております。先になって何かもしか問題は起きないと思っております。問題が起きたときに、私はあのときに部長でしたが、それは知らんかってんとか、そういうお話をないようにやっていただきたいと。

これはお願いでございます。もう答弁の方は結構でございます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

**議長** 以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、坂口君の発言を許します。

**12番議員 真美ヶ丘ニュータウンに住む坂口友良**でございます。

きょうは多くの傍聴の方々参加いただきました。私今回のこの議会に臨みまして、多くのこういうことを聞いてくれという質問を毎回毎回たくさんいただくんですが、今回は5つにまとめまして重要な点から取りまとめて質問としてまとめたところでございます。

まず1つ目、バス路線廃止に伴う市民キャブ運行実現へ向けて町の協力体制を、このような命題でございます。

これは具体的にはどういうことかといいますと、百済のバス路線、これ廃止された。3月末で高田から百済駅、これ廃止されました。それ以外にも例えば法隆寺へ行く線、これも間もなく廃止される。これは傍聴の方々もご存じでしょうかね。現状はそういうような現状なんですわ。今、広陵町の中でもバス路線が減便、いわゆる便が少なくなる、あるいは線が廃止される。これは見えざるところで静かに確実に進んできている、これが問題点でございます。このことに対しまして、私電話とかいろいろいただくんですが、問題点はどういうところに問題があるか。このバス路線が廃止されちゃうと、本日きょう来られた方、これは車とか、あるいは乗せてもらう。こういうことではいいんですが、問題点は独居老人あるいは老人だけ2人世帯、あるいは障害者、身体障害、いろいろ障害、非常に困難であろう、いわゆる移動困難、これ移動困難、制約いろいろこういうことがあります。こういう方々にどういうことが生じてくるのか、ここが問題でございます。現在、元気な間は何の心配もないんです。やがていずれかはこうなるであろう、そのためには今から対策をとっていかなくては行けない。これが1つの問題点、大きなポイントでございます。

しかし、この問題非常に難しく、奈良交通、いろいろ交渉があろうが、もとへ戻せとかいろいろ交渉も今まではありました、現実的に。奈良交通さん、費用さえ出してもらえれば運行しましょう。これは当たり前の話なんです。問題点は見てもろうたらわかりますように、あの大きなバスが走っております。乗っているお客さんが2人か3人。私もかつては乗ってたんですよ。今もう自分のマイカーで来るんですが、そういう現状なんですわ。現実はまだそこまで来ているということなんです。実際はなくなります。順次なくなっていくんです。

さて、どうするのかということがあります。私もちょっとよう役場で話すんで、役場金

出したれ。これは当たり前の話なんですけどね。ほんで、金を出さない役場が悪いんですよ。こういうことを言っとったら一番楽なんですわ。役場がやりよれへんということなんです。しかし、それではもう既に解決できないという時代になってきてます。じゃあどうしたらいいんだということなんです。

私はここで新しく取り上げているのが役場のみではなくて、じゃあ実際住んでいる住民同士、あるいは当然役場もそうなんです、これで自主的に運行できるのではないかという問題が一つございます。この問題を解決するために最近の規制緩和ということを知ったことがあると思います。規制緩和の流れに乗っていくと。この公共交通機関というのはすべて許認可の事業なんです。例えば私が正義心出して、いや、私送りますわと。じゃあガソリン代ちょうだいと、こういう話になったとしますね。マイクロバスとか買ってですよ。それはたちまち白バス営業、たちまち捕まっちゃう。違法行為ということなんです。あるいは私、マイカーで送ってあげますがな、ちょっとガソリン代をちょうだいよということも、これは白タク営業。なぜかといいますと、ここで国土交通省が許可、許認可事業に今なっているんですね、日本の国は。だから、それを規制緩和せえ。こういうふうな流れが新聞あるいはテレビでいろいろ話されます。規制緩和をしなくては、もう既にこれからの生活は大変になってくるのではないか。この流れがでございます。

具体的な活動としまして、まずそういうふうな活動計画したならば、行政にその計画書を提出をするんですわ。例えば私が奈良交通の、何でもええですよ、かわりにこういう事業をしますと。考えたらずえで行政へ提出すればいいんですわ。ただし、そこへ実現できるかということは当然担保をとられますからね。それは十分可能であるということはいろいろ計画案を出します。4月23日、奈良県知事あてに計画案、住民が自主的に運行をする有償運送可能化事業の計画提案ということを出しました。受けとってもらっております、県に。これによりますと、どういうことをするのか。市民が自主的に、いわゆる福祉車両、使う車両は限定されるが車は使います。当然ガソリンはいろいろ経費が要ります。当然運転する人いいうのもあります。それらすべて当然免許の問題、2種免があるかとかいろいろ問題あるんですが、そういうのもすべてそろえております。こういうふうに条件がそろえば、国土交通省も許可を出したらいいのではないか。今までは絶対あかんかったんですよ。ほんなん出して、ほんなんだめですということだったんですわ。出してもいいのではないか。これは構造改革特別、いわゆる特区構想と言うんですが、構造改革特別区計画、この奈良県を指定してくださいとこういう計画案を出したとこでございます。その計画案が1つ出しました。

2つ目、じゃあ実際にそんなことができるのかという実証実験をしなくてはならないんですわ。ここが大変なんです。今現行行っています。うちの事務所はヘルパー事務所も兼ねていると、ご存じと思うんですが。そこの車を使いまして今NPOによるボランティア輸送と、車の隣に看板張ってます。12台走ってますので、広陵町の中を見かけたら声かけてくださって結構ですが、それに今実証実験、いわゆるどこの地区に移動困難者の方が何名おられるのかと、その方はどこに行くのかと、時間帯はどのぐらいなのか、午前中が多いのか、午後が多いのか、曜日で言うと月曜日が多いのか、土曜日が多いのか、土曜日結構今病院やってんですわ。実際したらわかります。土曜日、いや多いなあ。日曜日も多いんですよ。いろんな寄り合いに行くんですね。最近日曜日にいろんな各集会とか文化活動やってますからね、そういうのも行きたい。こういうことで実証実験データ、このデータをとっております。

県もこの計画を受けまして、県単独ではできませんので国土交省、いわゆる陸運局とか各行政機関あるいは奈良交通と、業界、タクシー協会、そういうような協会を集めて協議会つちゅうのを立ち上げて準備をしております。その協議会の中でこの問題はどうか、あれ問題はどうか、じゃあ実際運行してどうか、その後費用的にはどうかといろんな協議会でいろいろ各種審議して、また運行もこういうふうにしていったらいいじゃないかとかこういうことの協議会の立ち上げを準備しております。

その中で求められるのがじゃあ地元の行政、広陵町はどう考えているんだ、ここでございます。広陵町、じゃあ果たしてそんだけ移動困難者何人いるのか、当局は把握してるんかどうか、あるいは当然社会福祉協議会にも参加を求められます。身障の手帳とか介護保険の受給者、これ何名、これはわかるんですわ。行政はこういうのわかるんですよ。じゃあ実際その人は一体どこへ行ってやんの、これになると物すごく難しいんです。そして、地区別に例えばうちはニュータウンですけどニュータウンに実際何人いて、どこに行くんやと。香芝に行くんか、広陵へ行くんか、実際高田まで行くんか、どういう人が利用してるんかと、年齢はどんなもんやと。この問題になると地元の行政、あるいは地元の各種そういう団体の協力を得ないとなかなか難しい。民生委員の方で今まで給食のアンケートをきのうも言うてましたわ。実際給食欲しいのは何人欲しいんや、ちょっとアンケートをとろうかと。今そういう準備をしているということも聞きました。これはやはり個別、個々に対応していかなくてはなかなか難しい問題でございます。

しかし、県にはめでたく計画を受けとってもらいました。当局のこちらの事務方にも書類をお出ししております。いかんせん、これは県でも初めての計画であります。何もかも、日

本全国に見回して8カ所、全国的には8カ所しか出てないんですよ。ほんで、奈良県も初めてなんですけどね。こういうことでことしから特区構想ということでいろいろ計画は進んでおります。

本町もこれからは住民、実際は行政が皆すればいいんですわ。私がやっていることは行政がやったら全部いいんですけど、なかなか今のところ税金の収入も減っている、職員も大変、そんなようけ職員もふやさへん。法人税なんか3分の1に減ってきてる。これも現状です。このことにより、これからはそういう住民の協議型の運行管理体制、あるいは協議によりそういう事業をしていく、そういう体制が必要なのではないのでしょうか。いずれにしろ、これは初めてのケースでございます。当局の考えいかに。

例えば当局、こんなんもう参加するのやめやとなった場合、これは計画おじゃんになるちゅうこういうケースが多いんですわ。なぜかといいますと、これは許認可を申請するのはここが怖いんですね。行政しかないんですよ。私が陸運局で許可くださいと、民間事業ですという仕方じゃなくて行政が陸運局に申請して陸運局から許可が行政に来る。行政がその協議会の中で運営していく。まあ、日本は何という何ちゅうの、回りくどしいちゅうんですか、そういう。そこが一つの規制ということで今までの事業者が守られてるちゅう一つの形にもなるんですが、それを打ち崩していくということにも一つにつながると思います。ここはひとつ町長のなかなかの決断が要るところでございます。追って県からそういうような体制が来ると思います。全面的な協力が必要であると思います。今この交通体制に至る、移動困難者の交通体制ですから町長にとってもどのようなとらえ方をしているのか、あるいは協力体制はどのようなことが考えられるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

これが1つでございます。町内の移動困難者に対する問題です。

2番目、児童育成クラブの充実と学年、今のは年齢制限あります、学年、この延長ということで取り上げました。

これはなぜこういう育成クラブ、今言ういわゆる学童保育なんですけど、小学校終わってからちょっと学校で世話してくださいとこういうことなんです。なぜこういう話が出てきたか。これははっきり言って東校区のことなんです。東体育館でやっていることなんですけど、なぜこういう話が出てきたかといいますと、今事務所でヘルパー、先ほど言ったんですがヘルパーさんがいてんですけど、大字からもたくさん来られてんですわ。東校区から4名の方が来られてまして、皆子供小さいんですわ。幼稚園とか保育所とか行っていますね。当然家で世話、見てもろうたらなかなかそれも大変やと。そこで東校区の方、いわゆる東のありま

す学童保育へ行きますと、実態こんなになってます、今広陵町。例えば真美ヶ丘ニュータウン、ここに 있습니다。うちの辺の第一小学校校区、これは定員25人に対して19人来てんですよ。ほんで、第二小学校校区、ここは大きい。定員50人なんですわ。これに対して50人、いっぱいなんですけど、定員50人。じゃあ第一地区はどうかというと北にあります。定員25名に対して21名。西小学校、これは大きいん建てました。定員が50人、それに対して29人。まだちょっと余裕あると。東校区はどうなってやん、定員が5人。50人じゃない、5人なんですよ。5人に対して現状は5人。もう満杯ですと、こういうことなんですわね。

この学童の難しいところはこれは歩いていけるとこ、自転車乗っていったり、車で送り迎えっちゃうのはちょっとなかなか大変なんですわ。歩いていけるところに場所を設置する。そして、歩いていけるところで安心してお母さん方預けれる、頼りになると。安心して働けるのもまたこれ事実でございます。社会参加に欠かせない施設ではないだろうか。これは福祉という概念でとらえております。小学校は教育なんですけど、これは福祉という概念で学童保育をとらえているところでございます。

町内には今言うた5つのクラブがあるんですが、非常にこれは私アンバランスじゃないんかなあという考えがしております。やはり東校区、定員少ないのは現状でございます。希望者全員申し込んでもいっぱいですよとこう断られて、ちょっと困ってますねんと。こういうことを今問われてます。今3年まで預かってんですが、この辺の延長も何か考えられないんか。将来計画も見据えて、対策はどうでしょうかということでございます。

私活動上、私自身が何もヘルパーしているわけでも何でもないんですよ。みんな女性の方が手伝ってくださって、私は資格持っているだけなんですわ、現状女性の方そういうことで隠されている能力が非常にたくさんあります。非常に私にとってはもったいないっちゃう考えするんですわ。やはりこれから女性、社会参加というとどうしても子育てとか、そういう子供の安心して行ける場所とかという問題が非常にとらえないけない、これ男の議員ではなかなかぴんとこないんで、私もたまたまそういう近くにいるからそういうことなんですけど、その辺から考えるとやはりこれは町長、ちょっとこのアンバランスはなかなか難しい問題ではないんだろうかということはどうでしょうかと。

ただ、今問題は役所はお金がないんですわ。先ほど言うた、税金落ちて、ばあっとバブルみたいに税金がふえたらいいんですけど、現実お金がだんだんなくなってきていると。自分のご主人を考えても収入少なあなる、収入少なあなるっちゃうことは税金も少なあなる、こ

うということなんです。1年おくれで少なあなってくるんですね。こういうことだから、もうそりゃあ余り公立、公立と公立のみにとらわれてくると、なかなか税金投入難しい、施設もそんなもんお金あるんか、先ほどのごみ焼きで120億円ほど突っ込むんやとこういう話もありますからね、ちょっと回してほしいなというような気もするんですが、公立のみにとらわれてくるとだんだんだんだん運営がもう大変になってきます、行政というのは。これはやはり町内の育成グループ、いろんな子育てグループがございます。その中で当然専門の資格を、いろいろな資格持ってる方もたくさんおられるんですね。これからそういう育成グループに協力をして、例えば場所は役所がありますから場所ただで貸しますよと、どうぞやってくださいとか、こういう体制も必要なのではないかと。すべて役所の施設で、役場の職員でしょうと。現実的にはこれはもう既に職員の2割が、きのうも出ましたけど2割から3割は臨時職員なんですわ。すべてが本庁の職員ではできないちゅうことはもう現実進んでおります。パートさんとかそういう臨時職員を非常にたくさん入れておる。100名近く入れてますね。全部の正規の職員が二百数十名ですからね。そのぐらいの割合でいけば入ってきているのが現状でございます。だから、すべてが役所で作ってすべてが役所の職員が運営する、このようなことはもう既にできざるを得ない、できなくなっている。こういうようなこととございます。これからの運営に必要なのではないかと。そういう各種育成グループにも協力を依頼して、してもらうのが必要ではないのだろうか。当局の考えをお聞きしたい、こういうこととございます。

3番目、支援費制度、今ここに書いているのは支援費制度のPR対策、こういうこと書いてあります。

介護保険というのはいろいろ耳にされたことはあると思います。この支援費制度ちゅうのは何やといえますと、この介護保険、今言う高齢者対象じゃなくて、支援費制度とは当然高齢者も入ってきます。いわゆる身体に障害のある方。障害者、今までは役所がサービスを提供しておりました。支援費制度。しかし、ことしの4月からはその方が自由に自分の希望する事業所と契約して自由にその支援費を使ってよろしい。今まで違ったんですよ、役所は目的どうやとか、時間はこんだけとか、役所から人を派遣しますとか、こういうことの縛りがありましたが、支援費制度というのは個々のその本人が申請をしまして、自由にその時間を使う、また自分の希望をする事業所に頼んで人を来てもらう、このような制度になっております。このなかなか支援費制度、今手帳を持っておられる方は当然いろんなパンフレットとか来てるんですけど、現状の申請の実態とまた実際ほんまにそんなたくさん時間使用でき



るんかとかこういう問題もあります。現状の実態と使用できる時間、例えば1人当たりほんまに身体何時間、生活何時間とか言うんですが、介護保険でも同じようなこと言いますね。身体介護何時間、生活援助何時間、こういうこと言います。これの実態はどうなっているのかと、またこの使用についてはおかしなことになる、介護保険も使いながら、当然お年寄り身障の手帳を持っている方が多いんですよ、ちょっと心臓悪いとか何とかというてね。介護保険も使いながらこの支援もまた使えるんですわ、その範囲、内容が違うと。使えるんですね。この辺のPRも実際どうなっている、介護保険を使用しながらも支援費も使用できる。こういうことが実際使用できるんですね。生活の援助あるいは生活の充実のためにこれが自由に使えるようになっております。町内の実態は果たしてどうなのか、この辺についてお聞かせ願いたい。

これは本人が申請主義なので本人が申請しないとこれはまたどうにもならないんですわ。私たまたまケアマネの仕事上、そういうことはよう私頼まれますので、一緒に来いっっちゃう、あっちこっち聞きに行くんですけどね。ちゃんと介護保険使っても、それを別の枠がありますので申請してくださいということでもあります。内容がわからへんとか、どんなことに使用できるのかとか、あるいはパンフレットにこんなことを使用できますでとかう何も書いてませんから、まだまだPR不足ではないでしょうかということ、現状の実態とこれからの対策はどうしますかということ、支援費制度のPR対策ということでもとめました。

4番目でございます。私の住む、真美ヶ丘に住んでもう18年ぐらいになるんですが、このたび畿央大学、大学が開校されました。非常にすばらしいキャンパスなんですね。若者の町、今どんどんどんどん若い人いっぱい通ってます。大学キャンパスの町広陵として、もう人気はもう急上昇なんですわ。畿央大学の北側で分譲、チラシ見た方はおられると、分譲してました。私も見に行ったんですよ、どんなんに冷やかして行ったんですけど、それがたった2日で完売と。すごいですよ、あれ5,000万円ぐらいしますよ、あれ土地と家で。そういうもんがぼんぼん売れるという。どこが不景気かなと、私いつも不思議に思うんですけどね。いや、私買ってませんよ、言うときます。私買ったんじゃない。ただ、ちょっと冷やかして行ってパンフレットもらってきたんですけどね。現状はそんなん5,000万円の家が何ぼでも、そんなんあつと言う間に売れてしまうという、非常に人気は急上昇している地区でございます。

このニュータウンの中に私ら来たとき、真美の塔っちゅう背の高い塔があったんですが、今つぶしてます。工事かかってます。これこの中にいろんな施設できるだろうということ

聞きますと、この中にテニスコートをつくると、このような計画がありますよとこう聞いております。この整備事業の進捗の状態はどうなんでしょうかと、どのような状態来ているのかと。まだこんなにつくるのまた費用大分かけていけないかん、どうかな、どんなになってんかなという、こういう心配もありますけどね。また、この費用の分担関係、これはどうなっているんでしょうかねえと。そんな高い費用かけてんでしょうか、大丈夫かねとこういうこともありますので、この辺の費用の分担はどんなになってんですかとこういうことについてお聞きしたいと思います。

さて、5番でございます。最後でございます。サン・ワーク広陵、あの大きな人形のあるところをご存じと思います。サン・ワーク広陵、あれを本町の施設ではないんですね。片っ方は本町の施設ではなくて、本町が今回買います。あれを245万円で買い取るとこういうことなんですね。雇用促進事業団、こういうところからですね。245万円、うわあ安いなあという考え、ぱっとするとうわあ安いなあ、へえ、そんな安い、私買いたいなあというふうになるかも知れませんが、この値段が高いか安い、果たして実際はどうか、これはこれからの問題ですよ。この値段が高いか安いかは今後の利用方法にかかってきます。なかなかこの北地区、今まではそういうふうの施設の非常に少ないとこでございました。地元議員の青木議員のご努力もありまして、このようなサン・ワーク広陵というのができたんでございますが、これが広陵町が買い取るということでございます。

私はいろんなどうしても電話かけてくださるの、大抵ご婦人の方が多いんですが、いつも私不思議に思うんですけど、何かあったら電話欲しいんですよ、そうしないと私わからないんですわ、なかなかそんな歩いている、毎日歩いているわけやないんですからね。電話かけてもらって初めて教えてもろうた、ああそういうことがあったんかということをお私思うんですわ。北ですっちゅうたら、うちの真美ヶ丘、馬見北じゃなくて大字北とこういうことですが、この地区はなかなか働く婦人のいろんな活動場所、うちのニュータウンとか多いんですよ、エコ・マミ行ったらいっぱいありますわ。なかなかこの辺は働く婦人の活動できるような場所が少ないのではないかと。使用範囲をここはひとつ広くとって、かつ社会参加を図れる、あるいは自己研修を図る、町民の有意義な施設になってくれたらありがたいなあということをお考えております。非常に維持費も高うかかります。当然そこに職員入ってんですけど、この人件費も大変な人件費です。この辺からいろいろ検討をしているとこういうようなことも聞いておりますもんで、この検討の進みぐあいはどうなのか、これについてお聞きしたいと思います。

以上、5つのポイントにまとめたとでございます。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町長 坂口議員からご質問がございました。毎回坂口議員は見る目を変えて、数多くの課題とご提案をいただいていること、感謝でございます。

まず、初めのバス路線廃止に伴う市民キャブ運行実現化へ向けての町の協力体制を問われておったのでございます。

答弁といたしましては、本年3月議会での坂口議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたように、15年3月末には高田百済線が休止となりましたが、9月には高田法隆寺線が休止見込みとなっております。このことはまことに残念なことでございます。このような状況において、町内のNPO団体が県に対して県下全域を対象とした構造改革特別区域、構造特区と申しますが、この区域でのNPO有償輸送を提案されましたが、高齢者や身体障害者の方などのために早期実現を期待申し上げるところでございます。町はこのような構造特区につきまして今後もさらに研究を重ねるとともに、県の指導を得ながら必要な資料の提供に対応をしまいたいと考えております。

ご質問ありましたように、全面的にフォローアップをしまいたい、バックアップをさせていただくことにしたいと思います。

次に、2番目の児童育成クラブの拡充と学年延長ということでございます。

現在の3年生までを高学年まで引き上げる学年延長ですが、児童福祉法に基づき実施いたしております児童育成クラブにつきましては、おおむね10歳未満の児童、3年生までを対象に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る目的として設置し、実施しているものであり、学年の引き上げにつきましては小学校4年生以上にもなりますと児童自身も自立していることにかんがみ、福祉として実施することは考えておりません。厚生省の雇用均等児童家庭局育成環境課長さんから通知をいただいております。原則として1年生から3年生の低学年、しかし4年生以上についても配慮されたいという通知はいただいております。

また、育成グループの協力につきましては民間活動の行政参加ということで大いに賛成するもので、前向きに進めてまいりたいと考えております。

次に、支援費制度でございますが、現状の実態とPR不足ではないかというご質問でございます。

支援費制度につきましては坂口議員が詳しく説明をくださいましたが、障害者の自己決定を尊重し、障害者みずからがサービスを選択して事業者、施設と契約することによりサービ

スを利用する仕組みであり、平成15年4月から施行されております。

お尋ねの支援費制度の申請の実績と居宅介護事業の決定時間数につきましては、現在居宅サービスが38件、施設サービスが30件、計68件の決定を行っております。居宅サービスのうち居宅介護、いわゆるホームヘルプサービスにつきましては12件の決定を行っており、1カ月に利用していただける時間数は平均して1人当たり身体介護は12時間、家事援助は16時間、移動介護は22時間となっております。

続きまして、支援費制度と介護保険とのサービスの併用についてのお尋ねでございますが、介護保険の受給者につきましては支援費制度と重複するサービスについては介護保険が優先となります。ただし、視覚障害者の方の移動介護や全身性障害者の方で介護保険の限度額を超えるサービスが必要と認められる場合、介護保険の限度額を超えるサービス分については支援費制度の対象となります。本町におきましては現在実績はございませんが、今後該当するようなケースが出てきた場合、対応をしてみたいと考えております。

最後に、支援費制度のPR対策についてのご質問ですが、現在までに手帳所持者に対するパンフレットの配布、広報での支援費制度に関する継続的PRを実施してきたところであります。また、民生児童委員を対象に支援費に関する説明会を行い、ご協力をお願いしているところであります。今後につきましても手帳の新規所持者に対し冊子を用いたPRを行うほか、広陵町手をつなぐ育成会の総会時に支援費制度の申請手続等の説明を行う予定であり、また障害者の方に制度が定着するまで広報等を通して啓発を行ってみたいと考えております。

次に、エコール真美北側の塔の整備事業の進捗状況でございます。

真美ヶ丘のニュータウンのほぼ中央に位置する馬見中3丁目1番一部街区につきましては、都市基盤整備公団との協議の中で従来の真美の塔にかわるものとして新たにメモリアル広場、646平米ございます広場が誕生することになっております。また、隣接地には従来公団の管理であったテニスコート2面が3面に生まれ変わり、整備後は広陵町に移管されることになっております。

今後のスケジュールにつきましては一日も早い実現に向かって協議を重ねてまいりましたが、8月下旬をめどにテニスコート、2,007平米あります。そしてトイレ、駐車場、988平米あります。これらの整備が完了をする見通しとなっております。このことから、9月3日にはメモリアル広場のオープニング式典を実施する運びとなりました。整備後のテニスコート設置等につきましては、今議会において都市公園条例の一部改正についてを追加議

案として上程させていただき、ご承認を得た上で一般に供用を開始いたしたいと考えております。

なお、テニスコート及び周辺整備にかかる費用につきましては、公団の当初設計では約1億円程度とお聞きをしております。この事業における町の費用負担につきましては、駐車場の整備費として当初予算500万円を計上をしております。大きな財産を公団から譲り受けることとなりますので、大切にに使わせていただきたいと思います。

次に、最後の質問でございますが、サン・ワーク広陵、本町に譲り受け後の有効利用方法をお尋ねでございます。

答弁としてサン・ワーク広陵の今後の利用につきましては広く全町的に取り組むべき問題と考えております。したがって、現在の利用形態にとらわれず、また他の施設の利用状況等も踏まえた中で、町の総合計画も視野に入れて検討をいたします。現在、事務レベルでは県内の雇用促進事業団の関係施設の状況等について資料の収集を行い、素案ができつつあります。また、本施設のあり方について検討をしていただくための施設利用計画検討委員会も近々発足いたす予定でございます。以上でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 今バス路線、9月には高田法隆寺、これが廃止の見込みである、こういうふうな非常に心配なことも今町長の口から非常に傍聴も多いんですが、そういうのをいわれております。これもう時間がないんですね。こんなんはほぼ決まっていますね。これはもうなくなるんですよね、9月になっちゃうと。実態、私も行ったんですが、ずうっと高田から一直線にずうっとあの中通って法隆寺まで北に上がっていくんですが、その線がなくなるということなんですね。これなくなったら、またじゃあどうするんだという話が出てきます。当然町にもいろいろ努力をしてもらわないかんちゅうことはもう十分わかっております。もう費用も出せっちゃう、そういう話もいっぱいある、聞いております。奈良交通かってもっと早う頑張ってやれえというても、いかんせん、向こうは客が乗らんと空気走らせとるわけにはいかん。広陵町でもかつては町内のバスをちょっと運行しました、二、三カ月。あれも見たら車は走っているが人は乗ってないと、空気運んでますって何という税金のむだ遣いということになって、結局もう中止になったんですけどね。そういう苦い経験もございます。ここはなかなか実態と計画をしても合わないちゅうのが現実でございます。そのために日ごろ日常生活上、そういう高齢者、障害者の移送や介護やいろいろサービスにかかわっているところの住民の方に協力してもらって、実際の具体的な例、果たして町内で何人がどのぐらいいて

るのかと、これが一つ。

果たして実際そういうような運行は可能なのかと、その辺の当局も非常に心配していると思うんですが、具体的に計画案、各部門にも出したんですけど、今の計画案、このような計画で出しております。当然車が要ります。福祉車両が7台。当然運転する、これが2種免許で、いわゆるタクシーの運転している2種免許っちゅうのが要るんですね。今はそんなもん要らんじゃないかっちゅう話もあって、当然基本的に2種免許要る。この2種免許が要る人間8人。当然運行管理っちゅうのが必要なんですね。運行管理者、これは普通ならば奈良交通の定年になったおっちゃん、所長さんに呼んでこんかとかこういう話になっちゃうんで、そういう中で運行管理者も2人。2級整備士、当然整備関係要ります、1名、これはいます。この運転するのはすべて女性の方でございます。ヘルパーでございます。私、何で女性の能力開発が必要やぜという、その一つのポイントは女性でもタクシー免許を時間かかりましたけど8名取れました。3年かかったんですけどね。だから、女性というのはそういうすばらしい能力が残っておるんですね。後の次の学童にも響いてくるんですけどね。

そういうところをやはり順番に計画したら実際取れるということで、計画は県に出しております。県としてはこれは拒むことはできないんです。当初はこない、そんなん実際できへんかったら、これは計画無理ですわってこういうことになるんですが、現状具体的にになってきたということで、ここでやっとな今言っている町長の全面的な協力もしたいというようなことで今回答をいただきましたので、あと具体的には県が言うてきます。じゃあ人間何人要るとか、計画こんなんつくってくれとか、実際手帳を持っているのは何人とか、一つその具体策、うちの町内の担当部門はどこですか、あるいはそのようなのが来たら体制はとれるのか、この辺について再度質問したいと思います。

なかなか細かいですよ、この資料要るのは。この辺について本町の体制はどのように考えていくのか。いずれにせよ、9月末に廃止ということになりますと、非常に時間が急がれますので、その辺についても念押ししたいと思います。まず、1つ目の質問でございます。1問目。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 坂口議員さんの方からいわゆる乗り合いバス、奈良交通のバス廃止に伴います輸送手段の憂慮について、自分とこのNPO法人でございますところで構造特区におきます輸送ということで、奈良県の方にも申請されまして、受け付けされたということで、私の方にも文書等をいただいております。

先ほど2回目の質問の中で高田法隆寺線の廃止ということで、これにつきましては新家から河合町へ向けて、それから抜けて法隆寺まで行っている、この路線はまず廃止されます。広陵町までの路線の新家までは確保されるわけなんです、それ以上に竹取公園がその先にありますので、広陵町としては竹取公園まで延長をしてほしいという要望をまず奈良交通の方へさしていただきました。その中の協議の中でバスを回転する操車場が必要になってきますので、そうすると竹取公園の中で操車場を確保してほしいと、そしてバス停を設けてほしいというような奈良交通の要望で、奈良交通は一切金を出しませんので、これに対しての整備、あるいは駐車場は少ないという状況の中で果たしてこれがいいんかどうかということも検討をさしていただきました。その結果、新家までバスをとめていただいて、県道の整備を早くしてくださいと、歩道の整備を早くしてくれという要望に切りかえるという方針で今現在臨んでおります。バス路線の確保は一応はできるわけで、広陵町から以降、河合町を隔てての路線は廃止されるという状況でございますので、申し添えておきます。

現在申請されておりますことにつきましての資料等の提供は先ほど町長が申し上げましたとおり、町としては全面的に協力をさしていただくという姿勢でおります。

なお、この窓口としては私の方の企画財政部の方で一応担当をさしていただいて、必要な資料は各部署の方から取り寄せるということで、一括の窓口としては一応考えておりますので、今現在のところは企画財政部が担当するということでお答えしときたいと思います。よろしくをお願いします。

## 議 長 12番議員！

**12番議員** いずれにせよバス路線、当局もちょっと対応鋭意、誠意やっているということがうかがえました。これは具体的にまた9月議会にも話進んできますので、そのときまでも話具体的に出てきますので、ぜひとも協力を願いたい。そして、町民の不安を払拭したい、このように考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

2番目でございます。児童育成クラブ、これ先ほど実態をちょっと言わせてもらいました。実態、どう見てもやはりこれは東校区なんです、人数的あるいは場所的、地理的、いろいろ問題あるんですね。歩いていける、200メートル以内とかいろいろあるんですが、二、三百メートル以内ということですが、どう見てもこれは数少ない。定員5名、現状5名、もう入れない。こういうことなんですね。西小学校まで行ってくれっちゃうと、これはまた百済から西小学校のどこまでこれ歩くとなると、これは果たしてどうなんでしょう。大分遠いんですね。ただ、私が言うてんのはもうこの公立とか公設、公立、直営、役所本庁職員でやる、

これで考えるとどうしても発想がとまってしまうんですわ。そりゃあもう公務員は総定員法もありますし、本町の税金が、毎月毎月集める町民税が16億円ですからね。それに対して今私も入ってんですが、人件費だけでも18億円、19億円、使ってるでしょう。食いつぶしてんですよ、集めている税金以上に。毎月毎月サラリーマンが払っている町民税がそんだけなんですわ。現状はそういうことになっております。

ですから、これ非常にしんどいんですが、どうしてもこの東校区、これは何らの対応をとっていただきたい。別段新しいものを建てても大変ですからね。例えばお寺が余っている、そこを借り上げてやる、町が。それを貸し出しする。こういうのが新しく東京近郊いろいろ私らも研修に行きますと、遊休施設の借り上げと言うんですけど、後は市民グループに貸してあげていろいろな各種活動をしていく。その活動はあくまでも今言うている町民対象ですよ。町民対象の活動なんやね、こんなん商売でなんかで使ったらいけませんからね。そういうことがどんどん出ております。いわゆる遊休の有効利用。こういうことにはなるんですが、その辺も考えて、これはぜひとも5人ではどう考えても、これは少ないです。はっきり申し上げておきます。これについて再度協力とこれからの運営体制について再度お聞きしたいと思います。2番目お願いします。

**議 長 助役！**

**助 役** 東小学校区におけるかしのき児童育成クラブの定員が5人と、余りにも少ないというご指摘でございますが、現在5月31日現在では6名になっております。だから、あと定員は5名であります。希望があればどんどん入所していただくとこういう対応をとりたいと思います。それから、もっとふえればいろんな場所も考えていきたい。現在、この5人から6人、あるいはあと数名ふえても部屋が現在25平米の部屋を使っておりますが、これも工夫して大きい部屋もございますし、また体育館という施設でございます。アリーナも使っていただけますので、ここ数名ふえるぐらいでは十分対応が可能と考えておりますので、やっていきたいと思っております。

**議 長 12番議員！**

**12番議員** ありがとうございます。それで早速それでは申し込んでいただいて、そのふえたらふえた数字に応じてまたさらに検討して加えていきたい、検討をお願いしたい、このようなことで今回の質問は終わりにしたいと思います。

続いて3番目、支援費制度であります。

この支援費制度、先ほど実態が示されました。在宅38件、施設30件ということでござ



います。実際これ手帳を持っている方は何名の方が手帳を持っておられるのでしょうか。それが1つですね。

利用率はどうか、それから考える利用率、そして先ほど言われました身体が12時間、家事が16時間、移動22時間、トータル数十時間、こういうことのこれは課長、この時間は町が決定して示すんですね。介護保険の場合は介護度に応じて自動的に決まってくるんですけど、この場合は申請は町に出して、町が必要と考えられる時数を決定するということになっております。この数字から見て、実態の手帳を持っている人数、利用率どのようなものなのか。

通常、例えば介護4とか5とかいいますと、それこそ100時間近くまで時数を使えます、在宅の場合ですよ。4や5やですね。これから考えてこの時数、今数十時間ですが、50時間ですが、この辺の関連からどうでしょうか。

もう一つこれ介護保険、介護保険で使える範囲っちゃあ非常に狭いですわ。介護保険使える範疇っちゃうのは。身障のこの支援費っちゃあ結構いろいろなことにも使えるんですね。例えば集会行くとか、自分の生活の向上のために使うとか、あるいはリハビリのために外出をすとか。こんなもん介護保険で使われない項目が、この支援費では使えるんですね。その辺がなかなかわからなくて、先に介護保険使いなさいとこうなるんですが、介護保険の使える項目ってったら決まっております。この身障の支援費っちゃうのはかなり範囲が広く使えます。この辺についてもPRが必要であると思いますので、その今の言われた実態から見て現状はどうなのかということで、これについてお聞かせ願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 身体障害者の手帳をお持ちの方の人数でございますが、これは身体障害者として808人、知的障害者として106人、合計で914名がおられます。これだけの数がおられて、申請者は38と30人と、いかにも少ないとこういうご指摘でございますが、現在この支援費制度については種々PRをしているところでございます。ただ、この914名の障害者の手帳をお持ちの方がおられますが、この方がすべてこの支援費に該当するかというのはどうかとも思います。心臓のペースメーカーと申しますのか、そういう方とか、あるいは指を切断した方とかいろいろおられますので、日常生活には何ら影響ないという方も多々おられます。しかしながら、この合計で68のまだ現在申請でございますので、種々のPR紙がございます。広報にもどんどん掲載して、この制度を徹底していきたいと考えております。

議 長 12番議員！

1 2 番議員 この制度の難しいところはいろんな団体ありますね。身障団体があります。この団体に入っている方は割とスムーズにこのニュースが来るんですわ。自分らでもいろいろ研究してますけどね。だけど、実態としては入っていない人が非常に多いのが現実なんですわ。ほんで、2つ目がその相談するところ、そりゃあ役所へ相談したらええっちゃうようなもんなんですわ。ところが、なかなか役所まで行くのがおっくうやと。そりゃあそうですわ。足がなかったら行けないですからね。なかなか役所行くのおっくうやということがございます。その辺のPRについてもやはり本町はやっぱり民生児童委員、非常に活動盛ん、あるいはお年寄りの訪問チーム、安否確認チームとかいろんな各種団体がございます。この支援費制度というのは介護保険の場合は割と説明会もあったんですわ、各地区ごととか。介護保険こんなんですよと非常に詳しく説明もありました。新聞もたくさん取り上げてました。この支援費制度、九百四十何名、実際にいることは現実はおるんですわ。だけど、じゃあ出していいもんやら悪いもんやとこういうことを非常に私も聞いておりますので、この辺はその辺のフォローを十分お願いしたいということで今回の要望ということで、この質問はこれで終わりたいと思います。

続いて、エコール・マミのテニスコートでございます。

2面から3面ふやしたよと。これは費用は公団が持たせると。後は当然町の方がいろいろ、町側の管理費とか要ることは要るんですが、このテニスコート、非常に今人気高いんですわ。うちのニュータウンのどこ、テニスコート見てもらったらわかる、平日の昼間でもいっぱいなんですよ。私もちょっと平日いろいろあちこち活動して見るんですが、平日の朝は何時ごろかな、8時か9時か何かもうそんなぐらいからもういっぱいいておられますわ。夏になったら、こんな暑い中でもっていてもいっぱい、ほんなようこの暑い中でやってるなというぐらいいっぱいおられます。非常に人気の高いテニスコートであります。これはちょっと心配、このテニスコート、例えばこれ当然広陵町がするんやから広陵町民しか使わせないとこういうことにはなると思うんやけど、これは他町から香芝なんですけど、これはどうなんでしょうかね。ちょっと心配なのが、この公団の費用でやったら当然公団は有意義に地元使ってくれっちゃうたら、香芝側もあるんかわかりません。その辺ちょっと管理、うちだけに限定するんか、あるいはどうするんか、その辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

9月にオープンしたいということなんで、非常に期待が持たれます。一刻も早くしてほしいと思います。後の管理体制、どう考えられるか、それについてお願いします。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 管理体制のことについてお答えをさせていただきます。

この一般質問の後、きょう追加議案として都市公園条例の一部改正案で提案をさせていただく予定にしておるんですが、この中では町立の公園ということで移管になりますので、テニスコートの使用する対象者は町内の個人及び団体という形で限定をさせていただいておるものでございます。以上でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** わかりました。

じゃあ、最後はサン・ワーク広陵でございます。

既成の現実にとらわれなく広く考えたいとこういうようなことで回答をもらっております。検討委員会、これも準備今やってるところとこういうことで聞いております。この実際の具体的な利用方法はどのぐらいのスケジュール的にはどのぐらいから考えておられるのかということですね。検討委員会、これからどうするんか、9月までされるんか、ちょっとわかりませんが、その辺の具体的な進捗状態、これについてはどうでしょうか。お願いします。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** ご質問のスケジュールの件ですけども、予定といたしましては検討委員会を今月から実際にもう始めたいと思っております。それで、実際運用していくという部分については秋ごろをめどにしたいというふうに思っております。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** わかりました。今月から検討委員会やりたいとこういうことで、9月議会ではまたその成果などが発表さしていただけのかなとこういうようなことを期待しまして、今回は5つの分野、この5つの特徴はすべて女性の方からこれは電話がかかってきた、あるいはいろんな要請から、たまたま、今日女性の方が傍聴、非常に不思議なことだといつも思うんですけど、非常にいや、これはほんなですよ。非常にそういうようなことでなかなか女性の意見が非常に本町も活発なところでございますので、町長はいつも人に優しい、女性の味方である町長であるとういうようなことを私も聞いておりますので、こういう具体的な実例を示しまして私はちょっと言わさしてもらいますので、町長についても実現へより一層の努力をお願いしたいということで、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

**議 長** 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

(A.M. 11:17休憩)

(P.M. 1:05再開)

**議長** それでは休憩を解き再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

**4番議員** まず最初に、議会運営について議長に抗議をしたいと思います。

事実、私個人的な問題ではなく、わざわざ婦人会が議会傍聴をしていただいているのに、夜やまたその他のところでも議会傍聴が議会として積極的に勧誘している中であって、45分も時間があるというのに一般質問を途中でやめるという点は非常に議長の運営として有権者の立場に立った運営とは言えないというように思います。まして、議員に時間を延ばせというような指示を出すというのはもってのほかであります。それで、5分で終わるところを15分にするというのは、もうとんでもない議会運営であるということで議長に抗議をしておきたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

議会の活性化の取り組みについてであります。

内容はまず1回目は読まさせていただきます。

国が財政運営の失敗の責任を国民や地方自治体に押しつける中、昨年11月全国町村大会、町会議員議長全国大会が開かれてました。その中に議会の活性化について要望が出されているわけですが、どのように理解されているのでしょうか。まず1つの質問であります。

また、議会の議決事項について範囲の拡大が要望されており、自治法第96条第2項の活用も視野に入れております。議会が町民に責任を持つ範囲を広げることは当然と考えるわけです。基本計画や各種マスタープランを議決事項に加える条例の改正をすべきでありますかどうか。

さらに、請負契約の議決が法律の改正であったわけですが、バブル期3,000万円であったものが5,000万円に引き上げられ、議会の権限が逆に弱められていると言わざるを得ません。もとに戻すべきだと考えるわけですがどうでしょうか。

2番目、入札制度の改定についてであります。

予定価格の事前公表後、町と業者とその部分での癒着はなくなりました。しかし、新たな問題も生まれています。談合の疑いが一層明確になり、落札のほとんどが予定価格に張りついている状態です。この問題では先進地視察した座間市での改善策、これは昨年12月議会

やことしの3月議会でも述べているわけですが、示したわけですが、どのように取り組んでこられたでしょうか。

また、改善策の検討は5日付日経新聞でも公共工事単価高どまりとの記事が掲載されています。激しい財政の中、適正な競争により大幅な財源が生まれることも明らかであります。不良不適格業者の排除対策については委員会で議論をしてきたものですが、その後の対応と対策についてどのように取り組まれているのでしょうか。

3番目に、住宅密集地における宅地、雑種地の利用についてであります。

広陵町でも最近、中で建築資材の業者が置き場として利用し、そしてその中での騒音や危険な状況を生み出していたものであります。古寺や赤部、そして斉音寺では撤去されたものの、大きな被害を生むような状態がありました。百済、安部新田、馬見北、沢ではたびたび2回か3回ですが、資材置き場でのぼやが発生している状態があります。広陵町では他町村に比べてこのような宅地、雑種地の利用の形態が土木建築関係についての廃材置き場やまた産廃業者の置き場として利用されており、この点での近辺の方々からの苦情を解決するに当たって、町職員も非常に苦勞をされています。農地転用後の申請目的外利用状況、ばい煙、汚水、騒音、振動、廃棄物、事業の有無など、その都度とらえる難しさや美観、景観なども問題になっています。苦情処理に当たって行政指導の徹底は当然であります。限界もある中に、粘り強い話し合いを基本としながら安全で良好な住宅地の確保は行政の責務であり、その理念を具体的に実践するための根拠が必要になっています。法に基づくものとともに、町条例も必要です。条例化のための調査研究を緊急に行うことが求められていますが、どうでしょうか。

4番目です。施設介護の問題について。

特別養護老人ホームなどの施設サービスでの問題点が顕著にあらわれてきています。当初から心配された保険あって介護なしとも言える実態があります。待機者は県の調べでも実数、これは去年の4月ですが、2,400人とされています。また、施設サービスの介護報酬が平均4%引き下げられ、要介護度の低い人ほど下げ幅が大きいため、軽度の人は入所しにくくなるとの懸念が現実のものになりつつあります。実態把握は行っているのでしょうか。

さらに、施設の増設が必要だということになるわけなんです。どのように取り組みを行っていくつもりでしょうか。

5番目、住民参加のまちづくりについて。

公募による50人会議など、個々の課題での住民参加はできつつあります。しかし、清掃センター問題など重要な課題では住民参加を拒否しているような実態が一部に生まれています。ばらばらな対応は町に理念が確立してないところから来るものであり、先進地に学び、あらゆる場面に住民参加を貫いていく基本条例を検討すべきだと思いますが、そのような考え方がおありでしょうか。

6番目、中学校給食の必要性について。

平成7年7月4日に中学校での給食問題について答申が出されました。その後、答申とは違った必要なしの考え方が教育委員会を支配して今日に至っているわけですが、女性の社会進出、栄養過多とも言われる時代に成人病の低年齢化、健康問題への大きな関心から改めて中学校給食実施の要望が強く、必要な施策だと痛感している次第であります。過去の経験を経て、現状認識を新たに持ち、中学校への自校方式による給食の実施を検討すべきですが、新たな検討課題として要望をするところであります。

7番目、産業活性化の取り組みについて。

各地で大企業を中心とした工場閉鎖が相次ぎ、大企業の社会的責任の放棄と批判されてきています。その一方で、地域経済の活性化への取り組みが自治体ぐるみで起こってきているところも各地で生まれています。広陵町では地場産業を中心に前進は見られてきたわけですが、現状に追いつかない現状です。全国でも自治体によるさまざまな先進的な取り組みを紹介してきたわけですが、広陵町での取り組みは小手先の取り組みと言わざるを得ません。中小企業基本法第6条の精神を生かし、町ぐるみで経済振興基本条例の制定の研究を行うべきですが、どのように考えていますか。改めてお伺いいたします。

そのため産業振興課を設け、21世紀の広陵町の産業の拠点を行政として打ち立てるべきではないでしょうか。

また、農業の振興でも行政が生産者と協力して常設の朝市の設置、広陵地域内での消費の徹底など、まだまだ行うべき課題がたくさんあるわけですが、どのような施策で取り組むべきかと考えておられますか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 寺前議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

傍聴者が少なくなったことで少々ご不満をいただいているようでございますが、やはり真の議会活動は多くの問題点を提起をいただいて、そして解決する、そのことが肝要だと思います。

ますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、初めの議会の活性化の取り組みでございますが、昨年11月に行われました町村議会議長全国大会で国に対し要望をされた内容については存じておりませんが、議会みずから活性化するための取り組みをされておることに敬意をあらわす次第でございます。それぞれの立場におきましてよりよいまちづくりを目指していく気持ちには変わりはありません。

基本計画や各種マスタープランの策定につきましては、法定議決事項になっていませんが、本町では審議会、委員会等を設けるなど、住民の貴重なご意見を反映すべく考慮しております。また、重要なプランにつきましてはその都度議会と事前に協議をさせていただいており、今後も引き続き各種資料を提示しながら重要事項を協議したいと考えております。

なお、工事または製造の請負の議決につきましては、政令により町村は5,000万円を基準として定められており、その金額を下回ってはならないことになっております。ご理解をいただきたいと思っております。

2番目の入札制度の改善についてでございますが、入札は適正に行っております。すべての業者には必死になって入札に挑んでいる状況にあり、そのような話は一切聞いておらないわけでございます。業者の皆さんには競争意識を高めていただくため、できるだけ多くの業者を指名し、参加していただいているところであります。

不良不適格業者への対応と対策でございますが、まず町の建設工事から暴力団を排除するため、従来の指名停止要綱に新たに暴力団排除関係に基づく指名停止基準を追加し、これを実現するため5月23日に役場におきまして正・副議長がご立会をいただきまして、奈良県高田警察署長との間で暴力団を排除するための調印式を行いました。

また、業者の皆さんには適正な工事現場を構築していただくために、全職員一丸となって指導をより厳しく行い、より強化に徹底してまいりたいと思っております。そして、多種にわたる入札制度も見直してまいりたいと考え、事務職員や技術職員は常に意識を持ち、その解決に向かって努力を願っているところであります。

3番目の住宅密集地における宅地、雑種地の利用についてでございます。

多くの問題点をご指摘をいただきました。答弁は現在は広陵町開発指導要綱に基づき行政指導を実施しています。奈良県にも開発許可要綱がありますが、条例化の予定はないとの方針を伺っています。また、県内の市町村でもその動きはほとんど見られません。現時点では必要な指導が実施されていると考えておりますので、条例化の予定はありません。

また、ご指摘の公害関係の諸問題は住民生活部で対応しており、開発関連の諸問題につき

ましては開発者との事前協議の段階で関係課に意見を求めて解決しております。今後とも元気で優しいまちづくりをモットーに適切な指導を心がけたいと考えております。

4番目の特別養護老人ホームの施設サービスでの問題点が顕著にあらわれているというようなご指摘でございます。

答弁といたしまして、特別養護老人ホームにつきましては直ちに入所の必要がない高齢者であってもとりあえず入所の申し込みをされている実態があり、その結果、入所の必要性の高い人の入所が直ちに入所の必要がない人より後になってしまうといった問題が存在したため、このような実態を解消すべく、平成15年4月以降、優先的な入所指針の設置が義務づけられました。この結果、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、より透明性及び公平性に配慮した入所基準と施設サービスの提供がなされることとなったものであります。

今後新規に開所を予定される施設、法人等につきましては、許可権者である県と十分に調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、住民参加のまちづくりでございます。

住民参加のまちづくりについては、寺前議員からたびたびご質問をいただいております。行政における住民参加の重要性を十二分に認識いたしております。構成員については配慮をしております。文化財30人会議や合併50人会議は一定の評価をいただきました。今後においても先進地事例を研究しながら、住民参加のまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

なお、今年度におきましてはより広い住民参加により、町民の皆様は合併問題について学習をいただくとともに、ご意見などを拝聴する合併問題講演会を開催する予定であります。

また、町に数多くの行政委員がおられます。いろんな立場でご活躍を願っていますが、兼ねている人が多いのでございます。1人1役にさせてもらい、多くの住民参加を願っているところでございます。

中学校給食は教育長が答えます。

7番目の産業活性化の取り組みでございます。

産業活性化につきましては、質問の中でも触れていただいておりますが、地場産業である靴下産業の立て直しを図るべく取り組んでおりました。地域産業振興活性化事業により、これまで常設店舗の設置や新規販売経路の開拓等、徐々に形としてあらわれてきており、今後とも商工会と連携を密にさらなる方策に取り組む所存であります。

また、経済振興課を設けて研究をしてはとのご意見でございますが、現在の産業振興課で産業活性化に鋭意努力してまいりたいと存じます。



本町独自の経済振興基本条例の制定につきましても、これまでもご質問にお答えしておりますように、現在制定は考えておりません。

次に、農業振興での朝市の設置、地域内消費、いわゆる地産地消であります。施策の実施については本年4月にオープンいたしました竹取公園の駐車場の一角に設置された常設店舗の附属施設におきまして、生産者が直接農産物を販売され、注目をいたしています。

また、この他にも地元の農産物を直接販売する新たな拠点づくりを目指し、地域に根差した活動を展開してまいりたいと考えております。

以上のとおりでございます。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 寺前議員の中学校給食の必要性についてということでご答弁申し上げます。

中学校給食につきましては、検討委員会において平成6年6月から7年6月までの6回にわたりまして学校給食に関する意見について議論が交わされ、結論といたしましては自校方式による完全給食は実施しないということで答申が出されているところであります。その後、教育委員会といたしましても議論を重ねてまいりましたが、いまだ改めて再検討をすべき状況の変化には至っておりません。しかしながら、家庭の事情により連続的に弁当を持参させることができない子供がある場合の食に当たりましては、今後も引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 1番目の問題であります。

これは議会自身の問題でもあるわけですが、理事者の協力を得なければならない課題がたくさんあるわけでありまして、まず第1番目に、最後のところの議決事項、いわゆる契約の議決事項で3,000万円が5,000万円に変わった。あれはバブル期のときに非常に金額が高額になって、その点については実情に合わなくなったからということで変えられたわけでありまして、しかし、現実に広陵町議会で昨年、一昨年、あるいはその他含めても5,000万円以上の議決の事項というのは建築以外はほとんどなくなってきているのが実態であります。3,000万円についても数は少なくなってきているわけでありまして、それについても現実に議会の議決ない契約がまかり通っているというのが実態なわけですから、私はこういう点で3,000万円についても昨年で言えば10件もない、もっと少なかったように思います。5,000万円に至っては建築で言えば一件もなかったんかな。土木では一件もなかったというように認識しているわけなんですから、実態に合っていない。議会の契約

の議決事項という問題に対してどのように考えているのかというのがあるわけです。

政令事項だということをおっしゃっているわけですが、少なくとも議会に提案をしていくのは理事者側でありまして、この理事者側がその点について認識を改めればすぐできることでもあります。つまり、議会のいわゆる機能を強化することが必要だということの認識に立てば、従前のように3,000万円以上の契約については議決事項として取り扱う、このことも決意でできます。私は議会の活動を含めてこの問題については実態に即してとりあえず3,000万円以上の契約案件については議会に提案していく、このことを強く求めたいわけですが、これはひとえに理事者側の努力にかかってくるわけでもあります。

また、もちろん議会が全員協議会等を開き、勉強会を行いながら議会の活性化のための自主性の強化の部分でどのように扱うのかということも必要です。議長に議会運営委員会等での全国町村議長会が提案している活性化に関する要望書についての勉強会を開くことも提案しておきたいと思います。

そういう中で、その議決事項の具体的な内容についてはその問題について改めてご答弁を願いたいと思います。

さらに、これは平成9年7月に地方分権推進委員会が第2次勧告の中で地方議会の活性化についての提言に基づいて行われているわけでもあります。この中では6項目以上の内容がありました。今回、昨年の全国大会で出ている内容について言えば、議員定数については実情に応じた、意向を反映できるような数にすべきだということでもあります。また、定例会はそれぞれの議会が必要に応じて開催できるように法定の回数制限を撤廃すること、それとまた議会の組織自治権を強化するため、議会の内部組織である常任委員会に係る1議員1委員会制の制限を撤廃することなどがあります。

また、議会の決議権範囲の拡大については基本構想及び基本計画に改めることとこのようになっています。また、住民生活に直結する高齢者保健福祉計画、一般廃棄物処理計画等各種個別計画のマスタープランを議決事項に追加すること。事務事業の民間委託、企業と結ぶ公害協定等司法上の契約でも重要なものは法定の決議事項に追加すること。こういう内容や重要な点では、第4番目では地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるように改めること。これも再三この広陵議会でも取り上げている内容であります。議会の議決権の強化では、入札や契約に関して取得、処分による規制を緩和すること。これは先ほどの内容であります。予算審議を徹底し、政策論議を活発にするため具体的な施策内容を明示した目を議決の対象とすること。決算が不認定の場合、首長から議会への説明

を義務づける条文を法定すること。こういうような形にあるのと、専決処分は議会を招する暇がないとの理由で乱用されている嫌いがあり、この乱用をやめるためにも要件を客観的に明確化することなどにもあらわれています。

あるいはまた、議員の政策立案審議能力の向上については何といても、政策立案やチェック機能の強化に十分にこたえられる事務局体制を強化する。このことも強く求められているものであります。町村議会事務局を、これは条例で広陵町は置いているわけで、事務局及び議会図書室の充実強化のための財源強化措置を講じること。地方議会の意見書については成立処理の義務を明文化すること。こういうような形で昨年11月の全国大会でうたわれているわけであります。

私は議会自身がどのような形で対応をするのかということについても当然必要な部分であり、この案文については全国議長会に出席されている歴々の議長がこの内容については責任を持って広陵町議会での活性化のための取り組みの勉強会を率先して開いていく責任があるうというふうに思いますので、議会の議長歴任者には要望しておきたいと思いますが、町長部局にあつて今述べた点について少なくとも先ほどの答弁では事前協議を行っている、事前協議をさしていただいているということが述べられています。確かに町長就任後、その機会は多くなったというように思います。しかし、結局重要な防災会議での防災計画、あるいはまた最近の事例で言うと今持ってないですけども、マスタープランについても、これは福祉計画についても議会代表は入ったわけですけども、事前に議会がきちんとした形でのものになっていない。結果としての全員協議会等は開かれたわけですけども、いわゆる事前での具体的な打ち合わせがない。こういうことになっているわけなんです。そういう点で言えば、やはり重要な町の施策については事前の協議を含めて議会での審議を保障していく、こういうことがとりもなおさず必要であります。

後の住民参加のまちづくりのところでも関係するわけですけども、そういう点での理事者側の議会に対する配慮、決意は必要だというように思いますけれども、その点どうでしょうか。そういう点についてご答弁をお願いしたいと思います。

**議 長 町長！**

**町 長** 議会のことは全国大会の資料も手元へ取り寄せました。やはり広陵町の最終意思決定を預かるやっぱり議会でございます。役割と責任は大変重いのでございます。そこで、すべてがご相談を申し上げるというのではなく、地方自治法ではこの範囲とあらかじめ決められているわけでございますが、5,000万円を3,000万円にせよという案もござい

ますが、その案は全国の議会議長会では言われていませんね。その数字はありません。（４番議員「数字は入ってないけど言われているよ。議決事項についての拡大。」）拡大というか、数字はそれは入ってません。簡略された意向でもありますし、何が何でも相談せよということではないわけですが、しかし私どもはやっぱり議会議員さんと両輪のごとく歩まなければ町はよくなりませんので、何でもご相談を申し上げる、そういう姿勢には変わりありません。やっぱり役割、責任、その分担はしっかりとさせていただきたいなどそのように思っております。いずれにしましても、こうした事項がたくさん書いてございますので、今後は議長さん、また副議長さんもおいででございます。議会の要職にあるお方と十分協議をしながら進めてまいりたいとそのように思っています。

**議 長** ４番議員！

**４番議員** 私は先ほど３，０００万円の契約案件のことを言ったわけですがけれども、契約案件というのは広陵町の重要な仕事の一つです。そして、それに取り組む議会にとっても議会の機能チェックという点で言えば、不正防止にかかわる点で最も重要な案件になるわけなんですけれども、広陵町の実態で言えば５，０００万円以上の契約というのはほとんどなくなってきているのが現状であります。そすれば、契約案件はたくさんあるのに議会にかかるものが少ない、これは自己矛盾を起こしている内容になってくるわけですから、少なくとも現状で言えば３，０００万円、過去に戻って３，０００万円、これでも年間５件もなくなってきているような実態ではないかというように思うんです。そういう点で言えば、この重要な町の行政の仕事を議会が素通りして通っているという点は、不正常的な状態だと言わざるを得ないわけですから。そういう点で言えば、３，０００万円以上での内容については全員協議会等で提案をして具体的に審議をしてもらいたい。こういうことがあってしかるべきだと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

それと、地方自治法第９２条第２項では条例によって議会の議決事項を追加できるようになったわけですね。これも議会の権限強化の一つとして法律が改正されたんですけれども、この活用については当然あってしかるべきだというように思いますけれども、それとあわせてご意見をお伺いしておきたいと思います。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいまご指摘をいただきました事項につきましては、今後議会と協議を進めてまいりたいと思います。

**議 長** ４番議員！

#### 4 番議員 2 番目に移らせていただきます。

入札制度の改善の問題であります。

1 つはここに契約報告書があるわけですが、これは昨年 9 月の分であります。この内容を見ますと、昨年 9 月はいわゆる競争原理が働いて 50% での落札が数件ありました。その後、事務方にとってこの面については問題だということで、いわゆる最低制限価格を導入して 70% が最低制限価格だということで、12 月議会等でも何件か 70% の落札があらわれていました。しかし、大多数が 98.8%、99.29%、98、97、98。結局予定価格の公表によってこの公表された数字に近づいている状態というのは、明らかにこれは競争原理が働いていない、こう言わざるを得ないわけですね。なぜかといえば、とろろと思えばそれ以下の入札価格を入れられるのに、それ以下の入札価格を入れない業者が入札参加者の中にすべてだったということですから、逆説的に考えて話し合いによって落札業者を決めている、こう断定せざるを得ないような実情があるのではないですか。

これは異常な状態なんです。私たちが座間市に視察に行ったときに、市外業者を 1 社入れるだけで落札価格が非常に下がった、こういう実績も数字を示して本会議で示したこともあります。私は現在他町村の業者を入れるというところまでできないわけですが、現時点では言わないわけですが、こういうような状況が続いている限り、業者自身のみずから首を絞めていく状態をつくっているのではないかと言わざるを得ないわけなんです。私は残念ながら談合をしている現場を見たわけでもなし、談合をしているという状態を確認したわけでもなし、そういうような状態だからこそ、理事者側にとってもこの問題についてコメントするのは不正がなかったと思うというだけの認識であります。しかし、この数字を分析すれば、分析能力のすぐれた理事者初め職員の方々が多数おられるわけですから、談合の疑いが当然感じているはずなんです。そういう点からいっても、私はこの問題の改善については積極的に果敢にあらゆる試みを行う、業者指導もあわせて行う、このことを強く要望をしたいわけです。また、改善をしていただきたい。

そういうこととあわせて、産業建設委員会でたびたび問題になっている不良不適格業者排除対策についてであります。

これは建設省の平成 10 年 12 月 25 日に各都道府県建設担当局長あてに出されている文書であります。この文書の中ではかなり細かくまで出ております。入札契約手続の監督技術者の現場主任現場専任制の確認、あるいはまた契約後における配置管理監督者の確認とか、現場における管理技術者資格証書の確認とか、発注者支援データベースシステム導入の推進

とか、施工体制台帳の提出、施工体系図の提示、管理技術者資格証の携帯、現場施工体制の立入検査、建設業法上の厳正な対応、工事成績云々がずっといろいろ出てるわけです。これは建設省から各都道府県に出て、現場にも到達されている内容であります。

こういうようなところ、この最後には暴力団排除の徹底というのもあるんですけども、こういうようなところの部分を積極的に認識すれば、先ほどの談合の疑いの強い状況と合わせて、不適格業者の排除というのは一つの試金石になってくるのではないかというように思うんです。そういう点でも私は具体的な取り組みの状況がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

ちなみに理事者側に渡した6月5日の日経新聞の記事ですけれども、「資材の下落生かさねず、公共工事単価高どまり、民間の1.7倍、10年前より上昇」、こういう大きな書き込みで、具体的にはデータ編としてかなりいろいろ載っております。そういう状況でもあるわけですから、なおさら一層広陵町の厳しい財政の中にあって、取り組みの強化すべき部分だというように思いますので質問、お聞きしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 大変実態を詳しくお述べをいただいたところでございます。98.9とか、99とかという数字が競争原理が働いていないということでございます。公表すれば結果はこうなってしまった。我々町村長が会議をするごとに実態はどうかなあ、これは果たして公表して役所はよかったのかどうか、寺前議員はかねてから公表せえ、公表せえというようにおっしゃってきた張本人でございまして、公表すれば今度は98の高どまりで競争してない、談合してるの違うかというようにおっしゃるわけでございます。方法としてはやはり公表しないで堂々と競争していただくということがもっと割安になるのではないかと私はそのように思います。役所の職員はこれほど楽ですね。犯罪に巻き込まれなくなるわけですから、これでいいんですが、非常に問題がございます。

そこでおっしゃるように、町外から招いてはどうかということが一つの方法でございます。例えば私どもも職員にはそういう試案をいつも申し上げておるわけでございますが、実態としては地場産業を育成する、地元企業を育成していこう、そういう裏側にそんなことがあるわけでございまして、また地場産業で地元で頑張っておられる人は、特に水道の事業体につきましては当番を決めて非常事態に備えていただいている、こんな人がために決められた人だけで入札を繰り返しているという事態もあるわけでございまして、また我々も土木、建築におきまして非常事態には費用を考えずして出動をしていただく、そんな役目も果たして

いただいておりますが、それがために我々だけでいただくのは当たり前だという考えも起こってくるわけでございます。これらを見捨て、すべては費用負担をして役所は契約する、そしてどんな人でも町外の人にも加えて競争するのがいいかどうか、どうぞ議員の皆さんもしっかりとお考えをいただきたいと思っております。

私は談合をしているとは思っていませんが、今工事場所とか、今工事が私は手薄になっているとか、また暇であるとか、いろんなことで調整をなさっているのではないかと思います。あくまでも談合ということは認めがたいところがあるわけでございますが、どうぞ議員の皆さんにつきましてもこれからは積算についても私どもしっかりと考えてまいります。また実は考えているところの入札もあるわけございまして、必ずしも数字が99%だからだめだと、もう談合しているというようなことではないわけで、積算単価が極めて厳しく私どもは見直しをかけて入札に臨んでおるといことも評価をいただきたいなと思っております。どうぞ改善についても毎日が検討課題で勉強をしているところでございまして、よろしくまたご意見をちょうだいしたいと思っております。

#### 議 長 4番議員！

**4番議員** 職員の方々が努力をされてきたというのは広陵町でのいわゆる不正事件があつて以来、非常に熱心に取り組んでこられたということはこの間の流れを見ても明らかであります。そういう流れの中でなお、奈良県全体の中での広陵町の位置づけという点で苦慮されている実態も見受けられるというのもよくわかるわけですが、私は広陵町の過去の経験からやはり予定価格を公表したために職員の方々に苦勞がなくなった、そしてその後予定価格を公表しておらなくてもこの談合の疑いがあつたわけですから、明らかになってきたという点では大きな前進だということに私たちは思っています。その後進んでどう改善するのかというのがこれからの問題であつて、過去公表しなければますます職員を巻き込んだ疑惑が大きく膨れる、こういうことは明白であります。そういう点で公表した後、談合疑惑の点について一歩進んでどうするのかという時期に来ているわけですから、この点についても具体的な対応の考え方、研究されていると思っておりますので、現時点での内容をお教えいただきたいと思っております。

一つ、これは委員会で議論をしなければならない問題だと思つているわけですが、経営審査事項結果通知書というのをここに持っております。これは広陵町のCクラスの業者さんのものであります。そして、年に1回ないし2回、広陵町の契約をとっておられる業者です。売上高が6,000万円になっているんですね。6,000万円になってるんです。

大阪府での新聞報道でも、いわゆる契約高の偽証で業者が逮捕されているというのを最近の事例で出てきています。不適格業者という問題で言えば、こういうところからも具体的に内容を明らかにさしていくことができるわけですから、町が本当に真剣に取り組もうということを考えれば、私はできてくるんだろうというように思います。これについては委員会で議論をさせていただきますけれども、先ほど言った改善策についてどのように考えるのかという点については再度簡単に説明をしていただきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 今後における入札関連に伴う改善事項、約10項目ほど実施いたしますが、まず主なところだけを申し上げたいと思います。

まず最初に、指名通知の方法でございますが、現行では管理課から電話によりまして指名業者に連絡をいたしておりましたが、今後は郵送により実施をいたしたい。このように思います。

次に、現場代理人の常駐の確認といたしましては、役場の監督員が施工現場において現場代理人が常駐しているかどうかを確認し、チェックいたしたいと思っております。また、使用機械の法定点検の確認ということで、従来は実施はいたしておりませんでした。これも役場職員が現場でユンボやブルドーザー等、点検済みステッカーの確認を行い、これもチェックリストに記録していきたいと思っております。

その他につきましては項目のみ申し上げますが、契約保証金の対象金額の改正でございます。それから、前払い金の支払いの率を変更いたします。現在30%から今度は40%に、10%の上積みをしたいと考えております。それから、従業員名簿の変更届の提出をやっていただくということが主な改善事項でございます。これは近々中に行いたいとこのように思っておりますのでよろしく願いをいたします。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 3番目であります。

これについては開発指導要綱での規制というような形で指導を行っているということですが、これでは全く住民の目線から見た場合の解決策は当てはまらないわけでありまして。これは当然開発指導要綱に合致した場合についての事前協議の段階での問題であって、例えば農地転用をいわゆる雑種地に転用した場合、その後の活用、扱いはどうなっているのかという点もあるんです。いわゆる資材置き場という形で申請して、その後行う、資材置き場は現実には産廃の置き場になっている。あるいは現実には作業場になっている。こういう実態が広



陵町であるわけなんですから、それを認定する作業が非常に難しい、職員は非常に苦勞をされています。しかし、ご近所の方々は日常的に何をやっているかは一番よく知っておられるわけですから、騒音があるとか、煙が立つ、あるいは危険だとかこういうような形になるわけなんです。そして、物を燃やすということもあるわけですから、こういう内容について広陵町の土地を守っていく、広陵町の住環境を守っていくという点からいっても、開発指導要綱の事前協議と事後のその監視、管理についてのまずマニュアルをつくる必要があるというように思うんです。農業委員会での雑種地の転用についてはその後どのようなようになっているのか、あるいはまたいわゆる活用で当初は少ない部分での資材置き場になっている、いつの間にかたくさんものが置いてきて、今度は作業場になっている、これが実態なわけですから、こういう問題についての流れについて危険性をはらむ場合については事前にとめるための力が必要なんです。そのためのやはり指導要綱では弱いですが、まず最初には職員がその根拠をもって当たれるような内容をつくっておかなきゃならないというように思うんですが、最低このようなことから出発しながら住宅地の近接にある、住民が迷惑だと思うようなその部分については、町が強権を持ってその対象者と話し合いできる、こういうような環境をぜひ必要だと思うんですけれども、そういう点についての取り組みについて再度お聞きしておきたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** お尋ねの農地から転用されて、その後その農地が転用の申請どおり確かに使われているかという確認になるわけなんですけれども、つまりその転用をするに当たりまして4条なり5条なり転用された等の人のチェックについては当然正しく転用されているかという確認はしております。ただ、往々にしてその確認といたしますか、転用された方が又貸したり、第三者に転売なり貸したりして、その第三者の方がまた違う方法を、目的で使用をされるというのが当初の内容と違うじゃないかというご指摘のところに当たるんじゃないかというふうに思いますけれども、非常に難しいといたしますか、法の及ぶところ、どこまで及ぶんだという部分もあるわけなんですけれども、知事の許可が要するという部分についてはこういうふうにやったという完了届を出すという部分もありまして、その部分のチェックそのものは正しくやっていかないかなというふうには思うんですけれども、第三者に転売なり又貸しされての利用の部分の規制という部分については今後の課題にさしていただきたいというふうに思っております。以上です。

**議 長** 4番議員！

#### 4 番議員 4 番目に移りたいと思います。

介護保険制度ができ3年過ぎたわけなんですけれども、非常に矛盾があらわれています。というのも、低所得者のところで具体的な施策をとる場合に例えば2級でしたら19万数千円の範囲での保険の使用になると。しかし、それでは実態に合わない、結局個人的な負担をさらにしなければならないというような状況があらわれているんです。これはやはり広陵町でいわゆる保健福祉事業として周辺整備、何ちゅうかな、いわゆる保険適用外のところの一般会計での施策が重要な問題になってきているわけなんですけれども、こういう中であって例えば特別養護老人ホームの問題で言えば、私はある一件を相談を受けてケアマネの方が四十数件特養に電話をしていただいて、そしてその入居状況を聞いていただいたんです。しかし、ここに全部まとめていただいたんですけれども、対応良好、だめだというようなことずっとこう反応書いているんですけれども、この中で率直な話、2級の介護の人にとっては特養は受け入れてもらえないと実態がありますと。こういう内容が返ってきてるんですね。当然これは民間業者が行ったために利益の追求なくしてこの介護保険制度の根幹にかかわる部分が動かない、こういう実態が明らかになってきているものであります。医療に民間の力をとというようなこともいろいろ言われたり、あるいはまた特区を設置して云々、教育に株式会社を導入するというようなことも言われたり、こういうような形で言われているわけなんですけれども、実態は利益団体がやった場合については特養でもこれは誠実にその特養の責任者は対応したとしても、4級、5級の人でないと受け入れてももうからない、こういう実態が逆に妨げになっているわけなんです。私はこの四十数件の誠実に聞いていただいて、愕然とする思いがあります。

こういう問題があるのと一方、待機者が非常に多い。決定的に不足しているということから、より事業者にとっては利益のある者を選ぶというのは当たり前です。施設介護で言えば4%が切り下げられました。1、2級に至っては十数%の報酬の減額になっているわけなんです。こういうような実態があるからこそ、問題が大きくなってくるわけなんですけれども、一体このような実態を町は把握しているのかどうか、またこれは当然調整機関として広陵町が把握すべき問題であって、介護保険制度の矛盾を目をつぶってこの問題については担当者が全く町のらち外ですと、契約案件、いわゆる昔の措置制度がなくなって契約事項ですから町はタッチできないです、こういう態度に陥っていく危険性が今出ているわけなんですけれども、私は町がやはりこういう実態に合わせてわかるところについては実態に合った入居の優先順位については町も力を入れる、ケアマネに任せない、こういうような態度が必要なんですけれども

も、その2点についてお伺いしたいと思います。

**議長 助役！**

**助役** 先ほど2級の人、これは特養に入りにくいというご指摘ですが、この問題につきましては言うなれば基準がありましてご存じだとは思いますが、いろんな方が申し込んでいると、必要もないのに申し込んでいるとか、重複で各施設を申し込んでいるとかという事例もございまして、この4月からいわゆる家庭状況、独居老人であるとか、高齢者であるとか、重度の重い人から優先して入所させるという改正があって、そういう指導によって行われているというのが事実だと判断いたします。

それから、広陵町のいろんな待機者でございしますが、実態はどうかということですが、これは平成14年、昨年2月に実態調査をいたしております。広陵町のその当時の待機者は40人でございました。これはいろんな会議でも述べておるところでございます。

それから、今後の県の計画ではございますが、毎年250床ずつ増設していくというところで計画が行われております。第2期奈良県介護保険事業支援計画によりまして250床ずつ増設すると、このようになっております。終わります。

**議長 4番議員！**

**4番議員** 先ほどの待機者が40人っちゃうのはこれは実態の数字ですからね。県でも昨年4月名寄せによって実態、先ほどからたくさん、ここにもらっているもので言えばここに40件あるんですけども、待機者130人、180人、400人、400人、3年待ち340人から50人、300人、400人、300人、300、300人、これが待機者の数なんです。しかし、名寄せで言えばこうではなっていないわけですから、実態は去年4月で約2,400人の実態、実名の待機者があったということなんですから、これも深刻です。

広陵町の基本福祉計画、この間もらった中で特別養護老人ホームでの入所計画っちゃうのは45人、50人、18年、19年で55人か60人。変わらないんですね。ということは、40人の待機者がいるけれども、実態はこの項でもあるように年間入居者は10人程度とか、15人とか、8人とか、亡くなってあき待ち。こういうのが実態なんですね。広陵町ではそういう点で言えば、なおあきらめた心境に立っておられる状態がその計画の中にもあらわれているんです。そういう点では私もう一点だけ、一つだけで結構ですけども、町は従前措置制度であれば町が責任を持ってそのように困っておられる方々の面倒を見られたんです。現在はいわゆる該当者と施設の契約状況だから町は関係ないですというような態度で現在見ているわけなんです。法律の趣旨が変わったからといって、現実問題としては福祉施策を預

かる町の行政の仕事は変わっていないわけですから、その点についても実態に合わせた施設があればその点についてきちんとやっぴり町がその監督機能を果たす、これは当然書類を取り寄せる権限、いわゆる審査権限があるわけなんです。法律にもこれは保障されているわけですから、そういう権限を使ってきちんとやっていくという決意を持っておられるのかどうかだけ、その一点だけ聞いておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 寺前議員の熱き情熱はよくわかりました。その心を大切にして町のできる範囲でやっていきたい、このように思います。

議 長 4番議員！

4番議員 続いて、住民参加の問題で私先ほどからの内容で町が例えば古寺の清掃センター問題にあらわれているように、町民との関係で具体的に地元の話し合いをするときになると、その部分での住民参加というのは全く後ろへやられているんですね。そこでは大字自治会の役員さんだけが地元の代表だという態度に終始されている。そして、それは一面間違いではないというのは私たちも思います。しかし、それはなぜそう、その他の問題について言えば、関係の方々を飛び越えてでも住民参加を行われている。区長、自治会長会議の中で50人会議、合併の問題についてそこでやる問題と違って50人会議でやるとかという、そういう意識は進んだわけなんです。しかし、そういう清掃センター問題に見られるように、具体的にできない内容はなぜかといえば、そういう理念に基づく広陵町の規範がないからなんです。ニセコ町の問題は再三私たちは取り上げてきました。そういう中ではニセコ町ではどういうことを言っておられるかということ、条例で計画策定の手順として事前に町は総合計画で定める重要な計画の策定に当たって、あらかじめ次の事項を公表し意見を求めるものとなっているんです。これはその地元やその関係者だけじゃないんです。その町民全体に情報を提供して、これをやろうとしているけれどもどうすればいいのか、意見、案件を求める。それが条例事項になっているんです。そういうものが意識がないから、このような矛盾があらわれてくるんだというように思います。そういう点で、この問題についてはぜひ住民参加を基本計画、基本構想の中でも前進してきている部分もあります。評価できる部分もありますけれども、理念を持たない住民参加はこの職員の気まぐれにすぎないというような形で終わる可能性がありますので、ぜひ理念づくりについて要綱なり、そういうきちっとしたものをつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

最後に、中学校給食については次回にしたいと思います。

産業の活性化の問題についてですけれども、産業の活性化の問題については私は中小企業基本法で3月議会に述べました。1963年に制定された中小企業基本法では地方公共団体は国の施策に準じて施策を講じるように努めなければならない、第4条にですね。このようになっただけなんです。今回の改正で地方公共団体の責務として地方公共団体は基本理念にのっとり、中小企業に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。これ、第6条にうたわれているんです。これに基づいて最近各地で基本計画あるいは経済基本条例、産業振興条例などがつくられているわけですから、この実施まで責務を負うということについての努力規定ですけれども、これは法律化されたんです。これに基づく意識改革というのは当たり前の話なんですけれども、そういう点で私は林田町長時代に産業経済課が単独で産業振興課をつくった、こういう点で最後1点だけお聞きしたいんですけれども、私はやはり広陵町の21世紀の産業をつくっていかうとすれば、産業の基幹になる役場職員を育てること、その対応をすべき中心が係ではだめです。顔をつくるべきだと思うわけですけれども、そういう点について1点だけお聞きしておきたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 地方公共団体の責務として新しく6条でうたわれているという部分は十分承知しております。また、先進地の八尾市さんのこれも勉強しております。ただ、ご質問の新しい顔をつくるという部分においては今ある産業振興課の方がより充実して頑張っていきたいという思いをしておりますので、その点よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長** 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

次に、議案第36号は本日追加議案として提出されたもので、この際よろしく御審議願ひます。

**議 長** それでは日程2番、議案第36号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願ひます。 都市整備部長！

**都市整備部長** それでは説明いたします。

都市整備公団の寄贈によりまして、真美ヶ丘のメモリアル広場を都市公園として位置づけるために上程いたしております。

それと、有料の公園施設という位置づけもあわせてやっております。

今回寄贈を受けるにつきまして、公団が施設整備を進めてまいりました。最終的に町が仕上げをして完成となるわけであります。オープンの日取りもこの9月3日と決定しておりますので、オープンに合わせてすぐに供用開始という運びにいたしたいと思っておりますので、今回議案に上程させてもらいました。

表の2ページを見ていただきたいと思っております。

広陵町都市公園条例の一部を改正する条例としまして、広陵町都市公園条例（昭和51年3月広陵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、石ヶ谷古墳公園、広陵町馬見北7丁目って書いておりますが、これは別表第1といたしますのは公園の名前をずっと列記している表でございます。そのうちの表の石ヶ谷公園の後ろに真美ヶ丘メモリアル広場という1行を追加させていただきます。

続きまして、別表第1の2の中でこれは有料公園という表示の別表なんです、テニスコートが現在今2カ所有料公園として設定しておりますが、今回これを1行ふやしまして、テニスコートとしまして広陵町馬見中3丁目、真美ヶ丘メモリアル広場を追加させていただこうと、に改めるということでございます。

附則としまして次のページに書いておりますが、この条例は平成15年7月1日から施行いたします。

なお、9月3日のオープンに向けての予定であります、今6月中に大体の工事がすべて公団としての工事が終わる予定であります。その後、15年度で都市整備課の方で予算を計上しております500万円の予算でもって最終の舗装を行いたいと思っております。その舗装を行っている間、先に今月中に終わる予定の施設の竣工の検査だとか、引き渡しの事務を完了しまして9月3日のオープンという運びに予定いたしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

**議 長** 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

**5番議員** まず、新しくオープンする予定のテニスコートにつきましては、そもそもは公団の方で住宅地に転用していくというのが当初からの計画でございましたが、住民の皆さんから大変強い要望の中で、私も公団の方に要望に行き、また住民の皆さんと一緒に町当局にも要望をさしていただいて、このような形で実現をしていただいたことについては住民の皆さんと一緒に感謝をし、また高く評価をするところでございます。

そこで質問ですけれども、この北面につきましては住宅地があるわけですけれども、とり

わけそれほど間隔のない中で住宅地ということで、前から防音の点については配慮をしてほしいということを要望してきたわけですが、具体的にどのような形で対応をしていただいているのかお聞きをしておきたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** ご質問の防音対策という部分につきましては、特に防音についての工事はやっておりません。いわゆる住宅街の中でのテニスコート場という形でコート自体は全天候型というんですか、人工芝のいい面をつくっておりますので、打つ音そのものはするとは思いますが、そのぐらいであと特別に壁をつくったりどうのこうのということはやっておりません。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** ここ見てみたら北側のところは通路みたいになっていて、二重になっているんですが、そしたらこれは網か何かのような形の擁壁なんでしょうか。できたらやはりいろんなさまざまな住民の皆さんが越してこられると思いますので、網とかそういう形ではなくって防音の役目も果たすようなそういうフェンスにしていきたいのと、一定の高さを確保しておいていただいたならば本当にそういう点についても心配なくて、安心して利用していただけたらと思うんですけれども、その点再確認ともしそういう変更が可能であればぜひ変更していただくことをお願いしておきたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** テニスをするためにボールが外へ行かないようにするフェンスと風があるところ、テニスがしにくいですので、その風よけのための防風の目隠しというんですが、風が入らないようなネットの構造になってはおります。ただ、擁壁を高くしたりというその辺の部分は 아닙니다。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 私は公団が今後もなおいわゆる保有地を処分していくという構図に変わらない状態です。行政改革や構造改革等で公団自体が非常に機能を縮小させているわけですが、広陵町にとっては当初からこの真美ヶ丘団地の開発によってどのように公団が潤うのか、公団が結局はこの真美ヶ丘団地だけの収支決算を公表しないで公団管理地の全開発地域でのトータルで国会で公表すると、そういうシステムになっていたために広陵町でのこの真美ヶ丘開発による公団の収支決済がわからないままに現在に至っているわけなんです。

こういう点で言えば、先ほど奈良交通の問題が出ましたけども、奈良交通についても五位堂駅からのバスの発着に際して奈良交通には都市施設として非常に有利な便宜を図った。ところがその後その大部分を開発に分譲をしてしまった。今回高田線の交通問題でも真美ヶ丘団地の中にUターン場があるわけなんですから、奈良交通にとってはそこも活用した形でこの路線の維持を図るといのは私はそんな無理な要求ではないというように思うんです。今、町は現在と常用のUターン場の中であと竹取公園については歩道をつくって結ぶというようにおっしゃっているわけなんですけど、今真美ヶ丘団地の中にある操車場まで来れば、これは何ら施設の改良なくして実行できるわけですから……。 （「団地まで来んだけってあんねんけどな。」）団地の手前のところにあるわな。3丁目まで行く分がですね。そういう点での問題についても、私はなぜこういう質問をするかといえば、公団なり奈良交通がこの真美ヶ丘開発の中で受けてきた利益というのは当然あるわけなんですから、そういう部分の活用吐き出しは当然であります。そういう点でこの問題は現在公団が開発しようとしている面積、幾らになっていて、幾らの分譲で売り出すのか、何筆売り出すのか、そういうような計画も含めてお教え願いたいと思うんです。

そして、それが公団が今都市公団というようになっているのかな、公団が、こういう真美ヶ丘団地の中でまだ残った部分で利益を上げる、広陵町からいけば利益を吸い上げていく、そういう構造についてはやはり最後までチェックをしていただく、これは担当課でこのコートをつくっていただくに当たって松野議員等を含めて非常に強く要望し、町もその点での認識が非常にあったということでこのことが実現したわけなんですけれども、やはり公団がもうけるという点での中身をもっと精査して、議会も一体となって認識を深めるべきだというふうに思いますので、この開発行為における全体像について説明願いたいというように思うんです。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 都市整備公団そのものがどういう区画整理の方法でどういう利益を上げ、どういう方法で換地しているかという部分については、私どもまだ把握ほとんどしておりませんので、またいろいろ資料が見つかりましたら、またそのときに報告、連絡したいと思います。

**4番議員** これはなぜこういう基礎的なことを言うかといえば、議会、全員協議会でも協議をするために提出していただいた真美ヶ丘団地の中における公団所有地での当初計画からの変更問題があるわけなんです。それがこの一つであり、あるいは幼稚園敷地が分譲地になり、各種の残っていた土地がいわゆる利益を生む土地に変わっていつているわけなんです。そ



ういう問題から見て、広陵町が今なお将来的な計画を含めて公団から正当な開発に伴う負担をいただく、こういう姿勢は最後まで貫いていただく必要があるから言っているわけで、私はこれはここに松本議員がおられますけれども、この当初にここが開発になったときに公団から金をもらうという点については非常に議会としても努力をしてきた経過があるわけですから、その点を最後まで貫いていただく、そういう点を認識するために、なおこの開発によって公団がどれだけもうけるのかという点の意識を議会全体としても共有すべき必要があるということから質問をしているわけで、ぜひそういう点は最後まで委員会等でわかった資料については提出していただいて議論をしていただきたいというように思います。これは要望で結構です。

**議 長** ほかに。 企画財政部長！

**企画財政部長** 寺前議員さんがおっしゃっております真美ヶ丘団地だけにおける公団がもうけるんじゃないかというような、一番分譲されてもすぐ完売するような状況の中で、やはり我々職員としてもそういう認識は持っております。このテニスコートの整備については松野議員もかかわっていただいたような状況ですけども、これは公団がテニスコートを開発までの間使用さすということで、もう即営業はやめだということで住宅に開発するというような状況のことを申し出てきたわけですね。このことについては今まで利用者がたくさんおられると、この状況をこのまま見過ごすわけにはいかないという我々の認識もありまして、公団の方へ整備をしてくれということで、当初公団は買い上げてくれという、こういう話があったわけですね、土地を。それは買う意思はないと。これは公団として当然整備すべきもんや。これは住民のためにやってきたものを公団が撤去するからというて、町がこれテニスコートがなくなったら新たに町としてはテニスコートを確保せんといかんという、こういう状況になるんで、それでは困るということで公団にこの土地とそれから駐車場、それから今申し上げますメモリアル広場の公園と、これだけの土地を無償で提供していただくと、こういう条件で整備についても公団をやってくださいと、すべて整備をやって、町が持つべき駐車場の整備とか、それから小屋とかいわゆる更衣室とか、そういうものについては町がこれから必要とする施設であるのでその部分については負担しましょうと、こういう話し合いの中でこの整備ができ上がってくるとこういう状況ですので、寺前議員さんがおっしゃってるこれからの開発についてもそういう認識で臨むということは当然のことだと私は思っておりますんで、そのように行きたいと思います。以上です。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了をいたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 2 : 25 散会)

平成15年6月20日広陵町議会

第2回定例会会議録（最終日）

平成15年6月20日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

3番 片岡福美

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	環境整備部参与	大西利実
都市整備部参与	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

- 1 議案第31号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて  
議案第33号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて  
議案第34号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 2 議案第30号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて  
議案第32号 広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについて
- 3 議案第35号 広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて  
議案第36号 広陵町都市公園条例の一部を改正することについて
- 4 議員提出議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて 「削除」
- 5 議員提出議案第5号 馬見丘陵公園に駐車場の増設を求める意見書について
- 6 議員提出議案第6号 介護保険における通院介助の見直しを求める意見書について
- 7 議員提出議案第7号 乳幼児医療費無料化の拡充を求める意見書について

議 長 まず日程1番、議案第31号、33号及び34号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、松野君！

総務文教委員長 では、総務文教委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました3議案につきまして、16日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第31号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについては、住民票の写しの広域交付、転入転出特例、住民基本台帳カードの交付事務が8月25日に施行されるために、条例の一部を改正するもので、基本台帳カードの発行は県内全市町村で行われ、発行定数は北葛近隣市町村では500円、またこのカードは条例を定めることにより、図書館の利用など独自サービスに利用できるという説明がございました。

その中で、住民基本台帳システムへの税の投入の割には住民にメリットが少ないのではないかと、このような危惧も指摘をされました。

また、個人情報保護につきましては、条例化されていない中で事故のあったときの事故処理の不安が指摘をされましたが、電子計算組織条例を踏まえ、周辺市町村の状況なども調べ、住民本位で考えていくこと、住民票の年間交付数などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第33号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、危険の伴う任務に対して補償を切り下げることへの問題点への指摘もありましたが、この3月28日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正されたことに伴い、これに準じて改正するもので、専決処分の方法もあったが、事実上支障を来さないことから、6月議会に提出されたことなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第34号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについては、今回一律3,000円を増額された経緯、このことの団員への周知、また団員の確保、現員数などについて伺いました。また、今後の消防団のあり方についても検討していくという、このようなことも伺いました。そして、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、総務文教委員会の審査結果報告といたします。

**議長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第31号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4 番議員！

4 番議員 反対いたします。

まず、この条例の中にあらわれている個人情報保護条例の件ですけれども、いまだこれに移行するための条件が整っていない、保護条例が制定されていないということからいって、このネットワークに接続するという点については、この手数料を変えるという視点から見ても賛成しかねる問題であります。このような状態は、全国でも矢祭町や長野県など幾つかの自治体でもこのネットからの離脱表明、あるいは制約をつけた上での取り扱い、また直ちに離脱できるような自治体独自の手続などを備えた上での検討とされている自治体もある状態です。そういう点からも、事故の起きたときの責任の対応の仕方など、整備が整っていないということは明白であり、この手数料条例には反対いたします。以上です。

議 長 ほかに。 16 番議員！

16 番議員 議案第 3 1 号につきましては、私は賛成の立場で討論いたします。

住基ネットワークシステムは既に昨年 8 月から始まっているところであり、今回第 2 次稼働するものであります。住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、基本台帳カードの発行が行われ、さらに便利になるものと考えます。

また、個人情報保護については、情報提供の限定、外部からの侵入防止対策、内部の不正利用防止対策などが行われ、十分な保護処置がされていると聞いております。

こうしたことから、私は議案第 3 1 号につきましては賛成いたします。

議 長 5 番議員！

5 番議員 反対の立場で討論をいたします。

今、賛成討論の中でさらに便利になるということでしたけれども、税金は 1 億円近く、まだ積算の分については理事者の方も数字を示すことができなかつたわけですけれども、相当額の税金の投入をしているにもかかわらず、このメリットを受けるという住民の方は大変少数であるということが推定されます。それは本会議の中でもカードの発行枚数が予備を含めて 1, 0 0 0 枚というごく少数の数の少ない発行を見積もられていることから明らかであります。そういう点では、この点についても大きな問題点、疑問点があるわけです。

それから、十分な保護措置がされてるということでしたけれども、今こういう中で全国的にも情報が漏えいしている問題が指摘をされているわけですが、事件が発生してるわけですが、そういう事故がもしもこの広陵町の中で起きた場合に、どういうふうに対応されるのか

明確にされていない、こういう大きな不安がございますので、やはり反対をせざるを得ません。以上です。

**議 長** ほかに討論はありませんか。 2 番議員！

**2 番議員** 賛成の立場で討論させていただきます。

私は先般公的な身分証明というところで、一般質問で、去年でしたかお願いしたように思うわけですが、住民基本ネットワーク台帳とあわせて考えるということで、このカードのことは公的身分証明にも活用できますので、そういう立場から賛成をいたします。

**議 長** 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第 3 1 号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数であります。よって議案第 3 1 号は原案どおり可決されました。

次に議案第 3 3 号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

4 番議員！

**4 番議員** この消防団員の公務災害補償の引き下げ、2%を引き下げるという提案ですけれども、その前提となった公務員給与の引き下げがあらゆるところに悪影響を与えているということのあらわれだというように思います。ましてこれは、災害が起こったときの補償の問題であります。災害が起こったときというのは、やはり絶えず危険な仕事に従事している消防団の皆さん方の方が一の補償をどうするのかということであり、給与あるいはまた報酬とは別の視点から見なければならないというのは当たり前の話であります。神戸市での消防署職員の悲痛な事故なども起こっております。消防団の方々の災害に当たっての引き下げという、2%も引き下げるといってはもってのほかであります。そういう意味でも反対です。

**議 長** ほかに。 1 6 番議員！

**1 6 番議員** 議案第 3 3 号については賛成討論をいたします。

広陵町消防団員等公務災害補償条例の補償基礎額及び介護補償などの改正については、以前から非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に準じて行われてきました。今

回も同様に、これに準じて行われるもので、何ら異議のないところであります。よって、私は議案第33号につきましては賛成いたします。

議長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第33号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第33号は原案どおり可決されました。

次に議案第34号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第34号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議案第34号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程2番、議案第30号及び32号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、吉岡君！

**厚生委員長** 厚生委員会委員長報告。厚生委員会は、過日の本会議で付託されました2議案につきまして、6月12日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず議案第30号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについては、国民健康保険税における介護納付金の課税限度額を平成15年度からの第2期の介護保険事業運営期間で介護給付費の増加が見込まれるため、7万円から8万円に引き上げることになったこと。また、この負担増は、中間所得者層への配慮、被保険者間の負担の公平を図る観点から妥当なものであるとの説明を伺いました。



なお、この引き上げは、奈良県下すべての町村で実施されることや、限度額を超える世帯数が平成12年度101世帯、平成13年度97世帯、平成14年度97世帯であることなども伺いました。

そのほか、平成12年度から平成15年度までの介護納付金の金額や応能割合、応益割合の考え方や第2号保険者数の推移などを詳細にわたり伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第32号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについては、広陵町の組織変更に伴い、環境部が環境整備部に名称変更になったためであるとの説明を伺いました。また、この組織改革では、周辺地域の環境整備にも力を注ぐ考えを反映させ、清掃センター建設だけではなく、各部署と種々調整を行い、まちづくり、地域づくりをしていきたいとの考えを伺いました。

なお、生活環境評価委員会については、処理方式検討委員会の3名、住民代表、助役、住民生活部長などで構成をし、ごみ問題特別委員会に報告し、進めていく予定をしているとの考えも伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生委員会の審査の結果報告といたします。

**議長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第30号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

5番議員！

**5番議員** 反対の立場で討論をいたします。

今回の改正ですけれども、この国民健康保険税は社会保険に比べて大変所得に比較し、負担の高い税金です。そしてさらに、介護保険も社会保険に比べまして国保加入者につきましては負担が大きいそういう内容になっています。そういう中で、さらに最高限度額を引き上げることによって、およそ100世帯の方が増税になるということでございます。

今こんな大変な不況の中でデフレが進んでおりますが、公共料金また医療費等公共的な部分ではどんどん値上げ、負担が大きくなっているのが現状であります。今の経済の実態に見

合っていない、こういう中で国の言いなりにこの最高限度額を引き上げることについては反対をするところです。

そして、この1万円の限度額、引き上げたところで、この給付が増大してそれを補てんするだけの金額の税収になるかというところでもございません。そういうところ言えば、今このような介護保険の上限をさらに上乘せをしていくことについては反対をするところです。

**議 長** ほかにありませんか。 9番議員！

**9番議員** 議案第30号、賛成の立場で討論いたします。

少子・高齢化が進む中であって、介護を要する高齢者の割合が増加している現状はだれもが承知していることでもあります。そんな中であって、介護保険は平成15年度からの第2期介護保険事業運営期間を迎えることになりました。平成12年度の介護保険導入以来、7万円とされていた課税限度額がこの介護給付費の増加から引き上げが避けられない状況となっています。

私はこれらの介護保険を支えるために、介護納付金課税限度額に負担の増加を求めることは妥当な判断であると考えております。

以上、議案第30号の賛成討論といたします。

**議 長** ほかに。 4番議員！

**4番議員** 介護制度全般の問題で言えば、保険あって介護なしという状況があるという点で、一般質問等で質問をさせていただいてきたわけでもあります。そういうような実態の中で、広陵町でも積立金が活用される部分が相当残っているわけですから、今直ちに7万円を8万円に引き上げるといふ根拠は、広陵町にとって全くないということだと思います。そういう点で、公共料金は何でも引き上げをするという方向に流れをつくるという点は、国民あるいは広陵町民の負担をふやすということであり、そういうような認識に立った議員の立場という問題は理事者とは当然違う面があるわけであり、そういう理事者と議員が真摯に提案された問題を町民の立場で議論をするということを徹底させる必要があるというようにつくづく思うところでもあります。

そういう点で、この引き上げについては当面必要のないものというように断じざるを得ません。以上です。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 私は厚生委員会の委員として、この案について賛成の立場で討論させていただきます。

いわゆる今松野議員がこの社会保険に比べてこの国民健康保険そして介護保険等は高いと、やはりそれはシステムが違うわけであります。社会保険においては労使折半という形でもありますし、そういう制度が違うわけでありますから、必ずしも国民健康保険が高くて社会保険が安いということはないのではないかなあと思うのであります。もちろん制度が違うわけであります。

それから、この国民健康保険税の介護納付金課税限度額が7万円から8万円引き上げて、いわゆる先ほど委員長も言いましたように、中間所得者層への配慮など、被保険者間の負担の公平を図る観点からこの1万円引き上げが妥当とされた。今回の改正における件数及び影響額はという、委員会でも質問させていただきましたが、この15年度は国民健康保険税の課税については所得割算定方法の見直し、前回の議会でこの改定案が出たわけであります。それが行われるために、件数については60件から70件程度と見込んでいるという報告もありました。税の増収については、やはり60万円から70万円程度を見込んでいるという報告もありました。この程度であるならば、7万円から8万円上げてそんなに影響はないし、高額の高収入の方に影響はあるといえども、やはりこういう介護保険制度、国民健康保険税の収入についてもやはり高額を払える能力のある人からはいただいてもよいのではないかと考えておりますので、そういう観点から賛成させていただきます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第30号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第30号は原案どおり可決されました。

次に議案第32号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第32号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案どおり可決されました。

**議長** 次に日程3番、議案第35号及び36号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君！

**産業建設委員長** 本委員会は、先日の本会議において付託されました2議案について、委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第35号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することにつきましては、水道料金の値上げを実施するための改定であります。

今回の委員会では、改定の理由につきまして水道事業者から細部にわたり詳細な説明を伺いましたので、まずその要旨を簡単にご報告いたします。

事業経営は事務の電算化や業務の民間委託、職員による設計書作成等、人件費の抑制など経費削減に努力しており、職員1人当たりの各指標は総じて全国平均を大きく上回って効率的であることを伺いました。

しかしながら、経営の効率化にも限界があり、現行料金では平成15年度から平成18年度までの4年間で合計2億7,746万円の赤字となり、より一層の安定給水と健全な経営基盤の確立を損なう状況となるため、平成15年10月から平均12%の値上げを実施したいとの説明を伺いました。

また、この説明に対し、各委員からは自己水と県水の比率是正や経営効率を高める方法として有収率向上の努力や給水分担金を収益的収支に入れるべきなど、さまざまな指摘がありました。また、県水と自己水の比率は水質などの問題から7対3が適正であり、有収率については高田川東地域の再確認、ドレンの調査などをさらに行い、有収率の向上に努めること。また、給水分担金の扱いについては、将来の投資の原資との考えから資本的収支予算で行うことを伺いました。

なお、その他井戸の安全性、安全確保に係る経費やメーターの口径ごとの基本料金、水量利用金の考え方なども詳細に説明を受けましたが、一部議員より消費税の問題、水道事業推進懇談会を開いて取り組んでいない点、給水分担金の会計処理が適切でない点、有収率の改善が見られない点など、今回の12%の値上げには根拠がないとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、広陵町都市公園条例の一部を改正することにつきましては、テニスコート建設が周辺住環境に悪影響を及ぼさないよう十分配慮してほしいとの意見があり、理事者の方からも十分配慮するとのことで、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、甚だ簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

**議長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第35号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

1番議員！

**1番議員** 私は反対したいと思っています。

それは、一般家庭の料金対照表を見ましても、やはり13ミリが平均12%の値上げ率よりも大きく、16.8%にもなっている点であります。先日の3月にいただきました資料を見てましても、使用水量が10立米までが基本料金が1,200円から1,600円と400円、33.33%の値上がり率であり、ひとり住まいと低所得者にとっては大きな負担になるのではないかと。使用水量がまだ20立米の基本料金が2,800円から3,400円と600円、21.43%と、口径13ミリを使っている家庭の負担が大きいわけであります。この表を見ましてもそのとおりであります。

また2つ目には、会計処理上においても、三条、四条予算でも給水分担金の扱いについても、県下の自治体においても、どちらでもよい方法で処理されているとの、この本会議等、委員会等でもありました。広陵町においてもこの三条予算でそう見てもよいと思っている、その点の改善をしてもらいたいと思っているのであります。そうすれば、この値上げについても率が低くなるのではないかと考えているのであります。

それから、3つ目であります。新清掃センター設置を抱えている地元の議員としては、前回4年前には25%の値上げをお願いし、理解していただきましたが、今回の12%の水道料金の値上げについては理解を得ることは難しいと思っています。わずか4年しかたっていない値上げであることでもあります。その上に、新しい清掃センター設置に理解していただく

ように頑張っているさなか、この水道料金の値上げを上乗せしてお願いすることは、地元の議員としては非常に苦しいこうした立場から、この水道料金の値上げは反対せざるを得ないと思っています。

4つ目は、現行料金で平成15年から18年までの4年間で合計2億7,746万円の赤字で、今回の改定になると1,826万5,000円の黒字となると言われましたが、短い4年間で見るのではなく、もう少し長い期間を見れば値上げ幅を抑えることができるのではないかという点も含め、特に13ミリ口径の家庭での負担が大きいと思うわけでありまして、その4つを含めて反対したいと思っています。以上です。

**議長 4番議員!**

**4番議員** 反対される方が先に言ってもいいということで言っておられますので、1つは、この問題については、私は少なくとも議会の山田議員が反対討論されたという点も含めて、再度議会の中で慎重に議論する必要があるのではないかというように思うわけです。そういう点で、私たちは反対ですけれども、少なくとも慎重審議をさらに全議員で行う場を設けていくという意味からも、継続してこの内容を整えていくことが必要ではないのかということは今つくづく感じている次第であります。

私たち共産党の反対の討論の中身は、10月から12%というのは全く根拠がないということであります。ただし、つけ加えておこなれば、先ほどの委員長報告にあったところの部分で、水道局のいわゆる経営改善の問題についてであります。これについては、いわゆる人件費あるいは人員を削減して運営に当たっているところだけは、本当に水道局職員の方々に多大なご苦勞をさせていただいているという点ははっきりと評価しておきたいというふうに思います。全国平均で生産性のところを見ても、職員1人当たりの給水人口は広陵町が3,205人、類似団体全国平均で2,436人、全国平均で2,219人、県平均でも2,049人ということで、職員1人当たりのいわゆる人口の中での頑張っていたという姿というのはここにあらわれていると思います。そういう点を評価しつつも、さらに少ない人員で知恵を絞っていくという点のところにとっては不足していると言わざるを得ません。こういう点は、少ない人員の中で苦勞しているということの裏返しかもしれませんけれども、これは町長部局もこの知恵をかす部分についてはもっと知恵を絞っていく、ただ単に赤字だから値上げをするというような単純な発想で今の不況のさなかの中を乗り切っていくという自治体の姿勢は徹底して批判されなきゃならないと思います。そういう点で、水道局の少人数で行っている不足部分は、町長部局で知恵を絞る、こういう姿勢が欠けている。こ

れがまず第1に指摘せざるを得ない問題であります。

第2番目には、バブル崩壊後、長引く不況は広陵町民にも深刻な生活不安が直撃しています。昨年1年間の企業倒産は戦後2番目、バブル崩壊後では最高になっています。失業率は政府の経済見通しでも5.6%に悪化すると予想、小泉内閣発足時の4.8%を大幅に上回るという始末であります。また、経済対策と称して先進国では類を見ない大型公共事業を中心とした借金の積み重ね、国、地方などを合わせて約700兆円の長期債務が発生しています。公共投資や軍事費などの浪費を温存したまま、政府の責任を国民や地方自治体に押しつける、医療、年金、介護保険、雇用保険など大改悪するありさまです。今年度だけでも発泡酒やワイン、たばこなどで3,370億円もの増税、配偶者特別控除の廃止で来年1月、あるいはまた地方税は5年からということになるわけですがけれども、住民税合わせると7,344億円もの増税です。家族などを含めると4,000万人の方々に影響を与えると。消費税の特例を縮小する、これは簡易課税等の基準を下げるということですがけれども、これによって6,300億円もの増税になる。こういうような状態であります。

なお、広陵町でもこの増税で、先ほど山田議員が指摘したように、この値上げについては13ミリ口径の値上げが大きく、これはひとり暮らしや低所得者への値上げが直撃するという数字になってあらわれます。こういう点でも、この対策をとらずに提案をしてきたという理事者側の安易な姿勢は批判されてしかるべきであります。

また、過去料金の値上げを抑えるために、歴代の管理者はさまざまな工夫をしてきました。服部元町長は、自己水を50%にして高い県水を引き下げてきた経過があります。また、前林田町長は給水分担金などを料金改定に係る収益的収支の会計に入れて値上げを抑える策をとりました。

今回の値上げの場合を見ても、15年度の給水分担金は5,355万円あります。今年度の赤字予想は1,893万円、これから見ても346万円もの差があり、十分にこの会計処理によって黒字なる数字であります。県下の水道事業者でも、収益的収支いわゆる三条予算のところに入れている団体が11団体あるわけでありまして。こういうことからいっても、当然値上げを抑えるという意思さえ、水道管理者いわゆる町長が十分持てばこの値上げを会計処理によって処分できるわけでありまして。水道事業全体での公共工事等については、これは資本的収支で縁故債や留保資金を活用して、このことによって償却資産にあらわれるいわゆる値上げ要因については償却年度にわたって値上げを抑えていく、低くすることは十分可能であります。また、先ほどの数字からいっても、いわゆる三条予算によって收拾され

る金額であります。このような状態であります。

まず、一番大きな問題は何といても県営水道の水がトン当たり145円という全国でも非常に高い水準にあることであります。これについては、当然引き下げを含めた要求を県にすべきであります。水道協議会では値上げをしないようにという働きかけは一生懸命にやっているということも委員会で聞きました。

また、こういう事態に備えて、私は水道局及び町全体が努力すべき問題はあります。つまり、自己水の確保であります。現在の水道施設も古くなっているわけですが、自己水確保の数字上は日量6,000トンの処理能力があるというように言われています。5,000トンとしてもまだまだ井戸水の、計画的な井戸の開発が必要であるわけですがけれども、現在自己水を町は現状の井戸の状態から見ても34トンまだふやせることができるということを委員会で確認しております。すると、この県営水道、34万トンを145円を掛けると493万円、これは単純な計算ですがけれども、4,930万円ですね、ごめんなさい、4,930万円の県営水道を買う分を減らすことができるわけなんです。現在の自己水確保の水道局試算でもこれぐらいの数字は十分に年間にわたって処理できるということが上げられます。

また、水質の問題については、私たちは以前からも言っているように、水質の状況いわゆる生活用水に適さないという点での議論については、これは利用者が真剣にこの問題については協議していただいて、水道事業推進懇談会あるいはまたアンケート等によって利用者の意見を反映させて、この自己水確保についてはどうするのかということは決めていく必要があるというように思います。これは、ちなみに利用者が決めるという当然の原則を明らかにすべきであります。

また、有収率の問題であります。有収率の問題も毎回この問題については議論をしてきているわけであります。3年間にわたって漏水調査が行われ、今年度3年目になるわけですがけれども、目立った効果はあらわれていない、水道局もこの点については努力を開始したところであります。今回の値上げについては有収率を92%と設定しているわけですがけれども、従来90%前後の有収率が確保されてきました。そして、これは3年前に真美ヶ丘団地でのドレンの放流を引き下げて、その実数で2から3%の有収率の引き上げの数字があらわれているわけですがけれども、その点についても効果があらわれていない。原因が不明ですがけれども、こういう点については水道局に任せることなく、町全体でこの内容を精査すべきであります。その努力が見られていないということが上げられます。この有収率を1%上げるだけで給水収益が15年で7億4,153万円ですから、1%で741万円の儉約に相当するわ



けであります。これを2%上げると直ちに値上げをしないで済む数字になるわけであります。

また、工事全体の流れの中で、水道事業全体で工事負担がふえていく中での値上げ、いわゆる水道事業に圧迫する懸念を持っておられるところもあろうかと思えますけれども、実際に15年度予算から見ても水道工事にかかわる予算は、三条予算では設計費合わせると7,900万円、四条予算では工事で2億3,000万円、設計で2,000万円を見込んでいます。これを1割、適正な競争入札での競争を確保すると三条予算でも790万円の金額が浮いてくることとなります。四条予算では2,300万円の金額が浮いてくることとなります。

入札問題については、産業建設委員会で別のところで議論をしていますので、この内容は省きますけれども、適正なあと1割の適正な競争原理が働けば、これだけでもう4,000万円近い費用が捻出されるわけですから、こういう点での努力もなされていない。そして、これは水道局に任せることのない、町全体でこの問題も考える問題であります。

また、値上げの要因の中に、資本的効果というところがあります。改定料金算定のところですが、資本費用として、支払い利息のいわゆる値上げ要素で1,490万7,000円が上げられています。しかし、広陵町の借金は、現在でも企業債が1億7,900万円、非常に小さい金額であります。ところが、利息の支払いは15年度予算で687万円、今度の値上げの中で見てみますと、支払い利息の算定は7億986万4,000円に2.1%の利払い利息、パーセントを掛けています。1つは、2.1%という点は現状に合わない数字であります。町が借り入れている利息でも1.数%になっています。これは借り入れの努力がこの計算上では全く足りない状態です。1%台に抑えるべきです。

そういう流れの中でも、なお広陵町では7億円余りの現金を手元に持っているわけですから、このお金で借換債、借りかえをすることが必要だと。900万円借りている、58年に借りた利息は7.1%、59年度で1,500万円借りて利息は7.1%、63年度で借りている1億260万円の利息は4.85%、このような現状に合わない高利な借り入れをしておいて、そしてなおこれを住民利用者に転嫁する計算を持ち出すことは、これにおいても不適切です。こういうような内容もあらわれているものであります。また……。

(「わかった。」) (「もうええわ。」) (「わかった反対する理由。」) (「前から議論してんねんからその時何故言ってくれなかった。」) 何回も言っています。青木議員も聞いているとおりであります。前回の値上げのときにもこの問題について努力がされていないということを指摘してきたわけです。

そういうようなことからいって、やはり前回の値上げから今回は水道事業懇談会が開かれていない、それは37.数%の値上げが前回出された後、余りにも高い値上げだからといってあたかも認められたかのような取り組みをされているわけですがけれども、決して認められていないということは明らかであります。まして、一度も水道事業推進懇談会を開いていないというのは、住民の意見を聞くことによって反対の声が大きくなるということのおそれを懸念されているからではありませんか。こういうような重大な問題については、当然広陵町で従前から行っていた水道事業推進懇談会を開いて議論をしていくのは当たり前のことでもあります。こういう値上げの問題を徹底して住民から意見を聞き、民主的に取り決めていくことが大事であります。そして、このような赤字体質の中だとおっしゃっている中身を検討してみると、赤字に決してならない、理事者側の努力が足りない結果、このような値上げを安易に提案していると言わざるを得ません。

重ねて言うておきますけれど、水道局の少人数で行っている点と頭脳を使うという点は別でありますから、はっきりと申し上げておきたいと思えます。そういう点で、まだ値上げの反対の理由はありますけれども、委員会等で述べていたことを含めて反対の理由にさせていただきます。以上です。

**議 長** ほかにありませんか。 11番議員！

**11番議員** 広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて賛成の立場で討論いたします。

水道料金の値上げについては、住民生活に直接影響を与えるもので慎重な議論が必要なことは言うまでもありません。今回の値上げについては、昨年12月5日の全員協議会、今年3月5日の全員協議会と2回にわたり議論を深め、また6月17日の産業建設委員会においても審議を尽くしてまいりました。その都度水道事業者からは詳細な答弁をいただき、議会としての判断に十分役立ちました。

反対討論の中にあつたいろいろな意見は、今後水道事業者において最善の努力をして、より事業の効率化を図る必要はあるが、今回値上げをせずに赤字を根本的に解消できるものではなく、平均12%の値上げについてはいたし方のないものであると判断し、賛成いたします。

今後は、10月の実施までに折あるごとに住民に対し十分な説明をしていただくこと。水道事業という公益企業性から経営効率と同時に、安全で安定的な水道水の供給にぜひ努力していただきますことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長 5 番議員！

5 番議員 再度反対の立場で討論をいたします。

今、いろいろ詳細にわたって寺前議員が反対の内容を述べたところですが、それについて賛成の中では、事業者においてこのような点について最善の努力をして改善を図っていくということが必要であることを指摘されました。全くそのとおりです。ですから、その努力が十分に実る結果が出るまで、やはり安易に値上げをすることは許されないことであります。

そして、住民の方に十分に説明をして納得をしてもらうということも賛成の討論の中でおっしゃってるわけなんですけれども、一般的な声をご存じでしょうか。この前も私たまたま電車に乗ってまして、私も名前もお顔も初めての方で知らない方だったんですが、たまたま隣り合わせになりまして、私も主婦ですから暮らしのことが話題になります。そういう中で、水道料金がすごく高くておかしいと思ってるんです、メーター壊れてるのかなあとか、そういうことを言っておられました。本当にメーターが壊れてるのかしらと思うぐらい水道料金については高いなというふうに思っておられる方は多々おられるわけなんです。私もこの広陵町に来たときにほんまにそのとおりメーター壊れてるのかなあ思うて、1 回水道のメーターの検査しに来てもらったことあるんですけども、日常的にやはり今広陵町の水道料金は高いという意識が一般的であります。ですからそういう中で、先ほども言いましたが、経済状態はデフレの状態、一方ではこのように公共料金ばかりがどんどんと値上げをされていく、暮らしを大きく圧迫していくということについては、皆さん納得されていないのが当たり前ではないでしょうか。

そして、とりわけここ数年間に、従来は水道料金は 100% に近い完納だったわけなんですけれども、だんだんと水道料金払えない方がふえてきまして、今毎年毎年最近はふえてる状態なんです。こういう状態の中で低所得といいますか、一般家庭のところ、そして少ししか水道を使わない方に一番多く率としては水道料金の値上げ率がかかるということになってまいりますので、これは大変重大な問題です。やはりこの点については、ほかの国保税等につきましては減免制度あるんですけども、水道料金には減免制度広陵町設けておりませんので、このまま徴収率がどんどん落ちていきますとここにまた新たな矛盾を来すことになってまいります。そういう救済措置もないままに、このような一般の少量しか水道を使わない、節約されている方に大きな料金の値上げになるということについては、反対をせざるを得ない状況でございます。

そして、公営企業会計ですから一般的な資本主義の企業会計で処理するということはでき

ないわけです。公営っていうことがついてはいます以上、公共の福祉が最優先されるべきであります。このことは従来からも指摘しているわけですがけれども、そのような公共の福祉を大切に、優先するという立場から見ましても、今回の値上げについては反対をするところでございます。（4番議員「議長、緊急動議。」）

議 長 4番議員！

4番議員 緊急動議を提案したいと思います。

先ほど賛成討論の中にも、反対理由に述べている問題について町が今後の課題として努力していただく内容があったわけですがけれども、私そういう意味を含めて、この採択を先に延ばして継続審議にすることを動議として提案します。

議 長 賛成者あります。

（賛成者挙手）

議 長 この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

継続審議の動議を直ちに議題にすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。この動議を直ちに議題にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立少数であります。したがってこの動議を議題にすることは否決されました。他に討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第35号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立多数であります。よって議案第35号は原案どおり可決されました。

次に議案第36号、広陵町都市公園条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

5番議員！

5番議員 賛成ですが、意見を加えて賛成としたいと思います。

本会議でも委員会でも議論されていましたが、防音壁についてはやはり必要であるという状態でありますので、再度この点について検討し、対応していただきたいと思っております。

そしてさらに、駐車場の出入り口について委員会の中で指摘があったわけなんですけれども、南側を出入り口といたしましたら大変危険な状態であることは、私も何人かに聞いたんですけれども、皆さん本当にびっくりしておられました。えっ、危ない、そんなことできないってということで、それでまたその担当課の方にもいろいろ説明も聞きましたが、北側にすると住民の方が路上駐車等で大変迷惑するのではということで、公団が南側に出入り口設けてほしいという説明もお聞きしたんですけれども、その心配も当然ございます。本当に大変な問題だなあというふうに認識するわけなんですけれども、それを差し引いたとしても、やはり南側に駐車場を設けるのは大変危険ではないかなというふうに思うんです。エコール・マミの警備員の方を置いてもらうように話をするというもおっしゃっておられましたけれども、私も早速エコール・マミの所長さんの方にお伺いしてご意見もお聞きしてきましたが、警備員は置くことはできないということをおっしゃっておられて、大変不安に思っているんです。

ですから、そういうことを踏まえまして、駐車場の出入り口についてはさらに検討を重ねて、北側で安全にできないのかということのを再検討していただくことを意見として加えて賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第36号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:05 休憩)

(A.M. 11:39 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

議員提出議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて、提出者の寺前議員から撤回の申し出がありましたので、日程から削除いたします。 1 番議員！

**1 番議員** 議会運営上、そのような方法もあると思いますが、きちっとではなぜ撤回したかと、この提案者に説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議 長** 4 番議員！

**4 番議員** 今回、この件について撤回することにしました。

一つの理由は、議長にも申し入れていたように、議員全体にかかわる問題であり、勉強会等を開いてこの広陵町が抱える財政問題に議員がどのように対応するのかということについて勉強会が特に持たれる必要があろうというように思います。特に、私たちは今回水道料金が値上げされる、提案されているという状況からいっても、議員が大幅に報酬を引き下げて、町民だけに痛みを与えないというのは当然のことだと考えています。しかし、額、あるいはまた時期等についても検討する必要があるというように思っています。ちなみに、国も 1 割カットを継続している状態、また奈良県では御所市などでも議員の報酬をカットしているという状態が続いています。こういうような中で、議員が真摯に勉強する機会を求めることが必要だというように私たちは思いました。

また、なお町民の間においてももっと意見を聞きながら議会に提案していくことが必要だということもあわせて今認識に到達した段階ですので、そのような努力も含めて今後やっていきたいというように思います。議員の報酬引き下げについては、一層努力して理解の得られるように皆さん方に働きかけていくつもりです。以上です。

**議 長** 次に日程 5 番、議員提出議案第 5 号、馬見丘陵公園に駐車場の増設を求める意見書については吉田君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いいたします。 7 番議員！

**7 番議員** それでは、馬見丘陵公園に駐車場の増設を求める意見書。広陵町、河合町にまたがる自然豊かな馬見丘陵公園は、近隣の住民ばかりでなく、遠く県外からの来園者、また遠足などの校外学習の場としてにぎわい、年間 3 5 万人の来園者があると推定されています。さらに、奈良県戦没者の慰霊モニュメントも完成し、さらに多くの来園者でにぎわっています。

また、馬見丘陵公園への交通機関は、今のところ近鉄バスの 1 日 3 往復しかなく、大部分の方が自動車での来園で、休日になると駐車場が足りない状況になります。さらに 10 月からは唯一の交通手段のバス路線が廃止される予定です。

馬見丘陵公園に隣接した広陵町の竹取公園は、馬見丘陵公園と一体となっておりわけ小さ

な子供連れの遊び場としても親しまれています。休日ともなると馬見丘陵公園と竹取公園をあわせて利用する来園者でにぎわい、路上駐車も多く、公園周辺は渋滞で大変混乱しています。竹取公園に隣接する広陵町図書館の駐車場もこのような公園利用者も含め満杯で、図書館の利用者に不便をかけている状態です。広陵町としては、このような駐車場不足に図書館の南側空き地を臨時駐車場として開放したり、苦慮しているのが実態です。

馬見丘陵公園は現在34.7ヘクタール開園され、駐車場は615台です。将来計画でも、公園面積65.3ヘクタールに対しまして815台しかありません。広陵町では竹取公園が6.5ヘクタールに対し、350台の駐車場、そして隣接する図書館70台、臨時駐車場約200台を用意していますが、休日の混雑ぶりにさらなる検討に迫られています。

自然に親しみ、安心して憩える場として、多くの方々に愛され、親しまれている馬見丘陵公園、竹取公園ゾーンを安心してご利用いただけるように、奈良県におかれましては緊急に馬見丘陵公園の駐車場の充実を図られますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年6月20日、広陵町議会。奈良県知事柿本善也殿。以上です。

**議長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

5番議員！

**5番議員** 賛成の立場で討論をいたします。

今回のこの経過の問題なんですけれども、理事者の方から竹取公園の駐車場の有料化が出されてきたときに、今有料化については問題点があるというこういう指摘の中で、県の方の公園に駐車場ということは必要だという認識のもとにこの意見書が提出されることになってまいりました。そういう経過を踏まえて、今後も安易に広陵町の竹取公園の駐車場の有料化を進めないようお願いをしておきたいと思います。

そして、この経過、本当はもっと早く意見書が議会の中で取り上げられるべきだったんですけれども、去年の12月議会の中で、山田議長のときでしたが、議長とそれから坂口議会運営委員会の委員長と2人で河合町の方に行って相談してくるから待ってくれという経過の中で、その後の河合町へ行ってどうだったのかという説明はいただいておりますが、遅くなってしまったわけですが、こういう中で今回委員会の方で意見書を提案していただいたことには感謝をし、大いに賛成をしたいと思います。

議 長 ちょっと済いません。中身についてちょっと訂正があるようで、えらい申しわけございません。

局 長 ちょっと説明させていただきます。

意見書の中身、上から5行目ですが、近鉄バスとなっておりますが、これ奈良交通バスということでご訂正お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第5号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第5号は原案どおり可決されました。

先ほどからちょっと出ておる問題でございますが、欠席議員が賛成になっているというのは、それはなれるということでございますので、県の方へも確認しておりますので、どうぞその点、よろしくお願いします。

議 長 次に日程6番、議員提出議案第6号、介護保険における通院介助の見直しを求める意見書については、松野君から提出され、所定の賛成者がありますのでこれより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いいたします。 5番議員！

5番議員 では、介護保険における通院介助の見直しを求める意見書についてを提案趣旨の説明をさしていただきたいと思います。

まず最初に、内容を読ませていただきたいと思います。

介護保険における通院介助の見直しについて。介護保険制度が始まって4年目、見直しの中で第2期介護保険事業がそれぞれスタートし、介護保険制度もようやく定着してきたところですが、今回の見直しの中で新たな問題点も出てきました。

この3月までは、要支援以上の認定を受けた人は病院への介助を訪問介護サービスとして介護保険サービスの対象となっていました。今回の見直しで新たに通院介助サービスが設けられる中で、要支援の人はサービスの対象から外され、医者に行けなくなったと深刻な事態も生まれています。介護を必要と認定された人に対して、従来どおりのサービスを保障する



ことは当たり前ではないでしょうか。よって、国におかれましては、要支援の人も通院介助サービスを受けることができるように、緊急の見直しをしていただくよう強く要望します。

こういう内容なのですが、具体的には一般質問の中でも説明をさせていただきましたけれども、今回の見直しの中で、従来でしたらこの病院への送り迎え、送迎ですね、乗降サービスにつきましては、ホームヘルプサービスの一環の中で実施をされておりましたが、今回はそれと区別をして乗降介助という別の新たなサービスが設けられたわけです。そしてこのサービスに移行したことによって、この介護保険の中では、ホームヘルプサービスは大体1回について2,300円ぐらいですので、今回は乗降サービスになりますと1,000円、1割負担ですから100円なんですけれども、そういう形でこのサービスを切り離したことにより介護保険の会計のやりくりについては、その点については若干のプラスになっているということは実態としてあるわけです。そういう中で、さらに要支援の、軽いからということで、自立だということでこの乗降介助をカットしてしまったというのが今のやり方です。

しかし、これによって広陵町の中でも何人かの方々が本当に困っておられます。要支援の中でもかなり幅がありますので、やはり一人で病院に行くのは大変不安だという方もおられるんです。そういう中で、共産党の方にも相談が何件か来ているわけですけれども、これは全国的な大きな問題です。ですから、これをもとに戻すことに対して、どういう問題があるかということ、全く問題がない、従来どおりにやってもらうことについて全く支障がないのが実態ではないでしょうか。

そして、今回こういう中で全国的にも、特に東京の方の情報では載っていたんですが、インターネットで見ましたら、外出支援サービスを強めてこの問題点を改善するよという、このような指導が載っていました。そして、奈良県の中でも外出支援サービスを周辺サービス事業として実施をしている自治体はたくさんあるわけです。やっていないところの方がなくて、広陵町は残念ながらやっていないという、こういう状況なんです。この外出支援サービス、広陵町で直ちに実施していただきたいのとあわせて、やはり根本的に介護保険制度を変えていくこと、もとに戻す改善をすることが必要です。

介護保険制度になりまして、福祉の公的責任という立場がだんだん薄らいできたのではないかと危惧をしているところであります。憲法25条では、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。また、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないという義務が課せられているわけです。そういう立場でこの広陵町の今回の介護保険の計画策定の見直し中で、一番最初のところに、

この言葉と同じではありませんが、こういう住民の皆さんの権利を守る立場でサービスに努めていくということを明記していただきました。そういう立場を理事者の人もよく理解していただき、またとりわけ議員の皆さんは住民の皆さんからいろいろな声を聞き、またいろいろな相談を受けながら、この広陵町の住民の皆さんにどのようなサービスを提供していこうかということを決定する責任があるわけですから、十分にその点を認識していただいて、ご理解いただいて、この意見書について賛成していただきますように心からお願いをいたします。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

4番議員！

**4番議員** 特に、市町村の担当しているところで、今まで支援の方々に制度があったものが突然になくなったと、そしてこれも施設事業者のところでも戸惑いと混乱が起こっているのが実態であります。このような本当に介護保険制度ができて以来、それによって保険を払っている人たちが受けられる制度が受けられないというような形で切り捨てるということは許されない問題だと思います。なお、こういう問題が法律で行われているということからかながみても、市町村、特に広陵町でこのように該当しなくなった方々への支援を早急に行っていただきたいと。サービスの拡充は社協やまたシルバー人材センターでの活用なども念頭に入れて手だてを取り組んでいただくこともあわせて要望しておきたいと思います。

**議 長** ほかに。 1番議員！

**1番議員** この意見書については、中身についてはいろいろ問題点あるかはわかりませんが、今の時点において、こないだ法改正もありましたし、これからいろいろ改善される、介護保険制度ができて4年目を迎えるわけですが、いろいろな改善に向かって、この厚生労働省の方もきちっとやられてる中、また公明党から出してる大臣でございますので、それなりに公明党の議員として守らなければいけないという観点から、ちょっと読ませさせていただきたいと思います。

厚生労働省は、要介護者の通院などに利用される介護タクシーについて、都道府県知事が介護タクシー事業者の指定を行うに当たっては、所在地の市町村に対して意見を求めることとすると基準に定めたと。さらに、介護タクシーの適正な実施について都道府県に通知したと。介護保険の対象となる介護タクシーについては、利用者が急増しているため、適正に適

用されなければ保険財政悪化の一因となるとの指摘もあると。通知は都道府県に対し、介護タクシーの事業者を指定する際に、市町村の意見を求め、サービス提供状況などの実態を十分に把握するよう求めていると。現行では、介護タクシーの利用には訪問介護の身体介護型30分未満が適用され、乗車と降車の介助のみで2,100円の報酬がタクシー会社に支払われている。このため、運賃を取らずに1割の自己負担分、210円のみでサービスを提供し、利用者を確保する会社もあると言われ、市町村などが法的サービスとしては不適切として適正化を求めたのであります。

この4月に改定される介護報酬では、介護タクシーについて通院等のための乗車、降車の介助という新しい項目を設定、報酬を1回当たり1,000円に抑えた上で、対象者も要介護1以上とし、要支援の高齢者には適用されないことになったのであります。今後、新たな介護タクシーを始める場合は、通院等のための乗車、降車の介助を行う事業者として都道府県の指定を受けなければならないわけであります。

介護保険も丸3年、同省はサービスの定着に努めてきたが、今後はサービス適正化の取り組みを重視しなければならないとの考えを持っているようであります。今回の改正の件については、厚生労働省は介護報酬見直しにあわせ、質の高い向上の観点から洗い出しを行ったとしているのであります。サービス内容について、利用者に文書で示すことや内容を記録することを徹底したのは、介護サービスをめぐり何が行われているかを目に見えるようにすることがポイントだと強調しているようであります。

これを徹底さしていただいて、いろんなケースはあると思いますけども、現状を見ながら、またいい方向に改定されればと思います。この意見書についてはできたばかりでありますので早いのではないかと思いますので、反対したいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 次に日程7番、議員提出議案第7号、乳幼児医療費無料化の拡充を求める意見書については寺前君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして、提案の説明をお願いいたします。 4番議員！

4番議員 乳幼児医療費無料化の拡充を求める意見書について。広陵町では、過去共産党は3歳未満児の医療費の無料化などを提案をしてきました。その際にも、本議会は5歳未満までの医療費の無料化については議会で採択されています。そのことについては、初めての議員諸公もおられるわけですが、ここに参加しておられる方々もその議案に賛成された方もおられるわけです。今回は、広陵町の議会としては1歳を繰り上げて6歳までの医療費無料化を求めるということであり、本議会の継続性からいっても6歳未満児の医療費の無料化については賛成していただくことが継続性を持った取り組みの内容だということに思いますので、前もって説明をしておきたいと思います。

さて、我が国の出生率は年々低下し、2001年の値は人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回る1.33にまで低下し、まさに危機的な水準に至っています。また、その中でも奈良県は1.22と低く、全国で43位であります。少子化の進行は人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子供の健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されています。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、就学前まで医療費の補助をしている自治体は全国で193、奈良県でも平群町、明日香村、山添村が行っています。その他独自施策を実行している自治体は多いわけです。

乳幼児医療費の無料化は多くの子育て世代を励まし、病気の早期発見、早期治療に大きな役割を果たしています。国が2歳未満児の自己負担を3割から2割に引き下げたことにより、多くの県では無料化が進みましたが、奈良県では逆に自己負担を引き上げました。奈良県はこのような無料化の流れに逆行するのではなく、一日も早く乳幼児医療費無料化制度の所得制限を撤廃するとともに、小学校就学前までの医療費まで対象者を拡大するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内容はこのような内容であります。

また、全国では、現在もこの就学前までの医療費を求める運動が大きくなっています。5月21日には乳幼児医療費無料福祉制度を国に求める全国ネットワークが立ち上がりました。これには作家の椎名誠さんや俳優の西田敏行さんなどが呼びかけになって結成されたも

のでありますけれども、この動きは全国津々浦々広がっていています。全国では都道府県30以上の都道府県がこの制度を制定しているように、大きな広がりを見せています。奈良県でもこの広陵町議会、先ほど当初言ったように、5歳未満児までの医療費無料化を決議しているわけですから、1歳引き上げて就学時前までの医療費無料化についてぜひ賛同いただくようお願い申し上げます。以上です。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の討論がないようですので、全員一致だというふうに認識しておりますけれども、賛成討論で補強をしておきたいと思います。

この乳幼児医療費の助成の推進につきましては、公明党の方もこれは推進すべきだということに取り組んでいるということがインターネットの中で明らかになっていることを紹介しておきたいと思います。

そして、国会の状況なんですけれども、参議院におきましては2001年6月の参議院本会議で全会一致で採択された内容ですけれども、少子化対策推進に係る決議という中で、乳幼児医療費の国庫助成等に重点的に取り組むべきだということでも全会一致で賛成をされている中身です。とりわけ、全国的には今寺前議員も言いましたように、三十数都道府県で既に実施をされているわけですが、奈良県の場合は全国的に見まして3歳児未満ということとあわせて、去年の秋に老人医療費の一部有料、負担増大、1割負担導入される中で、この乳幼児医療費も一部負担が加わったものですから、全国的には最悪の状況にあると言わざるを得ない状況です。

そういう中で、緊急に奈良県がこの乳幼児医療費無料化、就学前まで制度として実施していくことは、県民の大きな願いであります。その後はやはり国の方でも制度をつくってほしいわけなんですけれども、そういう中でぜひこの広陵町としても、広陵町の子育て中のお母さんの願いをやっぱりみんなで支えて、とりあえずは県で実施してほしいというこの意見書採択に賛成をしていただけるものと確信しているところです。

以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第7号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議員提出議案第7号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付されました事件はすべて終了いたしましたので、  
会議を閉じます。

平成15年第2回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 0 : 09閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成15年6月20日

広陵町議会議長 山 本 悦 雄

署 名 議 員 山 本 登

署 名 議 員 青 木 義 勝